国際関係事業に関する報告書
2017-2018年度版

The Report about International Relations
Activities in the Japan Federation of CPTAs
Associations and Regional CPTAs Associations

日本税理士会連合会国際部

International Relations Department
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

国際関係事業に関する報告書

2017-2018 年度版

The Report about International Relations
Activities in the Japan Federation of CPTAs
Associations and Regional CPTAs
Associations

日本税理士会連合会国際部
International Relations Department
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

国際関係事業に関する報告書

― 2017-2018 年度版 ―

目　　次

ご 挨 拶 …… 1

は じ め に …… 2

第Ⅰ部　2017－2018 年度 日税連の国際関係事業への取組み

Ⅰ　ＡＯＴＣＡへの活動支援

１．設立から２６年 …… 3
２．新体制での専門委員会スタート …… 6
３．他の国際組織との連携強化 …… 7
４．ＡＯＴＣＡマニラ会議 …… 8
５．ＡＯＴＣＡウランバートル会議 …… 9

Ⅱ　諸外国の税務専門家団体との継続的な交流

１．日税連の友好協定締結状況 …… 11
２．韓国税務士会との交流 …… 12
３．ドイツ連邦税理士会との交流 …… 12

Ⅲ　アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動

１．インドネシア国税総局幹部の来訪 …… 13
２．モンゴル税理士会役員の来訪 …… 14

Ⅳ　国税庁・税務大学校等との連携

１．国税庁・税務大学校等からの出講要請への対応 …… 14
２．国税庁による技術協力・国際課税を巡る動向に関する講演会の開催 …… 15

Ⅴ　国際税務情報研究会の活動

１．国際税務情報研究会 …… 16
２．国際部との連携 …… 16
３．ニュージーランド税制視察 …… 17
４．米国税制視察 …… 17

Ⅵ　積極的な情報発信への取組み

１．『税理士界』への寄稿 …… 18
２．税理士制度紹介ツールの充実 …… 18
３．日税連税法データベース（TAINS）「国際税務情報」サイトへの情報提供 …… 18

第Ⅱ部　2017－2018 年度 税理士会の国際関係事業への取組み

Ⅰ　税理士会の国際関係事業の概況に関するアンケート調査について …… 19

Ⅱ　税理士会の所掌機関・国際関係事業の状況 …… 19

Ⅲ　外国の専門家団体との協定の締結状況 …… 42

第Ⅲ部　グローバル社会における税務専門家制度と日税連の国際関係事業の今後の方向性

Ⅰ グローバル社会における税務専門家制度のあり方について…… 43

Ⅱ 日税連の国際関係事業の今後の方向性 …… 44

◇資料編

［資料 1］　税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果 …… 47
［資料 2］　グローバル社会における税務専門家制度のあり方について …… 52
［資料 3］　アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約 …… 57
［資料 4］　AOTCA 加盟団体一覧 …… 64
［資料 5］　2017 年 AOTCA マニラ会議レポート …… 65
［資料 6］　2018 年 AOTCA ウランバートル会議レポート …… 100
［資料 7］　韓国税務士会概要 …… 143
［資料 8］　日本税理士会連合会・韓国税務士会 定期懇談会事績 …… 145
［資料 9］　ドイツ連邦税理士会 …… 149

むすびに …… 153

日税連国際部委員リスト …… 154

編集後記 …… 154

ご　挨　拶

日本税理士会連合会の国際関係事業のあゆみは、1992年に日税連の提唱によりアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）を設立し、翌1993年に国際交流・関係事業を所掌する分掌機関である「国際委員会」（現「国際部」）を設置することによりスタートしました。以来、日税連は、AOTCAにおける活動を中心に、諸外国の税務関係機関及び諸団体との交流活動を積み重ね、着実な成果を上げてまいりました。

2013年には、税務情報の収集等に関する調査研究を行う「国際税務情報研究会」を設置し、国際関係事業の更なる推進を図るための組織体制の整備を進めてきました。

これにより、日税連の国際関係事業の大きな柱の一つであるアジア諸国における税務専門家制度の創設や制度発展のための支援策がより効果的に講じられることとなり、2019年4月現在において、ドイツ連邦税理士会をはじめとした諸外国の15団体と友好協定を締結するに至ったところであります。

一方、AOTCAは、2019年の釜山会議で17回目の定時総会の開催を迎えることになりますが、日税連は、これまでに池田顧問（2015 ～ 2018年AOTCA会長）をはじめ3名のAOTCA会長を輩出するとともに、2015年からは事務局の機能を日本が担う等、積極的にAOTCAの運営・活動に関与してまいりました。毎年の定例会議とともに開催されるタックス・カンファレンスには、国際部と国際税務情報研究会の役員等が参加しセッションスピーカーを派遣するなど、日本からの情報発信力の強化に努めております。

また、各税理士会においても様々な国際関係事業に取り組んでおります。今後、日税連と各税理士会との間で連携・協力を進めることにより、国際関係事業に関する活動がより効果的に展開することで、ZEIRISHI制度をより多くの国に理解してもらい、このすばらしい制度の輸出を行っていきたいと考えております。

近年、デジタル経済の加速、経済のグローバル化が進むなか、多国籍企業の活動実態に即した課税ルールの在り方などの課題を浮き彫りにしております。これら課題の解決に向け、各国の税務行政当局が検討を進めるなか、税の専門家の視点から各国の専門家団体との情報交換、交流を持つことの意義は更に増していくものと思われます。

この報告書が、日税連及び各税理士会において今後の事業を進めるうえでの一助となれば幸いです。

おわりに、本報告書の編集・執筆に当たられた前原明弘国際部長はじめ委員の方々に感謝の意を申し述べます。

日本税理士会連合会
会長　神津　信一

はじめに

このたび、国際部では、2017年4月から2019年3月までの国際事業活動の成果を「国際関係事業に関する報告書―2017-2018年度版」として、取りまとめることができました。これは、日本税理士会連合会及び各税理士会の行う国際関係事業の現状を把握し、その事業に関する情報の共有化を図るために2010年に第１号の報告書の刊行を始めとし、今回が第5号の報告書となります。

日本税理士会連合会では、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(AOTCA)との連携・協調を図り、同協会の事業活動に対し積極的に支援・参加するとともに、国際交流事業の推進を目的として、1993年に国際委員会が設置されました。当初は少人数の組織でスタートした委員会は、2010年に当時の友利博明委員長の強いリードの下、当時の委員会の編成が全国15単位会に拡充されました。私も、その委員会の参加メンバーの一人として当時を懐かしく思います。その後、2014年7月24日の総会において「国際委員会」が「国際部」に改組されました。このことは日税連が行う国際事業の重要性が増してきた結果であると言えます。さらに、2013年には、国際部の活動を支えるとともに、諸外国における税務情報の収集及び調査研究を目的とした「国際税務情報研究会」を設置するなど、グローバル化社会における日税連の国際的な視点に立った活動の強化、組織体制の整備を図ってきました。現在では、日税連での国際交流事業はAOTCAの活動に対する支援はもとより、諸外国の税務専門家団体との友好協定締結に基づく交流活動、諸外国における税理士制度導入及び制度発展に向けた支援、さらには日本の税理士制度の広報活動を柱として展開しているところです。

今回の報告書では、日税連及び各税理士会で活動した2年間の国際関係事業への取り組みについて詳細に報告するとともに、特に、設立から26年経過したAOTCAへの拡大する活動支援の推移を紹介し、アジア・オセアニア地域での税務専門家制度の更なる発展に向けて、日税連が継続してリーダシップを発揮することを期待します。

おわりに、本報告書の編集・執筆に携わって頂いた国際部委員のメンバーをはじめ、執筆にご協力頂きました皆様方に敬意を申し上げるとともに、国際関係事業の新たな段階への発展を願います。

日本税理士会連合会
副会長　太田　直樹
（国際部担当副会長）

第Ⅰ部

2017-2018 年度

日税連の国際関係事業への取組み

日税連の国際関係事業は、①アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（Asia-Oceania Tax Consultants' Association, AOTCA）の活動に対する支援、②諸外国の税務専門家団体との継続的な交流活動、③アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動、④国税庁・税務大学校等との連携、⑤国際税務情報研究会の活動、⑥積極的な情報発信への取組みなど、多岐にわたって展開している。以下にその概要を記す。

Ⅰ　ＡＯＴＣＡへの活動支援

１．設立から２６年

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）は、日税連の提唱により 1992 年 11 月に設立され、アジア・オセアニア地域における税務専門家のための国際組織として歩みながら 26 年の月日が流れた。本協会の設立にあたり、その手本となったのは当時既に 30 年以上の歴史を有していた、欧州における税務専門職業団体の連合体であるヨーロッパ税務連合（Confédération Fiscale Européenne, CFE）[1]の存在であった。

AOTCA は、設立当初わずか 10 団体で発足したが、アジア諸国における税務専門家制度の創設や制度発展の取組みから、加盟団体数は徐々に増加し、2018 年 10 月末現在では 15 カ国・地域の 20 団体（準加盟団体含む）にまで発展した。その推移は表 1-1 のとおりである。この間、CFE との連携・協力関係の促進から、国際規模の税務専門家組織として、後述の「グローバルタックスアドバイザープラットフォーム」が発足した。これは前身である「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」が発展したものである。また、国際機関からの要請に応え得る組織の構築として、新たに専門委員会及び専門業務委員会を設置するなど、変化・発展してきている。

AOTCA では、毎年 1 回、アジア・オセアニア地域の主要都市（開催地の事績：表 1-2）において、AOTCA の意思決定機関である定時総会を開催し、役員及び各加盟団体の代表者が出席し AOTCA の運営に係る重要事項の審議を行い、監事会、役員会等も併せて開催している。これらの定例会議のほかに、ホスト団体ではタックス・カンファレンスを企画・実施している。このカンファレンスでは、主に国際税務に関する諸問題やアジア地域を取り巻く税務環境に係るトピッ

[1] CFE (Confédération Fiscale Européenne,ヨーロッパ税務連合）：1959 年設立。本部はブリュッセルにある。現在、24 カ国 30 の税務専門家団体が加盟しており、ヨーロッパ諸国の税務専門家 20 万人超を代表する。

クをテーマに選定し、基調講演、パネルディスカッション等のセッションで構成されている。加盟団体の構成員がスピーカーとして参加するほか、国際機関、開催国の税務行政機関、企業及び学界等からゲストスピーカーを招請し、多彩かつ充実した内容の国際会議となっており、多くの参加者を集めている。日税連では同カンファレンスへの参加及びスピーカーの輩出に積極的に取り組んでいる。また、国際部ではスピーカーのサポート体制を強化すべく、国際税務情報研究会と連携し、税務行政機関への協力依頼、講演者の招聘活動、テーマの検討、データ収集、発表資料作成等にあたっている。その事績は表 1-3 のとおりである。

日税連は、AOTCA 発足提唱団体として、財政的支援はもとより、事業活動の運営の中枢を担い、その発展に多大な貢献を行ってきた。AOTCA 歴代の会長は表 1-4 のとおりであるが、特に、日税連から選任された初代（1993 年～1997 年）、第 4 代（2005 年～2008 年）及び第 7 代（2015 年～2018 年）会長の在任期間中には、加盟団体の拡充、組織基盤の整備、加盟団体間の相互理解が大きく進展した。

2018 年のウランバートルでの定時総会において、池田隼啓日税連顧問が AOTCA 会長を退任し、会長代理を務めていたフィリピンのユーニー・マタ・ペレス氏が AOTCA では初めての女性の会長としてバトンを引き継ぎ、新たな 1 ページの幕開けとなったが、引き続き、事務総長、財務担当役員及び専門委員会委員長が日税連から選任されるなど、組織運営に今なお深く関わっている。日税連は、アジア・オセアニア地域の税務専門家制度の更なる発展に向けて今後も継続したリーダーシップの発揮を求められているといえる。

表 1-1　AOTCA 拡大の推移

年度	団体数	団　体　名
1992	10 （8 ヵ国・地域）	パキスタン税法協会 All Pakistan Tax Bar Association CPA オーストラリア　CPA Australia（2018 年脱退） 香港会計師公会　Hong Kong Institute of Certified Public Accountants オーストラリア勅許会計士会　Institute of Chartered Accountants in Australia（後に脱退） 日本税理士会連合会　Japan Federation of CPTAs Associations 韓国税務士会　Korean Association of Certified Public Tax Accountants マレーシア勅許租税協会 Chartered Tax Institute of Malaysia 中華台北記帳及報税代理人公会全国連合会 Tax Accountancy Association Union, Chinese Taipei フィリピン税務協会 Tax Management Association of the Philippines オーストラリア租税協会　The Tax Institute, Australia
1994	12	香港税務学会 Taxation Institute of Hong Kong 日本税務研究センター Japan Tax Research Institute
1998	13	シンガポール勅許会計士協会 Institute of Singapore Chartered Accountants（2014 年脱退）
2001	14	インドネシア税理士会 Indonesian Tax Consultants' Association
2002	17	モンゴル税理士会 Mongolian Association of Certified Tax Consultants スリランカ勅許会計士会(準加盟) Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka バングラデシュ勅許会計士協会（準加盟） Institute of Chartered Accountants of Bangladesh
2004	20	中国注冊税務師協会 Chinese Certified Tax Agents Association インド税務実務家協会 All India federation of Tax Practitioners（2013 年脱退） タイ会計士連合会 Federation of Accounting Professions, Thailand（準加盟、2010 年脱退）

2005	20	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ全国会計士会　Institute of Public Accountants, Australia
2009	21	ベトナム税理士会　Vietnam Tax Consultants' Association
2012	22	ベカス・ペガワイ・ハシル・マレーシア Bekas Pegawai HASIL ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ税理士会 Singapore Institute of Accredited Tax Professionals
2014	21	中華台北記帳士会全国連合会　Chinese Taipei Certified Tax Agents Association

注：団体名はすべて現在の名称

表 1-2　定例会議（役員会・定時総会）開催地　　（＊は国際コンベンション開催）

年度	開催地	年度	開催地	年度	開催地
1992	東京（設立総会）	2002	京都*	2012	ソウル*
1993	シドニー	2003	ソウル	2013	ハノイ
1994	東京	2004	カラチ	2014	台北
1995	ソウル	2005	マニラ	2015	大阪
1996	京都	2006	香港	2016	香港
1997	マニラ	2007	クアラルンプール*	2017	マニラ
1998	クアラルンプール	2008	上海	2018	ウランバートル
1999	台北	2009	ムンバイ	2019	釜山
2000	ソウル	2010	シドニー	2020	バリ（予定）
2001	クアラルンプール	2011	バリ		

表 1-3　AOTCA セミナーへのスピーカー派遣

会　議	日本側代表スピーカー	プレゼンテーションテーマ
1994 年東京会議	小松芳明亜細亜大学教授	戦後の日本国の国際課税の発展と動向
	渡邊省三制度部長 松下光弘東京地方会制度部長	日本の税理士制度の現状と課題
1996 年京都会議	足立芳寛通産省工業技術院技術審議官	日本企業から見た東南アジア諸国への投資とその問題点
1997 年マニラ会議	植松省自国際委員長	日本における外国投資環境
1999 年台北会議	小林健彦国際委員	日本における税の公平性の確保と課税標準の拡大対策
2000 年ソウル会議	奥田実国際委員	変化する日本経済構造における税理士の役割
2002 年国際ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ（京都）	黒田東彦財務官（基調講演） 大武健一郎主税局長（分科会）	ｱｼﾞｱ・ｵｾｱﾆｱにおける経済統合と税制調和 税理士の役割
2004 年カラチ会議	田中善雄国際委員長	中小会社会計基準
2007 年国際ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ（ｸｱﾗﾙﾝﾌﾟｰﾙ）	古川勇人国税庁国際企画官	ビジネスのグローバル化における税務上の課題
2009 年ムンバイ会議	三谷英彰近畿会国際部委員	日本の消費税制
2011 年バリ会議	松岡宣明国際委員	日本の移転価格税制
2012 年国際ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ（ソウル）	長谷部光哉国際委員 瀧谷和隆国際委員	税務専門家の規制 異業種間共同経営
2013 年ハノイ会議	瀬山美恵国際委員	日本の移転価格税制

2014 年台北会議	中里実東京大学大学院教授 中西良彦国際委員	BEPS 問題における税務専門家と法務専門家 電子的役務提供取引におけるVAT課税
2015 年大阪会議	林信光前国税庁長官 金子宏東京大学名誉教授／ 中里実東京大学大学院教授 浅川雅嗣財務官 富村将之租税教育推進部長	変貌する世界経済と税務行政の課題（基調講演） ﾙｰﾙ・ｵﾌﾞ・ﾛｰと日本の租税法／日本の国際課税—BEPS ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄはどこまで実現されるか（特別講演） OECD の BEPS プロジェクトについて（特別講演） 税務専門家による租税教育への取組み
2016 年香港会議	川田剛国際税務情報研究会会長代理	各国の BEPS 対応
2017 年マニラ会議	小倉毅国際部副部長	日本の中小企業の税制改革
2018 年ウランバートル会議	中里実東京大学大学院教授 田尻吉正国際部特命委員	GAAR の法制化の危険な側面:戦前ﾄﾞｲﾂの事例 AOTCA 加盟各国における税務専門家制度に関する調査について

表 1-4　AOTCA 歴代会長

就任期間	会長	会長所属団体（事務局担当）
1992 年 11 月～1996 年 12 月	片岡輝昭	日本税理士会連合会　（同左）
1997 年 1 月～2000 年 12 月	デビッド・ラッセル	オーストラリア租税協会　（同左）
2001 年 1 月～2004 年 12 月	具鍾泰	韓国税務士会　（同左）
2005 年 1 月～2008 年 12 月	森金次郎	日本税理士会連合会　（同左）
2009 年 1 月～2012 年 12 月	ギル・レビー	オーストラリア租税協会　（同左）
2013 年 1 月～2014 年 12 月	トーマス・リー	香港税務学会　（ｵｰｽﾄﾗﾘｱ租税協会）
2015 年 1 月～2018 年 12 月	池田隼啓	日本税理士会連合会　（同左）
2019 年 1 月～	ユーニー・マタ・ペレス	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ税務協会（日本税理士会連合会）

２．新体制での専門委員会スタート

経済活動のグローバル化が進み、税務専門家が直面する課題として、BEPS 行動計画の実施、租税回避問題、マネーロンダリング対策等が注視されている。このような状況の中、税務専門家団体としての見解を効率的にとりまとめ、発信する内部機関の必要性が出てきたことから、2014 年の定時総会において AOTCA 専門委員会が設置された。専門委員会は、毎年開催される定時総会と合わせて会議が開催され、税制、国際税務問題等に関する情報共有及び意見交換が行われている。

2017 年の会議にて委員長の交代が行われ、日税連の川田剛・国際税務情報研究会会長代理が AOTCA 専門委員会委員長に就任した。2018 年の会合では、加盟団体からの委員推薦も増え、「移転価格文書化と国別レポート（BEPS 行動計画 13）」をディスカッションテーマに取り上げ、事前に提示された質問事項に基づき、各国事情について比較検討・意見交換が行われた。新体制での委員会では、適時ディスカッションテーマを選定したうえで、積極的な活動が進められている。

なお、日税連からは川田委員長ほか、長谷部光哉国際税務情報研究会委員が発足当初より委員を務めている。

３．他の国際組織との連携強化

加盟団体が拡大し組織基盤が安定するのに伴い、AOTCA の認知度はアジア・オセアニア地域に留まらず国際的にも高まってきた。このような中で、歴代役員の尽力により、他の税務関係国際組織との交流が進み、連携が強化されてきた。以下にその概要を記載する。

（１）CFE（ヨーロッパ税務連合）との連携

CFE は AOTCA 設立のモデルとなった国際組織であり、長年にわたり相互の交流が促進されており、それぞれの定例会議、カンファレンス、フォーラム等の行事への代表者の出席、スピーカーの派遣等が定例的に行われている。

写真 1-1　モデル納税者憲章 HP

2009 年に AOTCA、CFE 及び信託・不動産管理者協会（STEP）[2]の 3 団体[3]は、世界各国における納税者憲章の特質を把握することを目的に、モデル納税者憲章に関する共同プロジェクトを開始した。プロジェクトの第一段階として、各団体に属する税務専門家団体を対象とし 18 分野 164 項目のアンケート調査を行い、調査結果の詳細な分析を経て、2013 年に 37 カ国（世界 GDP の 73%）の実態に関する「モデル納税者憲章第一次報告書」が出版された。その後、対象国を追加した調査が継続され、2016 年には最終報告書が出版された。なお、本プロジェクトには専用ホームページ[4]が開設されている。

また、AOTCA 専門委員会と CFE 租税委員会は、2015 年から、OECD の BEPS 行動計画について検討を行い、共同意見書をとりまとめ、順次 OECD に提出している。

（２）グローバルタックスアドバイザープラットフォーム

税務に関してこれまでは、専門職業が制度化されていない国が多く、また弁護士や公認会計士のように、国際法曹協会（International Bar Association）や国際会計士連盟（International Federation of Accountants）といった世界規模の組織は存在していなかったが、上述のモデル納税者憲章共同プロジェクトを契機として、税務専門家の世界的なネットワークの構築の機運が高まってきた。

そして、AOTCA と CFE に西アフリカ租税協会連合（West African Union of Tax Institutes, WAUTI）を加えた三者協議が行われ、税務専門家のグローバルな組織の構築に向けた合意文書「サンクトペテルブルグ宣言」がとりまとめられた。同宣言は 2014 年 10 月 24 日に台北市において

---

[2] STEP（Society of Trust and Estate Practitioners、信託・不動産管理者協会）：信託、遺産相続等の分野を扱う実務専門家のための組織が中心となる国際組織で、本部はロンドンにある。世界 95 カ国・地域に 2 万人を超える会員を擁し、会員には弁護士、会計士、信託専門家、税務のスペシャリスト、銀行家、ファイナンシャル・アドバイザー等が含まれる。

[3] AOTCA、CFE、STEP を構成する各国の税務専門家の総数は 50 万人を超えると言われる。

[4] http://www.taxpayercharter.com/index.asp

署名され、「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」が正式に発足した。

2015 年 3 月 27 日、ブリュッセルにて最初のグローバルフォーラム会議が開催され、BEPS 行動計画の検討及び共同意見書のとりまとめに向けて協議を行った。翌 2016 年には、AOTCA、CFE 及び WAUTI の関係役員の出席の下、BEPS 行動計画の実施状況、今後の検討課題について意見交換が行われた。

その後、国内、多国間及びグローバルな税務における専門家の役割の重要性をより明確にするとともに、グローバルフォーラムを議論の場として位置づけるため、10 項目から成る活動方針が採択された。そして、これらを盛り込んだ「ウランバートル宣言」の署名式が 2018 年 9 月 14 日に行われるとともに、「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」は「グローバル・タックスアドバイザー・プラットフォーム」に改称された。

（３）SGATAR との連携

アジア・オセアニア地域の税務行政当局の長官による国際組織であるアジア税務長官会合(Study Group on Asian Tax Administration and Research, SGATAR)は、年 1 回加盟国が持ち回りでホスト国を務め、定期会合を開催している。SGATAR の会議には加盟国 17 カ国・地域の税務行政当局の長官及び行政官が参加しているが、その他準加盟国及び税務に関連する国際組織等がオブザーバーとして参加が認められている。

AOTCA では、2005 年頃より役員または開催国の加盟団体代表者を SGATAR の会議にオブザーバーとして派遣してきたが、2017 年に常任オブザーバー資格が付与された。AOTCA のほか、OECD、アジア開発銀行（Asian Development Bank, ADB）、世界銀行グループ、米州税務長官会議（Inter-American Center of Tax Administrations, CIAT）[5]、IBFD（International Bureau of Fiscal Documentation, 国際税務情報センター（仮称））[6]、国際通貨基金（IMF）等が SGATAR の常任オブザーバーとされている。

毎年の SGATAR 会合では、長官会議のほか、税務行政に関する諸問題をテーマとするワーキンググループが開催されている。2017 年の第 47 回会合（於、フィリピン・ボラカイ島）では、①移転価格税制、②情報の管理及び利用、③税務行政における人事育成、2018 年の第 48 回会合（於、中国・浙江省）では、①BEPS の実施状況、②「共通報告基準（CRS）」の実施状況、③税務専門サービス提供者の役割がディスカッションのテーマに選定された。

４．AOTCAマニラ会議

AOTCA は、2017 年の定例会議をフィリピン税務協会（TMAP）をホスト団体とし、2017 年 10 月 18 日から 20 日にかけて、マニラ市のマカティ・シャングリラホテル・マニラにて、定時総会、役員会、監事会、専門委員会及びインターナショナル・タックス・カンファレンス（AOTCA マニラ会議）を開催した。

マニラ会議には、14 カ国・地域の税務専門家等 300 名が出席し、うち日本からは日税連役員・

5 CIAT（Inter-American Center of Tax Administrations, 米州税務長官会議）: 1967 年に設立されたアメリカ大陸を中心とした税務行政当局の国際組織。アメリカ、カナダをはじめ北米・中南米諸国 31 カ国、ヨーロッパ地域の5カ国、アフリカ地域の 2 カ国、アジア 1 カ国、計 39 カ国が参加している。

6 IBFD（International Bureau of Fiscal Documentation, 国際税務情報センター（仮称））: 1938 年設立。国際税務・税法等に関する質の高い情報提供を目的とする研修・研究機関。CFE の関連機関。本拠地はアムステルダムにある。

国際部及び国際税務情報研究会委員等約 40 名が参加した。

19 日午後から 20 日にかけて開催されたインターナショナル・タックス・カンファレンスでは、各国の税制改正をテーマとするセッションにおいて、小倉毅国際部副部長が日税連を代表して日本の中小企業における税制改正の最新事情についてプレゼンテーションを行った。（表 1-5）

表 1-5　AOTCA マニラ会議インターナショナル・タックス・カンファレンスプログラム　（敬称略）

2017.10.19（木）	
開会挨拶	池田隼啓 AOTCA 会長／マリア・ローデス・リム　ﾌｨﾘﾋﾟﾝ税務協会会長
基調講演	キャサリン・マナハン租税裁判所長
トピック 1　特別講演「ポスト BEPS の動向」	デビッド・ラッセル AOTCA 名誉顧問
トピック 2　移転価格税制、ポスト BEPS 実施状況とその後の動向	モデレーター：アレックス・カブレラ(ﾌｨﾘﾋﾟﾝ) スピーカー：カルロ・ナバロ(ﾌｨﾘﾋﾟﾝ)／ポール・ラウ(ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ)／ピーター・スー(台湾)／ティンカー・チェン(中国)
トピック 3　アメリカの税制改革とその影響	グレゴリー・ラモント米国公認会計士
2017.10.20（金）	
来賓挨拶	カエサル・デュレイ内国歳入庁長官
トピック 4　"モデル納税者権利憲章最終報告書"	マイケル・カデスキーAOTCA 顧問
トピック 5　税務争訟仲裁と還付手続	モデレーター：ビクター・デ・ディオス(ﾌｨﾘﾋﾟﾝ) スピーカー：カイ・エン・イェオ(ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ) リアクター：ラストン・タンブナン(ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ)／トレイシー・レンス(ｵｰｽﾄﾗﾘｱ)
トピック 6　税制改革	モデレーター：ビクター・デ・ディオス(ﾌｨﾘﾋﾟﾝ) スピーカー：M・テレサ・ハビタン(ﾌｨﾘﾋﾟﾝ)／ロック・ツァオ（中国）／小倉毅（日税連）／ル・カン・ラム（ﾍﾞﾄﾅﾑ）
トピック 7　租税とテクノロジー	モデレーター：ベネディクト・トゥゴノン(ﾌｨﾘﾋﾟﾝ) スピーカー：キム・キジュン（韓国）／サンドラ・セガラン(ﾏﾚｰｼｱ)／エンクズール・ジャンバル(モンゴル)／ジェレミィ・チョイ(香港)
トピック 8　Paying Tax サーベイ	マリア・ローデス・リム　フィリピン税務協会会長
トピック 9　各国の動向：税務行政のベスト・プラクティス	モデレーター：エレノール・ロケ(ﾌｨﾘﾋﾟﾝ) スピーカー：シー・チョウ・ファン（台湾）／テレサ・チョウ(ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ)／マリサ・カブレロス(ﾌｨﾘﾋﾟﾝ)／コ・ジュンホ(韓国)
閉会挨拶	ユーニー・マタ・ペレスＡＯＴＣＡ会長代理

５．AOTCAウランバートル会議

2018 年 AOTCA ウランバートル会議は、モンゴル税理士会（MACTC）がホスト団体を務め、9 月 12 日から 14 日にかけて、ウランバートル市のシャングリラホテル・ウランバートルにて開

催された。ウランバートル会議には、加盟団体及び地元関係者約 570 名が出席し、日本からは日税連役員・国際部構成員等約 40 名が参加した。

12 日の午後、AOTCA 加盟団体の代表者が出席する定時総会が開催され、2019 年事業計画及び予算等の審議のほか、役員の改選等が行われ、2 期 4 年にわたり会長として AOTCA を牽引してこられた池田隼啓日税連顧問が退任し、会長代理であったユーニー・マタ・ペレス氏（フィリピン税務協会）が女性で初めて会長に就任した。事務総長、財務担当役員、専門委員会委員長は留任し、池田日税連顧問は AOTCA 名誉顧問に選任された。

13 日に開催されたインターナショナル・タックス・カンファレンスでは、「BEPS 後の新たな一般的租税回避否認規定（GAAR）の実施に向けて」をメインテーマとし、日税連国際税務情報研究会の中里実会長が「GAAR の歴史と理論、BEPS 後の新たな展開」をテーマとするセッションにおいてプレゼンテーションを行った。また、田尻吉正 AOTCA 事務総長が、国際税務情報研究会による税務専門家制度の概要に関するアンケートの調査結果について報告した（表 1-6）。

表 1-6　AOTCA ｳﾗﾝﾊﾞｰﾄﾙ会議インターナショナル・タックス・カンファレンスプログラム　　（敬称略）

2018.9.13（木）
来賓挨拶　財務大臣 Mr.Khurelbaatar Chimid
開会挨拶　AOTCA 会長　池田隼啓
講演　「モンゴルの税制の発展と改革」モンゴル税理士会会長　アルタンザヤ・グンセン
パネル 1：GAAR の歴史と理論、BEPS 後の新たな展開 モデレーター：モンゴル国税庁総務部長 Enkhjavkhlan Tseyen ・「GAAR の歴史と BEPS との関係」西オーストラリア大学教授　リチャード・クレバー ・「GAAR の法制化の危険な側面：戦前ドイツの事例」東京大学大学院教授　中里 実 ・「GAARs～実務家の見解」香港税務学会　デビッド・スミス ・「西アフリカにおける GAARs～歴史、理論、BEPS 後の展開」 西アフリカ租税協会連合(WAUTI)会長　ニイ・アイ・アリーテイ
パネル 2：GAAR：居住国及び源泉国の相違点 モデレーター：国家戦略研究所 CEO Munkhsoyol Baatarjav ・「GAAR、デジタルエコノミーにおける法的スピリットと非課税所得」 イタリア・リンクキャンパス大学教授、CFE 会長　ピエルジョルジョ・バレンテ ・「中国の GAAR 概要」中国注冊税務師協会　ウェンディ・グオ ・「モンゴルの税制改革」モンゴル財務省租税政策課長　Telmuun Byambaragchaa ・「インドネシアにおける GAAR の発展」インドネシア税理士会　ラストン・タンブナン ・「ベトナムにおける GAAR の発展」ベトナム税理士会　ファン・ブウ・ホン
パネル 3：GAAR と納税者の権利 モデレーター：AOTCA 名誉顧問　トーマス・リー ・「納税者の権利を支える税務専門家」CFE 顧問、AOTCA 顧問 ジリ・ニコバール ・「台湾における BEPS と GAAR の発展」台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会　ステファン・ファン ・「マレーシアにおける GAARs と納税者の権利」マレーシア勅許租税協会チョウ・チー・イェン ・「GAAR～オーストラリアの現状」オーストラリア全国会計士協会　トニー・グレコ
パネル 4：租税回避対策事例と GAAR の発展 モデレーター：モンゴル税理士会 Khishignemekh Regzedmaa

・「香港における GAAR と移転価格税制」香港公認会計師公会　アンソニー・タム ・「モンゴルにおける GAAR の発展」モンゴル税理士会　Tungalagmaa Khuajin ・「シンガポールにおける租税回避規定」シンガポール税理士会　チュン・シム・シュウ・ムン ・「フィリピンの税制改革と GAAR の発展」AOTCA 会長代理　ユーニー・マタ・ペレス
「AOTCA 加盟各国における税務専門家制度に関する調査について」AOTCA 事務総長 田尻吉正
閉会挨拶　ウランバートル会議実行委員長　アマバヤスガラン・タミール

Ⅱ　諸外国の税務専門家団体との継続的な交流

１．日税連の友好協定締結状況

日税連では、2019 年 4 月現在までに諸外国の 15 団体と友好協定を締結し、相互理解の促進と協力関係の維持に努めている（表 1-7）。

表 1-7　日税連の友好協定締結状況　　（*は当時の団体名）

年	月	場　所	締結団体	備考
1989	9	東　京	ドイツ連邦税理士会	
1991	4	大　阪	韓国税務士会	
1992	11	東　京	パキスタン税法協会	AOTCA 設立総会にて締結
〃	〃	〃	オーストラリア会計士会*	〃
〃	〃	〃	香港会計師公会	〃
〃	〃	〃	オーストラリア勅許会計士会	〃
〃	〃	〃	マレーシア租税協会*	〃
〃	〃	〃	中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会[7]	〃
〃	〃	〃	フィリピン税務協会	〃
〃	〃	〃	オーストラリア租税協会	〃
1994	5	ウィーン	オーストリア経済受託士会	
2004	10	北　京	中国注冊税務師協会	
2009	7	東　京	モンゴル税理士会	
2010	11	シドニー	ベトナム税理士会	
2017	4	インドネシア・バリ	インドネシア税理士会	

上記の友好関係団体の中でも、特にドイツ連邦税理士会と韓国税務士会との交流は特筆すべきであろう。欧米を中心に多くの国々では弁護士及び公認会計士が税務業務を担う専門家として位置付けられている中で、ドイツの税理士制度及び韓国の税務士制度はわが国と同様に長い歴史を重ね社会に定着している。このような背景もあり、懇談会の開催や、特定のテーマに関する意見交換会を行う等、両会との交流を進めている。

[7] 2017 年 4 月時点の名称。旧名称は「中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会」。

２．韓国税務士会との交流

日税連と韓国税務士会は 1997 年より毎年 1 回、両会が交互に主催する形で定期懇談会を開催し、双方が直面する課題を中心に情報の共有及び意見交換を行っている。

2018 年 2 月にソウルの韓国税務士会館で開催された第 21 回定期懇談会は、 神津日税連会長と李昌圭（イ・チャンギュ）韓国税務士会会長の初顔合わせの会合となり、税務専門家制度の先駆者たる両会の連携の下、広くアジア諸国に税務専門家制度の重要性を発信し、制度の更なる発展に寄与することを申し合わせた。

写真 1-2　韓国税務士会館にて

懇談では、韓国税務士会より、弁護士への税務士資格自動付与の廃止に伴う税務士法改正、他士業資格保持者への研修、付加価値税申告における電子インボイス、韓国納税者権利保護官の職務等について説明を受け、意見交換を行った。

懇談の詳細は、税理士界第 1362 号（平成 30 年 3 月）に会務報告として掲載した。

第 22 回定期懇談会は、翌 2019 年 1 月に東京で開催された。懇談では、近年の情勢を反映した AI の進展に伴う税務専門家の在り方について、タイムリーなテーマとして意見交換が行われた。その他、韓国税務士会より、中小企業の優遇税制や譲渡所得制度について説明を受け、日税連からは、司法補佐人制度について紹介した他、AOTCA インターナショナル・タックス・カンファレンスのトピックとして、中小企業の事情に即した各国の税務専門家制度や税制の現状について、提案した。

写真 1-3　日税連会館にて

懇談の詳細は、税理士界第 1373 号（平成 31 年 2 月号）に掲載した。

なお、これまでの懇談会のテーマ等は資料編に掲載している。

３．ドイツ連邦税理士会との交流

日税連が諸外国の税務専門家団体と最初に友好協定を締結したのは、1989 年のドイツ連邦税理士会である。以降、定期的な会合は設けていないが、それぞれの職業法の改正時等の時機を捉えて懇談会等を行っている。

写真 1-4　神津会長（左）とリードリンガー会長（右）

ドイツ連邦税理士会ホームページの「国際交流・連携」(Internationale Zusammenarbeit) [8]には、ヨーロッパ諸国と国際組織との連携・交流のほか日本との交流が掲載されている。当該ページには、「日本の税理士法はドイツ税理士法[9]と非常に類似していることから、ドイツ連邦税理士会と日税連とは長年にわたり交流がある。1989 年に友好協定を締結し、両国の専門職業の更なる発展と両会の相互理解、情報交換を行うことに合意した」と紹介している。

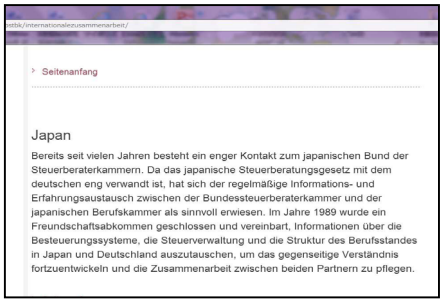
bstbk/internationalezusammenarbeit/

Seitenanfang

Japan

Bereits seit vielen Jahren besteht ein enger Kontakt zum japanischen Bund der Steuerberaterkammern. Da das japanische Steuerberatungsgesetz mit dem deutschen eng verwandt ist, hat sich der regelmäßige Informations- und Erfahrungsaustausch zwischen der Bundessteuerberaterkammer und der japanischen Berufskammer als sinnvoll erwiesen. Im Jahre 1989 wurde ein Freundschaftsabkommen geschlossen und vereinbart, Informationen über die Besteuerungssysteme, die Steuerverwaltung und die Struktur des Berufsstandes in Japan und Deutschland auszutauschen, um das gegenseitige Verständnis fortzuentwickeln und die Zusammenarbeit zwischen beiden Partnern zu pflegen.

写真 1-5　ドイツ連邦税理士会 HP の日本に関する記述ページ

Ⅲ　アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動

税務専門家制度が法的に整備されている国は、日本、ドイツ、韓国、中国等まだ少ないのが現状である。日税連は、70 年を超える税理士制度の歴史を有するパイオニア的存在として、税務専門家制度の導入・発展に向けた支援を国際関係事業の重要課題の一つに位置付けている。2017 年度及び 2018 年度は、インドネシア及びモンゴル国より来訪を受け、交流を進めた。以下、その活動を紹介する。

１．インドネシア国税総局幹部の来訪

日税連は、2017 年 4 月にインドネシアのカウンターパートであるインドネシア税理士会（IKPI）と友好協定を締結し、両会の継続的な交流、同国における職業法成立に向けて支援・協力することを申し合わせたところである。友好協定締結に係る経緯、調印式、併せて開催された合同カンファレンスの模様等は前報告書に詳細を記載している。

2018 年 4 月、日税連はインドネシア国税総局長官ほか幹部の訪問を受けた。同国において、長官が交代したことによる就任の挨拶、前年度からの交流に対する謝意並びに更なる支援として、日本の国税庁と日税連の協調関係構築の経緯や税理士制度の普及について見分を深めることを目的としたものであった。

同国では、2018 年 2 月、国税総局と IKPI において国民並びに国家の更なる発展のために協力していくことを約束する覚書（MOU）に署名している。2018 年 4 月に行われた懇談会では、日本では税務行政と税務専門家の連携体制がどのように構築されているか、日本の一様を参考とすべく質疑応答、意見交換が積極的に行われた。

8　http://www.bstbk.de/de/bstbk/internationalezusammenarbeit/

9　ドイツ税理士法（職業法）は、正確には Steuerberatungsgesetz であり、直訳すると「税務相談業務法」（または「税理士業務法」）となる。しかし、同法はわが国においては「ドイツ税理士法」の呼称が定着していることから、本報告書においても、当該呼称を使用する。

２．モンゴル税理士会役員の来訪

日税連では、2009 年にモンゴル税理士会と締結した友好協定に基づき、税務専門職業法の導入に向けてのシンポジウムや研修会開催等を通じて税務専門家制度の確立、発展のための支援を行ってきた。このような支援活動が実を結び、2012 年 12 月 27 日に「モンゴル国税務相談業務に関する法律」が成立し、同国において税務専門職業制度が誕生した。

2019 年 2 月、モンゴル税理士会は同法律の改定に資するため、日本の税理士制度について見分を深める他、法的システムの構築に基づくアドバイスを得る目的から来訪し、研修・意見交換を行い、交流を深めた。

Ⅳ　国税庁・税務大学校等との連携

１．国税庁・税務大学校等からの出講要請への対応

日税連では、海外からの研修生の来訪を日本の税理士制度の普及・理解を進めるうえで重要な機会ととらえ、積極的に受け入れている。

毎年、国税庁・税務大学校等を介して諸外国の税務当局職員の来訪を受け、日本の税理士制度について講義を行っている。講師は国際部委員が務め、講義は原則として英語で行われる。定例化した出講は次の 4 件である。

（１）中央アジア・コーカサス夏期セミナー

財務省・財務総合政策研究所が、市場経済移行国に対する支援の一環として主催するセミナーとして、中央アジア・コーカサス地域各国の財務省等の若手幹部候補生を対象に、財政・金融等に関して専門家による講義や指導等を行っている。2006 年より毎年夏に約 1 ヵ月間開催され、日税連では 2012 年から出講要請を受けるようになった。同セミナーは、20 名程度の研修生を対象に財務省で行われ、研修生からは様々な質問が多く出され、毎回盛況な講義となっている。

（２）国際税務行政セミナー（ISTAX）一般コース

写真 1-6　セミナーの一例

国際税務行政セミナー（International Seminar on Taxation, ISTAX）は、独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency, JICA）の枠組みの下、国税庁・税務大学校が開発途上国の税務職員を対象に JICA と共同で実施している研修で、主に日本の税制・税務行政全般について講義等を行っている。ISTAX には、

開発途上国の税務当局の中堅職員（原則実務経験 5 年以上、40 歳未満）を対象とした「一般コース」と幹部職員（主に本庁課長・局部長クラス）を対象とした「上級コース」がある。

一般コース（研修期間約 2 ヵ月）は 1968 年から実施されている。日税連では、一般コースの研修生を 30 年程前から受け入れるなど、まだ国際交流事業が盛んでない頃から実施されている交流事業の一つである。

（３）国際税務行政セミナー（ISTAX）上級コース

上級コース（研修期間約 3 週間）は、1974 年より実施されており、日税連では、2013 年から上級コースの研修生を受け入れている。

（４）国税庁実務研修

国税庁実務研修は、日本の税制・税務行政に関する専門的知識・技術を移転することにより各国における税務行政の改善に資することを目的に、税務大学校が日本の大学院に留学している海外の税務職員を対象に 1996 年より毎年実施している研修である。日税連では、約 10 年程前から本研修生を受け入れている。

講義の内容は、①パワーポイント資料を使用した税理士制度に関する説明、②DVD「税理士の仕事」の視聴、③質疑応答である。

上記 4 つのセミナーの 2017 年度及び 2018 年度の事績は表 1-8 のとおりである。

表 1-8　出講セミナー事績

セミナー名（主催）	実施日	講師	参加研修生数
中央アジア･コーカサス夏期セミナー（財務省財務総合政策研究所）	2017 年 8 月 28 日	瀬山美恵委員	22 名
	2018 年 8 月 17 日	金山知明委員	20 名
ISTAX 一般コース（税務大学校・JICA）	2017 年 9 月 12 日	松岡宣明副部長	19 名
	2018 年 9 月 21 日	瀬山美恵委員	18 名
ISTAX 上級コース（税務大学校・JICA）	2017 年 11 月 7 日	中西良彦委員	9 名
	2018 年 11 月 6 日	小倉毅副部長	9 名
国税庁実務研修（税務大学校）	2018 年 1 月 15 日	丸岡美穂委員	17 名
	2019 年 1 月 28 日	佐藤亮治委員	15 名

２．国税庁による国際協力・支援事業に関する講演会の開催

日税連を訪れる海外研修生の多くは国税庁（税務大学校）を通じたものであり、日税連は国税庁等と連携して国際関係事業を推進してきたとも言える。そこで、国際部では、2018 年 6 月 5 日、国税庁の安居孝啓審議官を講師に迎え「国税庁の技術協力と国際課税を巡る動向について」をテーマに講演会を開催し、太田直樹担当副会長はじめ国際部構成員が出席した。

この講演会は、日税連及び各税理士会の国際関係事業の更なる推進に資するため、国が行う国際交流事業の全体像や新たな動きなどについての情報を得ることを目的に実施したもので、今回

で 3 回目の開催となる。

講演の中で安居審議官は、国際機関や JICA との連携によるアジアを中心とした開発途上国への国税庁職員の派遣をはじめ、開発途上国の税務職員を対象とした多様なプログラムによる国内研修の実施状況や、国際課税を巡る動向とこれに関連する取組状況について説明した。また、このような国税庁の取り組みに対して、税務専門家が行う納税者支援に対する取り組みが相互補完的に機能することで、税の安定性と公正な課税の実現に寄与すると、税理士の役割に期待を寄せた。

日税連では、国税庁の取り組みに引き続き協力し、多くの国々で税務専門家制度が導入され発展するよう努めていくこととしている。

Ⅴ　国際税務情報研究会の活動

１．国際税務情報研究会

国際税務情報研究会（以下「研究会」）は、諸外国における税理士制度の導入・普及の促進、税務関係機関及び諸団体との交流事業の推進、税務情報の収集等の施策について調査研究を行うことを目的に、日税連の付設機関として、2013 年 7 月 25 日に設置された。構成員は諸外国の税務に関する情報及び学識を有し、国際交流に精通している有識者及び税理士とされ、東京大学大学院教授の中里実会長の下、現在、中里会長を含め 5 名の学識者と 10 名の税理士により構成されている。

2018 年 3 月から、同研究会では独自の研究テーマとして①事業承継税制に関する国際比較研究、②AI 化の進展が将来の税務行政及び税務専門家業務に与える影響に関する国際比較研究、③BEPS 行動計画 12（義務的開示）による税制改正及び税務専門家業務への影響、を選定しデータ収集、研究論文の執筆にも取り組んでいる。

研究会の委員は諸外国の税務専門家団体との交流においても大きく活躍している。例えば、毎年日本・韓国交互に開催される日韓定期懇談会では、呉委員が税務専門家の立場から翻訳資料の校閲等を行い、当日は通訳を介した懇談内容を確認する等オブザーバー的役割を務めている。さらに、前述したインドネシア国の税務行政並びにインドネシア税理士会との交流においては、同国駐在の経験を持つ伏見委員が架け橋的役割を務めている。

また、AOTCA においては、役員・委員の輩出による協会運営への参画はもとより、毎年加盟国において開催される AOTCA 総会への出席のほか、総会と併せて開催されるインターナショナル・タックス・カンファレンスでのセッションスピーカーにも協力している。2018 年の AOTCA ウランバートル会議では中里会長が日税連を代表してスピーカーを務めた他、川田会長代理が AOTCA 専門委員会の委員長を務めている。

２．国際部との連携

同研究会の構成員には、国際部より担当副会長、専務理事、部長の他若干名の委員、国際部委員経験者が含まれ、国際部との連携を密にする体制が構築されている。

３．ニュージーランド税制視察

研究会は、所掌事項である諸外国の税務情報の収集・調査研究の目的に資するため、海外の税制視察を行っている。その一環として、2017 年 10 月 8 日～13 日において、ニュージーランド税制視察を行った。

これは、日本において消費税の軽減税率（複数税率）制度の導入とこれに伴い、課税の適正を確保する観点からインボイス方式の導入が予定されていることから、複数税率と単一税率の両制度を比較研究するとともに、インボイス方式の各国の状況を確認することにあった。

そこで、2016 年に複数税率制度を導入しているドイツ・スイスを訪問し、問題点や現況、事務手続の流れ等について調査を行ってきたところ、今回、単一税率で課税する仕組みを持つニュージーランドの GST 制度が最も新しく興味深い制度であるとの情報を得たことから、同国へ税制視察することになった。

同国の GST 制度は単一税率で幅広い課税ベース、例外が少なく非常にシンプルであることに加え、課税範囲を拡大することで税収を確保し財政再建を実施している。また、低所得者対策は、個人ごとの家族構成や収入状況に応じた就労家族保障手当など給付付き税額控除を採用している。そのほか、社会保障と税務は内国歳入庁が担っており、電子での簡単な申告等、納税者との衝突が少ないなど、ニュージーランドは GST 制度の効率性、行政及び事業者の事務コストに着目した制度設計に取り組んでいた。

視察先で説明を受けた行政関係者、税務専門家、学識者は声を揃えて、単一税率の堅持と自国の GST 制度に誇りを持っており､納税者･事業者広くは国民への手厚い税制を学ぶ機会となった。

４．米国税制視察

研究会は、2018 年 11 月 29 日～12 月 7 日、米国税制視察を行った。本視察は、研究テーマに基づく調査の一環として、米国の税制改正の概要と企業活動や国税（連邦税）と地方税（州税・市税）の現況・関係性、BEPS 行動計画 12（義務的開示）の対応についてほか、日税連が行う税制改正建議活動の基礎研究に資するために実施された。

同国では、税制改革法案の成立により、法人税を中心とする減税政策が実施されている。これは法人税率の引き下げを始めとする、米国内企業の基盤強化を目的としている。このような税制改正の概要を把握し、企業活動、特に中小企業に与える影響について知識を得ることは、日本の税制改正への影響を予測する大きな手立てとなるばかりでなく、建議へのアプローチとなると考えられた。

また、日本では、地方における人口減少に伴う、地方経済の縮小並びに地方財政の負担増が懸念され、新税目の導入による手当て施策を講じるところであるが、一方で、地方税制は複雑化を増し、国税と地方税の関係性を理解するには困難な局面を迎えつつある。このような状況において、連邦制を採用している米国において、州税制の在り方を垣間見ることは、有益な取り組みとして位置づけられる。

大なり小なり、規模が違えば、適する制度も求められる施策も異なるが、両国の相違点を洗い出し、比較研究することは、社会基盤の更なる改善、より良い税制を構築する上での指標となることを期待するものであった。

Ⅵ　積極的な情報発信への取組み

１．『税理士界』への寄稿

日税連国際部では、今期、部長執筆による会務報告を以下のとおり会報「税理士界」に掲載するなど、国際部の活動及び諸外国の税務専門家制度等についての紹介に努めた。

「インドネシア税理士会との友好協定締結と合同カンファレンスについて」（2017 年 6 月号）

「AOTCA ウランバートル会議の開催について」（2018 年 11 月号）

また、国際税務情報研究会による税制視察の結果についても以下のとおり会報「税理士界」に掲載した。

「ニュージーランド税制視察報告」石丸修太郎国際税務情報研究会専門委員（2017 年 12 月号）

「日税連海外調査 2017 ニュージーランド」　中里実国際税務情報研究会会長（2018 年 1 月号）

「米国税制視察調査報告」　国際税務情報研究会視察団（2019 年 2 月号）

「2018 年冬アメリカ視察報告」　中里実国際税務情報研究会会長（2019 年 3 月号）

２．税理士制度紹介ツールの充実

日税連の外国語ホームページは、2009 年 6 月に英語版[10]を、2012 年 8 月に中国語版[11]を開設した。また、諸外国の税務職員、税務専門家団体関係者にのみならず広く税理士制度や日本の税制を紹介する目的から、内容の充実に取り組んでいる。

2018 年には、英文ページに日本の税制概要をまとめた「Guide to Japanese Taxes」をアップデートした他、消費税制度の概要を掲載している。

３．日税連税法データベース（TAINS）「国際税務情報」サイトへの情報提供

国際部では、一般社団法人日税連税法データベースが運営管理する TAINS[12]のホームページ内に設置されたサイト「国際税務情報」へ税理士会員の業務の国際化に資するための国際税務情報等を提供している。

現在、同サイトは、日税連・税理士会の国際事業や国際交流から得た情報を基に①国際税務トピックス、②租税条約、③アジア諸国の税法（抜粋）、④AOTCA（アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会）情報、⑤日税連・各税理士会国際税務関連情報の５つのトピックに区分され、2019 年 3 月末現在で 37 のコンテンツが掲載されている。

---

[10] http://www.nichizeiren.or.jp/eng/index.htm
[11] http://www.nichizeiren.or.jp/china/index.htm
[12] https://www.tains.org/

第Ⅱ部

2017-2018 年度

税理士会の国際関係事業への取組み

Ⅰ　税理士会の国際関係事業の概況に関するアンケート調査について

本報告書では、これまで、日税連の国際関係事業のみならず、各税理士会が独自に企画・実施している事業の実態についても掲載している。これを受けて、国際部では、2018 年 12 月、各会の交流事業についてアンケート調査を実施した。その結果、税理士会によって取組み方はそれぞれ異なるものの、様々な事業活動を推進していることが明らかになった。

なかでも、海外視察の企画・実施及び諸外国の税務専門家団体との協定に基づく交流はその代表的な事業活動といえよう。

対象国から見ると、税務専門家制度が確立されているドイツ、韓国が多くなっている。これは、我が国の制度との比較・研究が容易にでき、また共通する課題が見い出し易いことがその背景にあると推測できる。

また、地元の外国人を対象とした税務に関するセミナーの開催等、地域への社会貢献の一環としての事業や、会員向けの国際税務に関するセミナーの開催や相談窓口の運営等、会員のニーズに応じた多様な事業を展開している。

上記アンケート調査結果の詳細については、資料編に掲載している。

Ⅱ　税理士会の所掌機関・国際関係事業の状況

国際関係事業に特化した専門の分掌機関（部・委員会）を設置している税理士会は 5 会（東京、近畿、北海道、東北、沖縄）で、既存の部・税務研究所が所掌又は小委員会を設置している税理士会が 5 会（関東信越、名古屋、北陸、中国、九州北部）、その他の 5 会では所掌する分掌機関が特定されていなかった。

以下、各会の交流事業の概況を紹介する。

＜東京会＞

東京会では、国際部（構成員 16 名）が 1997 年 6 月に設置され、国際交流を盛んに行っている。諸外国の税務専門家団体との友好協定については、1980 年にドイツ・ケルン税理士会と、1994

年に中国注冊税務師協会と、1995 年に韓国・ソウル地方税務士会と、2013 年に台湾中華工商税務協会と、それぞれ協定を締結し、それに基づく交流活動を行っている。また、ほぼ毎年、国際部では海外視察研修を企画・実施している。

１．タイへの海外税制視察の実施

2017 年 11 月 30 日から 12 月 3 日までの日程でタイを訪れ、歳入局、租税裁判所、PwC 事務所、JETRO バンコク事務所、盤谷日本人商工会議所、Tax Auditor Association of Thailand 等を西村会長の他 12 名が訪問視察した。

タイには多くの日系企業が進出しており、同国の税制、税法について必要な情報収集を行うとともに、中小企業が進出する際に必要な経済、社会情勢、市場環境、インフラ整備等の状況についても実態調査を行った。

このほか、現地マーケットの視察や日系企業駐在中の方との意見交換を行った。

なお、本視察の結果については、会員向けの視察報告会の開催及び報告書の HP への掲載を通じて報告した。

２．韓国・ソウル地方税務士会との定期交流

本会では、ソウル地方税務士会との友好協定に基づき定期的な交流を行っている。

2017 年 12 月 6 日、ソウル地方税務士会林采龍（イム・チェリョン）会長はじめ、関係役員等 17 名が来日し、東京税理士会館で本会との協議会が開催された。

協議会では、ソウル会より、①税理士補佐人制度、②不動産に関連する税制、③納税者の税務申告誠実度を高めるための方案等、④税理士 1 人当たりの収入金額の変動推移と社会的地位について質問を受け、その後意見交換が行われた。

翌年の定期協議会は、2018 年 8 月 10 日、11 日にかけて、本会からは西村会長を始め、関係役員らが協議会開催のため、ソウル市のソウル地方税務士会を訪韓した。

協議会では、本会からは、①付加価値税の電子インボイスの導入に伴う業務上の課題、②税務調整計算書に係る最近の動向､③税制改正手続きについて説明を行い､その後意見交換を行った。その状況は、会員向けの研修会で消費税、インボイスなどの講師の研修を交えての報告会を開催した。

３．その他の交流・協議会

2018 年 9 月 11 日、東北税理士会国際特別委員会との意見交換会を開催し、国際税務の複雑化や取引の増加に伴い、会員そして納税者に向けての税務面でのサポートについて等情報交換を行った。

４．国際部レポート

国際部では、本会ホームページに「国際部レポート」サイトを設けて、上記視察の報告、協議会の報告を掲載し、会員に広く情報提供を行っている。

http//www.tokyozeirishikai.or.jp//tax_accuntant/international/

５．研修会

2018 年 10 月 24 日、韓国・ソウル地方税務士会との定期交流のテーマの中から重要な消費税

とインボイスを取り上げ、開催した。第 2 部では、ソウル地方税務士会との協議会の結果報告会も併せて行った。（敬称略）

【第１部】 基調講演（午後 1 時 40 分～3 時 10 分）

テーマ　　「欧州における付加価値税の発展の歴史－」

～わが国でのインボイス方式導入を踏まえて～

講　師　　明治大学大学院会計専門職研究科　教授　沼田 博幸

【第２部】 パネルディスカッション（午後 3 時 20 分～4 時 40 分）

テーマ　　インボイス導入に向けて

－電子化における EU 先進国のエストニアの事例とアジア先進国の韓国の事例を踏まえて－

＊あわせて、ソウル地方税務士会との協議会の結果報告会も開催

パネリスト：明治大学大学院会計専門職研究科　教授　沼田博幸

東北税理士会国際特別委員長　　丸岡美穂

東京税理士会国際部委員　　神田宗豪

東海税理士会情報システム委員会委員　　井原英貴

コーディネーター：　　東京税理士会国際部副部長　　山元俊一

６．国際課税に関する研修会

財務省主税局国際租税総括官の安居孝啓氏を講師に招き「国際課税をめぐる動向について」と題する研修会を 2018 年 9 月 6 日と同 11 月 6 日の二度開催した。二度の開催理由は参加希望者が 400 人近くなり一回では収容しきれず、追加の講演をお願いした。

＜東京地方会＞

東京地方会では、総務部及び制度部が中心となり国際交流事業を所掌している。

韓国・中部地方税務士会とは 1991 年 4 月に、ドイツ・ハンブルク税理士会とは 2000 年 8 月にそれぞれ友好協定を結び、交流を行っている。また、友好協定を結ぶには至っていないが、2001 年に発生した台湾大地震の見舞金を当会から贈呈したことを契機に、中華民国記帳及び報税代理業務人公会全国連合会（当時：台湾省税務会計記帳代理業職業工会連合会）との交流を行っている。

１　韓国・中部地方税務士会との交流

2018 年 11 月 8 日、小島会長以下 12 名の役員職員が訪韓し、韓国・中部地方税務士会の李会長をはじめとする 18 名の役員と懇談会を開催した。現在も、2 年に一度相互に訪問し、交流を続けている。懇談会における両会からの質問事項は次のとおり。

韓国・中部地方税務士会からの質問

【相続税・贈与税】

① 日本での特例措置（納税猶予及び免税制度）は、基本的にどのように規定されているか。

② 韓国の場合、受贈者 1 人に限って贈与税の特例が適用される。当会が知っている限りでは、日本は受贈者が複数人である場合にも適用されると聞いている。受贈者人数制限及び要件に関する規定はどうなるのか。

③　韓国では相続時に被相続人が 10 年以上経営した中小企業等、事業用の財産価額に対して、500 億ウォンを限度として 100%の稼業相続控除をしているが、日本の場合は控除限度と控除される相続人の要件はどうなるか。

【ふるさと納税】

①　日本は現在、ふるさと納税制度をどのように運営しているか。

②　地方自治体に寄附する場合、税額控除する方法として成果があると聞いているが、どれくらいか。お返しに対する問題が発生していると聞いているが、その実態と呼応程度はどれくらいか。

③　地方所得税（住民税）を故郷だけではなく、他の地方自治体に寄附して税額控除してもらう場合が多くあるか。

【外部監査】

①　日本の外部会計監査制度は、現在どのように規定されているか。

②　韓国では、外部監査対象法人の基準が変わり、継続増加する推移であるが、日本の場合はどうか。

③　外部監査の対象法人の増加が税理士の領域に及ぼす影響はないか。

東京地方税理士会からの質問事項

①　税理士資格の自動資格付与の廃止について

②　インボイス制度について

③　税務調査先の選定基準について

２　中華民国記帳及び報税代理業務人公会全国連合会との交流

2018 年 6 月 13 日、中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会の洪理事長以下 8 名の役員が本会を来訪し懇談会を開催した。本会からは小島会長以下 17 名の役職員が出席した。

懇談会における両会からの質問事項は次のとおり。

中華民国記帳及び報税代理業務人公会全国連合会からの質問事項

①　台湾は 2017 年に個人対象の被支配外国法人(CFC)制度が盛り込まれ、第三国を介して中国大陸の投資を行っている。且つ、多くの資産を海外に配置している方々に対する衝撃が一番大きいです。日本国内の関連規定を教えていただけますでしょうか？同じような国際共同申告準則(CRS)規定はありますか？既定の詳細を教えていただけますか？

②　現在、台湾はアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(Asia/Pacific Group on Money Laundering)、以下「APG」と省略）の第三回評価に向けて総動員しています。我々（記帳士及び税理士）もマネーロンダリング対策の対象者であり、クライアントのリスクを評価し、疑いのある取引を通報しなければならず、多くの放棄のコンプライアンスコストが増加しています。日本は関連法規がありますでしょうか？税理士に対する影響はありますか？法規のコンプライアンスコストは増加していますか？

③　台湾は 2016 年 12 月 28 日に納税者権利保護法が実施され、基本生活費は課税対象外とし、行政訴訟、解釈法令は公開する、そして実施課税と推測課税は罰金を課さない、納税者権利保護官を設け、納税コンサルティング委員会を設置し、納税者の権利を守ります。日本で関連規定はありますでしょうか？規定内容を教えていただけますでしょうか？

東京地方税理士会からの質問事項

①　納税者保護法について

（１）制定の背景と経緯
（２）法律の主な内容
② 相続税（遺産税）について
（１）減税の目的とその影響について
（２）遺産税の基本的な仕組み

＜千葉県会＞

千葉県会では、国際交流事業を所掌する機関は設置していないが、2009 年にモンゴル税理士会と友好協定を結んで以来交流を続けてきた。2018 年 9 月 3 日、歴代会長の石井幸夫顧問と髙田住男顧問が中心となり「日本モンゴル友好税理士協会」を設立し、全国の税理士会から会員を募り、門戸を広げた国際交流を始めた（写真 2-1）。

写真 2-1　モンゴル国税庁にて

2018 年 9 月 12 日、AOTCA MONGOLIA 2018 に先立ち、モンゴル国外務省において、「日本モンゴル友好税理士協会」の設立報告会を開催した。報告会は、初代会長に就任した石井顧問より設立経過について報告し、神津信一日本税理士会連合会会長、アルタンザヤモンゴル税理士会会長からの挨拶の後、髙田顧問の進行により意見交換会が行われ、両国税理士会の更なる友好を再確認し、杉田慶一会長の総括挨拶をもって設立報告会を閉会した。

また、2019 年 2 月 21 日夕刻よりモンゴル税理士会のアルタンザヤ会長はじめ 13 名の会員を千葉市にお迎えした。

千葉県会と日本モンゴル友好税理士協会が協力の下、22 日午前には確定申告無料相談会場や会員事務所の視察、午後には千葉県税理士会館において懇談会を開催した。懇談会は、杉田慶一会長、石井幸夫友好協会会長の歓迎の挨拶に続いてアルタンザヤ会長の挨拶の後、髙橋俊行専務理事が千葉県税理士会の会務について説明し、質疑応答や意見交換を行った。その後は千葉商科大学視察、原科学長との懇談、懇親会を行った。23 日には成田山新勝寺の観光にご案内し、一般観光客には開放されていない秘仏の拝観など千葉の魅力を伝えることができた。その後、千葉県税理士政治連盟や千葉県税理士協同組合も参加しての懇談会を開催し、関連諸機関に関するレクチャーと質疑応答を行った。税理士会における政治活動や経済活動を別団体を組織して行っていることに関して非常に興味を持たれ、活発な意見交換が行われた。

＜関東信越会＞

関東信越会では、2017 年度に総合企画部内に国際小委員会を設置し、3 名の委員と共に国際関係活動を行っている。主な活動は、会員へ向けての税務関係を中心とした国際関連情報の周知（年 4 回）や、国税局国際課税担当部署と小委員会委員の意見交換会の開催等である。また、2016 年から関東信越国税局の協力を得て、次のとおり国際税務に関する勉強会を実施している（表 2-1）。

表 2-1　国際税務に関する勉強会事績

開催日	2017 年 11 月 16 日（木）
テーマ	『国際税務について』 １．ＢＥＰＳプロジェクトの概要 ２．移転価格税制に係る文書化制度の概要 ３．外国子会社合算税制の改正の概要
講　師	関東信越国税局 国際調査課 課長補佐
参加者	総合企画部委員の 12 名

開催日	2018 年 11 月 12 日（月）
テーマ	『国際税務について』 １．ＢＥＰＳプロジェクトの概要及び税制改正の方向性 ２．共通報告基準（CRS）の概要 ３．外国子会社合算税制の留意点 ４．国際課税の帰属主義への見直しに係る留意点 ５．クロスボーダー消費税の留意点（電気通信利用役務の提供） ６．移転価格事務運営要領の一部改正について （企業グループ内における役務提供に係る留意点） ７．国際戦略トータルプラン（2017 年 12 月版）
講　師	関東信越国税局 国際調査課 課長補佐
参加者	総合企画部委員の 11 名

本会では国際税務に係る情報収集と会員への情報提供を行うとともに、今後の国際関係事業活動の拡大を図る対応策を検討していかなければならない時機と考えている。

＜近畿会＞

近畿会国際部は、諸外国の税制、税理士制度等に関する情報を収集し、もって会員の業務の国際化、国際交流事業の企画実施及び友好親善を図るために、1999 年に設置された。現在は 11 人の部員で構成され、活動している。

主な活動は次のとおりである。

１．ホームページへの情報提供

諸外国の税制及び税理士制度並びに会員の国際的業務に関する情報等を収集し、会員専用ホームページへの掲載等により、その提供を行っている。

２．韓国・釜山地方税務士会との定期交流

釜山地方税務士会との実質的な交流を深めるため、2005 年から学術討論会（年 1 回）を開催し、各々のテーマにより作成した討論会資料（日韓対訳）に基づいて、情報及び意見交換を行ってきたが、2017 年度からは学術交流会と名称を変えて、両国の税制及び両会の制度や業務に関する様々な課題に関し、質問形式で意見交換を行い、学術的な交流を行っている。

写真 2-2　第 14 回学術交流会

（１）第 13 回学術交流会

2017 年 11 月 24 日、近畿税理士会館において開催され、両国の税制について活発な情報・意見交換を行った。

（２）第 14 回学術交流会

2018 年 11 月 23 日、釜山地方税務士会館において開催され、活発な情報・意見交換を行った（写真 2-2）。また、翌 24 日には釜山地方税務士会の姜政淳会長の事務所を訪問し、インボイスに関する実務の視察を行った。

３．在阪総領事館等との交流

在阪総領事館及び外国公館等が主催するセミナー、記念行事に出席している。また、近畿会の定期総会懇親会、新年賀詞交歓会に次の在阪総領事館及び外国公館等を招待し、交流を深めるとともに、終了後には国際部との懇談会を開催し、より深い情報及び意見交換を行っている。

交流を行っている公館等は次のとおりである。

アメリカ合衆国総領事館、イギリス総領事館、イタリア共和国総領事館、インド総領事館、インドネシア共和国総領事館、タイ王国総領事館、大韓民国総領事館、中華人民共和国総領事館、ドイツ連邦共和国総領事館、パナマ共和国総領事館、ベトナム社会主義共和国総領事館、ロシア連邦総領事館、インドネシア貿易振興センター、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）大阪貿易館、タイ投資委員会大阪事務所、香港貿易発展局大阪事務所、大阪商工会議所・国際部、中小企業基盤整備機構近畿本部、日本貿易振興機構（JETRO）大阪本部、近畿経済産業局、公益財団法人大阪国際交流センター、公益財団法人京都市国際交流協会、台北駐大阪文化弁事処、一般社団法人西日本中国企業連合会（順不同）

４．在日外国人への税務相談

近畿の国際交流諸団体が主催する相談会に相談員を派遣し、在日外国人の税務相談に応じている。

（１）外国人のためのカウンセリング・デイ

公益財団法人京都市国際交流協会主催の在住外国人を対象とした「外国人のためのカウンセリ

ング・デイ」（年４回）に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。

（２）一日インフォメーションサービス

公益財団法人大阪国際交流センター主催の在阪外国人を対象とした「一日インフォメーションサービス」（年１回）に本会会員を派遣し、税務相談に応じている（写真 2-3：ﾁﾗｼ）。

写真 2-3　2018 年に実施した「一日ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｻｰﾋﾞｽ」のﾁﾗｼ

５．会員を対象とした研修会の実施

今日、経済のグローバル化が進み、企業は国際化をはじめとして様々な事業展開を進めている状況にある。税理士においても、企業が海外進出する際のメリット及び諸外国の特性等の情報収集を行い、適切な指導を行うことがますます求められている。このような状況に鑑み、年に２回、税務当局等の協力を得て、会員を対象としたセミナーを開催している（表 2-2）。

表 2-2　2017 年度及び 2018 年度の研修会事績

開催日	2017 年 12 月 14 日	受講者数	146 人
内　容	第１部　外国子会社合算税制の見直しについて 第２部　移転価格の文書化と課税庁による個別訪問について 第３部　国際戦略トータルプラン（国際課税の取組の現状と今後の方向）について		
講　師	大阪国税局調査第一部　調査審理課担当官、国際情報第一課担当官、国際調査課担当官		
開催日	2018 年 1 月 12 日	受講者数	118 人
内　容	第１部　トランプ政権の概要と対中通商政策 第２部　中国経済の現状と見通し		
講　師	ジェトロ　海外調査部　米州課長　秋山士郎氏 ジェトロ　海外調査部　中国北アジア課長　箱﨑大氏		
開催日	2018 年 12 月 18 日	受講者数	149 人
テーマ	第１部　ＰＥ見直し等の改正について 第２部　海外取引調査の現況及び国際課税関係の現状について 第３部　ローカルファイル作成義務化後の課税実務と企業の対応		
講　師	大阪国税局調査第一部　調査審理課担当官、国際調査課担当官、国際情報第一課担当官		
開催日	2019 年 1 月 11 日	受講者数	153 人
内　容	第１部　中国投資スキームとリスク管理～進出、行政対応、労務管理、撤退～ 第２部　中国の税務と子会社の管理		
講　師	開澤法律事務所（上海）　弁護士　王穏氏 クロスブリッジコンサルティング（上海）　代表・公認会計士　川嶋広行氏		

６．外国の税務専門家団体との友好協定の状況について

（１）韓国・釜山地方税務士会との友好協定

〇締結年月

1991 年 4 月

〇経緯・内容

近畿会・西淀川支部長一行の韓国税制視察（1990 年）を契機に、釜山地方税務士会との交流が始まり、以降、交流・友好関係を深めていくに際し、近畿会として対応することが望ましいことから、同会と友好協定を締結することとなった。内容は「相互理解、交流の促進、情報交換」である。

〇協定等に基づく活動内容

協定締結後、学術交流会（年１回）を開催している。

（２）ドイツ・デュッセルドルフ税理士会との友好協定

〇締結年月

1999 年 6 月

〇経緯・内容

国際交流事業に積極的に対応していくため、他税理士会が友好協定を締結しているドイツの中から、日系企業が一番多いデュッセルドルフ市にあるデュッセルドルフ税理士会と友好協定を結ぶこととなった（なお、同会との接触にあたり、ドイツの税制に詳しい立命館大学教授の協力を得た）。

〇協定等に基づく活動内容

懇談会の開催等はなく、相互の定期総会開催時に訪問し、交流を深めた。

＜北海道会＞

北海道会では、2012 年に国際委員会（構成員:14 名）を設置し、国際交流活動を開始した。主な活動は、道内に居住している外国人向けセミナー・相談会及び国際税務に関する会員向け研修の実施である。

１．在日外国人向けセミナーの開催

本会国際委員会は、在日外国人を対象とした国際支援事業として次の 2 つの相談会・セミナーを毎年実施している。

（１）外国人のための確定申告セミナー＆相談会

札幌国際プラザとの共催により行われる事業で、毎年2月の確定申告期に2日間程度札幌国際プラザにて個別相談会を実施している。2019 年は2月15日と16日の両日、午後１時から「外国人のための確定申告相談会」が開催された。2日間で延べ20件の外国人から時代を反映したグローバルかつ多様な相談が寄せられ、8名の税理士が丁寧に対応した。

また、16日には、午前10時30分から正午まで、「外国人のための確定申告セミナー」も開催され、国際委員会の鈴木隆司委員が講師を務めた。

受講した外国人の中には、午後から開催された個別相談にも参加される人も複数おり、セミナーでの説明を踏まえ、さらに詳細な相談が行われ、両日共に前年度と同様の盛況ぶりであった。

（２）外国人のための無料税務相談会

札幌国際プラザにおいて実施される弁護士・行政書士・税理士による在留資格・法律問題・

税金に関する外国人のための無料相談会に税理士を派遣している。

2018 年は、4 月・6 月・8 月・10 月・12 月の 5 回開催され、12 名の税理士が外国人の相談に応じた。

２．会員向け「国際税務」研修会の開催

本会では、年 1 回国際税務に関する会員向けの研修会を開催している。

2017 年 10 月 24 日には、望月文夫税理士を講師に迎え、「国際税務～基礎と事例研究を中心として～」をテーマとして札幌市内で実施し、86 名が出席した。また、研修会終了後には、国際委員会主催の意見交換会が開催され、国際委員及び国際税務研修会に参加した 12 名の会員が出席し、国際税務に関する意見を取り交わした。

2018 年 10 月 5 日には、前年に引き続き、望月文夫税理士を講師に迎え、「国際税務～事例研究を中心として～」をテーマに札幌市内で実施し、約 70 名が出席した。

３．中華税務代理人協会の来館―北海道税理士会役員と懇談

2018 年 8 月 23 日、台湾の中華税務代理人協会一行 15 名が本会を表敬訪問し、午前 9 時 30 分から 1 時間にわたって本会国際委員会役員等と懇談した。

本会からは、鈴木啓一国際委員会担当副会長、髙山和徳専務理事、国際委員会の浅利昌克委員長、近藤勝美副委員長、佐々木英子委員が応対し、中華税務代理人協会からは張理事長をはじめとする幹部（スタッフを除く 12 名が公認会計士・税理士）が出席した。

本会会館 2 階会議室で行った懇談では、金坂会長からのメッセージが鈴木副会長から披露された後、事前に中華税務代理人協会から質問のあった両会の制度や構成員、対象となる企業の数や業務内容等の項目を中心に両会の状況についてそれぞれ発表が行われた。

熱心な懇談の結果、予定していたテーマの半分ほどで止むなく終了時間となってしまったが、初めての交流が有意義に行われた。

懇談終了後には、張理事長から鈴木副会長に対して記念の盾が贈呈され、全員での記念撮影を行い終了となった（写真 2-4, 2-5, 2-6）。

写真 2-4　中華税務代理人協会との懇談会

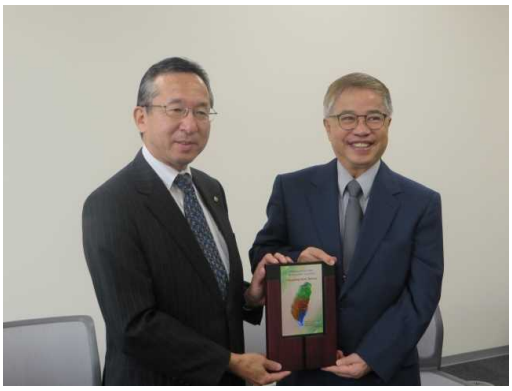

写真 2-5　鈴木副会長(左)と張理事長(右)

写真 2-6　北海道税理士会館にて

４．北海道税理士会・英文ホームページ

北海道会では、道内に居住する外国人の便宜に資するため、2016 年 6 月 15 日、本会ホームページ内に英文ページを開設し、適宜更新を行っている（写真 2-7）。

同ページには、北海道会の概要、税理士という専門職業について、税理士の業務、無料税務相談の案内のほか、税理士バッジの説明などを掲載している。

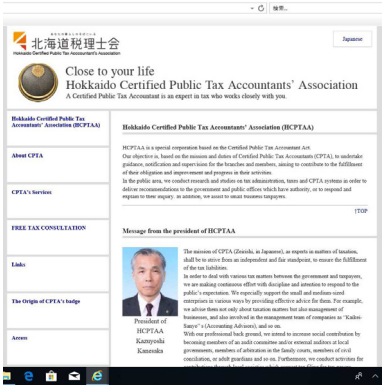

写真 2-7　北海道会英文ホームページ

＜東北会＞

東北会国際特別委員会は、2016 年度までは調査研究部内に国際関係小委員会として設置されていたが、2017 年 7 月に独立した委員会として設置されることとなり、同時にその名称も変更された。

2017 年度・2018 年度の事業として、以下の活動を実施した。

１．外国人向け無料税務相談（写真 2-8）

① 日時　2017 年 4 月～2019 年 3 月
② 内容　在日外国人に対する税務相談をメールで回答
③ 言語　日本語及び英語
④ 相談員　当委員会委員で回答者と審理者を 3 ヶ月ごとの担当交代制で対応

写真 2-8　無料税務相談チラシ

２．会員向け国際税務セミナー（写真 2-9）

＜2017 年度＞

①日時　2017 年 9 月 26 日（火）　13:00～17:00
②場所　仙台市　ホテル　パレスへいあん
③テーマ･講師　「税理士として知っておきたい国際税務　～入門から実務まで～」
　　税理士　牧野好孝氏
④参加者数　230 名

国際税務の基本から、国際取引を用いたテクニカルな節税方法、グローバルタックスプランニング、そして実務上の悩ましいトピックなどを、明快に解説した。

写真 2-9　会員向け国際税務セミナー（2017 年度）

＜2018 年度＞

①日時　2018 年 9 月 26 日（水）　13:00～17:00

②場所　仙台市　ホテルメトロポリタン仙台

③テーマ・講師　「顧問先が海外進出する際に税理士として留意すべき点と助言事項」

第１部　「国内における留意点と助言事項」　当委員会　原高明委員

第２部　「海外進出先における留意点と助言事項」

㈱フェア・コンサルティング　マネージャー・公認会計士　外園雅大氏

④参加者数　196 名

第 1 部では、関与先から、海外へ進出したいと相談があった場合の税理士としてのアドバイスやポイントを解説。第 2 部では、貿易、海外進出、現地拡大、撤退などについての注意点や税務上の諸問題を、現地での業務に実際に携わる実務家としての視点で解説した（写真 2-10）。

写真 2-10 会員向け国際税務セミナー（2018 年度）

３．大学等での国際税務に関する出向

（１）福島大学

①日時　2018 年 11 月 19 日（月）14:40～16:10

②場所　福島大学

③テーマ・講師　「国際税務の実務」

当委員会　渡辺和栄委員

④参加者　経済経営学類大学生 30 名

写真 2-11　大学等での講演

同大学の稲村健太郎准教授の協力により、福島大学経済経営学類学術講演会の 1 コマを借りて講演。国際税務の基本と最近の新聞報道の記事等を用いて、居住者・非居住者の課税方法の違い、タックス・ヘイブン等について解説した（写真 2-11）。

（２）弘前大学

①日時　2018 年 11 月 27 日（火）

②場所　弘前大学

③テーマ・講師　「国際税務の基礎知識」　当委員会　田中久義委員

④参加者　人文社会科学部社会経営課程 1 年生 113 名（留学生を含む）

同大学加藤惠吉教授の協力により、非常勤講師でもある田中委員の講義内の時間を使って実施。国際税務の基礎概念、租税条約、居住者・非居住者の区分と課税等を解説した。

（３）東北学院大学
①日時　2018 年 12 月 12 日（水）　18:00～19:30
②場所　東北学院大学
③テーマ・講師　「金融機関・税理士・国税専門官を目指す人のための税務会計講座」
当委員会　渡辺和栄委員
④参加者　法学部 1～4 年生のうち当講座の受講希望者
同大学法学部と本会の提携講座の一コマを使い、国際税務の基礎知識等を解説した。

（４）五所川原商工会
①日時　2019 年 1 月 11 日（金）　9:00～10:30
②場所　五所川原商工会館
③テーマ・講師　「国際税務」　当委員会　田中久義委員
④参加者　五所川原市西北地区の 7 商工会の経営指導員 11 名
本会五所川原支部より講師派遣の要請があり、実施。海外旅行時の付加価値税の還付制度や今後増加する外国人労働者と源泉所得税の取扱い等、身近な話題から国際税務の概要までを解説した。その後、質疑応答にて、実務で直面した事例についての意見交換が行われた。

４．日税連国際部・東京税理士会国際部との情報交換

＜2017 年度＞
（１）東京税理士会国際部との情報交換会
①日時　2017 年 9 月 11 日（月）～12 日（火）
②場所　東北税理士会館
③参加者　東京税理士会国際部委員 8 名・東北税理士会国際特別委員会委員 9 名
国際関係事業の活動内容の報告と意見交換を実施。翌日 12 日は、当会石巻支部会員 3 名を交え、東日本大震災の被災地である石巻・女川を視察した（写真 2-12）。

写真 2-12　東京税理士会国際部との情報交換会

（２）東京税理士会国際部とソウル地方税務士会との協議会への参加
①日時　2017 年 12 月 6 日（水）
②場所　東京税理士会館
③参加者　東京税理士会国際部 18 名・ソウル地方税務士会 15 名・
当委員会　丸岡美穂委員長・田中康治副委員長・田中久義委員

＜2018 年度＞

（１）東京税理士会国際部の研修会への講師派遣

①日時　2018 年 10 月 24 日（水）13:30～16:45

②場所　東京税理士会館

③テーマ・講師　「エストニア視察報告」　当委員会　丸岡美穂委員長

④参加者　東京税理士会会員

東京税理士会国際部主催の研修会にて、パネリストとして参加した本会の丸岡国際特別委員長が 2018 年 7 月に現地調査したエストニアの視察について報告した。明治大学大学院会計専門職研究科の沼田博幸教授による基調講演の後行われたパネルディスカッションには、他に東京会国際部神田委員、東海会井原会員がパネリストを務め、ＥＵ及び韓国の電子化に関する解説・ディスカッションが行われた。

（２）日税連国際部との情報交換会

① 日時　2018 年 12 月 7 日（金）～8 日（土）

② 場所　宮城県　ホテル松島　大観荘

③ 参加者　日税連国際部委員・東北税理士会国際特別委員会委員 6 名

日税連国際部の会議に陪席し、その後、情報交換会を実施。当委員会の活動内容の説明や意見交換を行った（写真 2-13）。

写真 2-13　日税連国際部との情報交換会

５．東北税理士会報への国際税務コラム掲載

2017 年 10 月より本会会報に、当委員会の委員が国際税務に関するトピックを分かりやすくコラムとして執筆、掲載した。

各回の内容と執筆者は以下の通り。

第 1 回	2017 年 10 月	海外投資ファンドの取扱い	田中康治
第 2 回	2017 年 11 月	近隣国からの事業修習生等と源泉徴収	田中久義
第 3 回	2017 年 12 月	海外出向者の所得税について	原　高明
第 4 回	2018 年 2 月	国際間の情報交換制度	渡辺和栄
第 5 回	2018 年 3 月	知っ得国際税務クイズ（英単語編）!!	丸岡美穂
第 6 回	2018 年 5 月	海外で勤務する役員に関する源泉所得税	田中康治
第 7 回	2018 年 6 月	海外旅行と事後免税制度	田中久義
第 8 回	2018 年 7 月	「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」について	原　高明

第 9 回　2018 年 8 月　租税条約について　渡辺和栄
第 10 回　2018 年 9 月　知っ得国際税務クイズ（英単語編第 2 弾）!! 丸岡美穂
第 11 回　2018 年 10 月 最近の国際税務に関するニュースについて　田中康治
第 12 回　2018 年 11 月 世界のたばことたばこ税事情　田中久義
第 13 回　2018 年 12 月 移転価格課税と寄付金課税　原　高明
第 14 回　2019 年 2 月　国外転出課税について　渡辺和栄
第 15 回　2019 年 3 月　知っ得国際税務クイズ（英単語第 3 弾）!!　丸岡美穂

＜名古屋会＞

名古屋会では、名古屋税務研究所国際部門（2009 年設置）が国際交流事業を所掌している。

2001 年にドイツ・ミュンヘン税理士会と締結した友好協定に基づき定期交流を行っており、締結以来 2 年に 1 度の相互訪問が続いている。

2018 年 10 月には西村会長をはじめとする訪問団がミュンヘン税理士会を公式訪問し、下記のスケジュールによりシンポジウム及び懇親会等に出席した。

・10 月 15 日

名古屋税理士会及びミュンヘン税理士会執行部によるシンポジウムにおいて、意見交換をした。

【テーマ】１．日独の資産税について（事業承継など）
２．相続税/不動産税
３．AI の進展が税理士業務に与える影響について
４．デジタル化/AI

・10 月 16 日

ミュンヘン市立職業学校、バイエルン州公務員大学、ミュンヘン税務署を訪問した。

なお、今回のミュンヘン税理士会への公式訪問の模様は「ミュンヘン税理士会公式訪問報告」として「名古屋税理士界」736 号（平成 30 年 12 月 10 日号）に詳細を掲載した（写真 2-14）。

写真 2-14　話している西村会長、
その左側がシュヴァープ会長

写真 2-15　懇親会場にて

＜東海会＞

東海会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、不定期ではあるが、ドイツを中心に海外視察等を行っている。

また、会員の国際税務に関する研修機会を確保するため、近い将来税務研究所を設置し、その中に国際税務を所掌する部門を開設する予定である。

＜北陸会＞

北陸会では、2013 年に総務部内に国際交流小委員会が設置され、現在 3 名の委員が対応している。国際交流活動は、2009 年に友好協定を締結した中国・大連市注冊税務師協会との交流が中心となっている。

2018 年 8 月 3 日、三好会長以下役員 8 名が大連市を訪問し、双方の役員改選後初めて大連市注冊税務師協会役員と意見交換を行った（写真 2-16）。

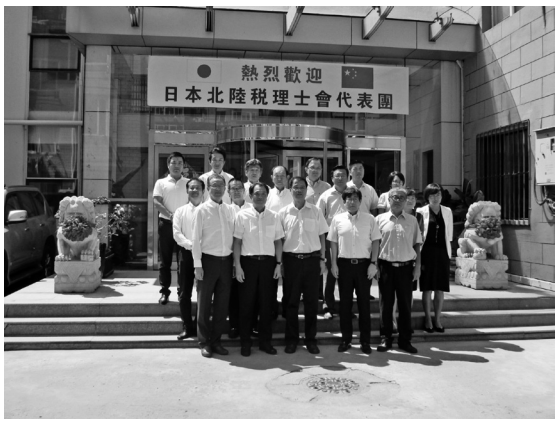

写真 2-16　大連市にて

本会からは、①研修制度・中小企業の事業承継支援･税理士の広報活動について ②日系合弁企業などに見られる税務トラブルについて ③インボイス方式の集計・申告についての以上 3 項目の質問を行った。①については、研修が年間 72 時間あるが、概ね 100%の受講率であること、また中小企業の事業承継支援についてはまだ取組みが行われていないことなどが紹介された。②については、3 年周期にある税務調査による増差修正の問題がメインとなっているが、近年は移転価格の問題がより大きくなってきているとのことなどが紹介された。③については、インボイスは国から無償で支給される専用機器や専用用紙を使い、厳重な管理のもとに発行されており、発行データはオンラインによって国税に管理されるとのことであった。なお、偽のインボイスによるトラブルが依然としてあることも紹介された。

大連市注冊税務師協会からは、①会員に対するサービスの提供や交流活動について、②納税者に対するボランティア活動について、③税務行政機関による税理士への専門的支援について 3 項目の質問があり、税理士会としての取組みや協同組合事業についても報告し、会員への様々なサービスについて紹介した。

両会の交流も回を重ねるごとに協議内容も深くなり人間関係も強くなりつつある。国の体制そのものが異なる面もあり、同列には語れない部分もあるが、同じ税理士の会として学びあう事柄も多く、有意義な意見交換であり、交流事業の意義を感じることができた。

＜中国会＞

中国会では、総務部が国際交流事業を所掌し対応している。1996 年に友好協定を締結した韓国・大邱地方税務士会とは定期的に交流を行っており、現在は、隔年ごとに協議会を開催している。

2017 年 10 月 12 日、本会と大邱地方税務士会との定期懇談会が岡山市で開催された。本会からは灘会長他 25 名の役員が、大邱地方税務士会からは權日煥（クォン・イルファン）会長他 14 名が出席した（写真 2-17，2-18）。

懇談会では、次に掲げる議題について協議・意見交換した。

＜中国税理士会からの提出議題＞

ICT の活用により年末調整手続きの簡素化が行われ納税者利便の向上策が講じられているが、その具体的内容と成果及び実施状況について

＜大邱地方税務士会からの提出議題＞

ふるさと納税について

懇親会には来賓として岡山市副市長、岡山県日韓親善協会専務理事、在日本大韓民国民団岡山県地方本部団長が出席され交流を図った。

写真 2-17　定期懇談会にて

写真 2-18　懇親会にて

＜四国会＞

四国会では、1997 年に韓国・光州地方税務士会と友好協定を締結して以来、毎年相互に訪問し懇談会を開催している。2017 年度及び 2018 年度の懇談会の概要は次のとおりである。

【2017 年度】

・開催日・場所：2017 年 11 月 27 日
　（於：韓国・ホリデイ・イン光州ホテル）

・出席者
　［四国会］清田会長、清藤副会長、日下副会長、二川専務理事、杉田専務理事、橋本総務部長、松岡日税連国際部副部長　計 7 名（写真 2-19）
　［光州会］金会長他役員 計 20 名

写真 2-19　韓国・光州での定期懇談会（2017 年）

・議　題

〇不正請託禁止法が税務士業界に及ぼす影響について

〇税務調査の種類と調査に対する税理士の対応について

・詳細報告

四国税理士会報第 383 号（2018 年 1 月 10 日）に日下副会長による報告を掲載した。

【2018 年度】

・開催日・場所：2018 年 11 月 1 日

（於:高知市･ザ クラウンパレス新阪急高知）

・出席者

［四国会］清田会長、清藤副会長、日下副会長、二川専務理事、杉田専務理事、橋本総務部長、松岡日税連国際部副部長　計 7 名（写真 2-20）

［光州会］金会長他役員 計 9 名

・議　題

〇国外転出時課税制度について

〇事業承継税制について

写真 2-20 定期懇談会（2018 年）

・詳細報告

四国税理士会報第 394 号（2018 年 12 月 10 日）に金本常務理事による報告を掲載した。

なお、これまでの協議事項は表 2-3 のとおりである。

表 2-3 開催事績

開催日・開催地	協議事項
2016 年 11 月 16 日 （徳島）	1. 消費税（付加価値税）の現状とその問題点
2015 年 11 月 9 日 （韓国）	1. 個人企業と法人企業における企業主の税金納付後の可処分所得の差ついて 2. 社会保障･税番号制度（マイナンバー制度）
2014 年 11 月 12 日 （松山）	1. 税理士･税務士の懲戒処分とその現状
2013 年 11 月 11 日 （韓国）	1. 現行所得税体系内で所得控除及び税額控除が納税者間（高所得･低所得）税負担の大きさに及ぼす影響 2. 勤務税理士の実態及びその業務範囲等
2012 年 11 月 14 日 （高知）	1. 医療シルバー産業に対する税制支援の内容とその現状 2. FTA 参加の現状と税理士制度に及ぼす問題点等 3. 公認会計士との業際問題
2011 年 11 月 14 日 （韓国）	1. 税理士事務所の人格形態と業務内容 2. 税理士制度に対する対一般（学校や私企業等）教育･広報内容及びそれらの現状 3. 税理士の懲戒処分
2010 年 10 月 29 日 （高松）	1. 地方自治体の予算･監査に対する税理士(会)の役割 2. 税務士(税理士)の周辺業務(一般的な税務士(税理士)が本来の税務士(税理士)業務 以外に携わっている業務)

	3. 税務士(税理士)会総会の運営状況等
2009 年 11 月 2 日 （韓国）	1. 電子申告制度の現況と普及のための施策 2. 税務士会（税理士会）における情報システムの活用状況 3. 所得税法上の人的控除と特別控除制度
2008 年 10 月 27 日 （鳴門）	1. 研修制度について＜所要経費＞
2007 年 11 月 12 日 （韓国）	1. 税務上義務不履行による加算税規定 2. 地方税理士会の独立と日本税理士会連合会体制の運営とその長短所 3. 国税当局が行う納税者に対する税務相談の現況等 4. 税理士会が行う会員相談の実施状況等
2006 年 11 月 8 日 （松山）	1. 納税者に対する税務支援対策 2. 友好協定の継続 3. 補佐人制度及び会計参与制度
2005 年 11 月 3 日 （韓国）	1. 簡便納税制度　　2. 青色申告制度　　3. 会計参与制度
2004 年 10 月 4 日 （高松）	1. 中小会社会計基準の作成と活用 2. 税理士法に定めのない公益的業務への対応 ①地方公共団体外部監査制度　②成年後見制度　③特定調停制度（民事調停委員）
2003 年 10 月 23 日 （韓国）	1. 標準所得率・基準経費率制度　2. 新書面添付制度　3. 電子申告制度
2002 年 10 月 22 日 （高知）	1. 税理士法（税務士法）改正後の当面の諸問題 ①報酬規定の廃止　②研修制度の拡充　③広告の自由化 2. 税制改正等の建議活動
2001 年 10 月 31 日 （韓国）	1.　税務訴訟において税理士が補佐人となる制度の創設 2.　意見聴取制度の拡充 3.　税理士法人制度の創設 4.　業務報酬規定の廃止（会則記載事項から削除）に伴う報酬のガイドライン等
2000 年 10 月 3 日 （松山）	1.　業界の歴史と現状と将来 2.　四国税理士会の組織機構 3.　会活動の活性化策 4.　税理士のビジョン
1999 年 10 月 26 日 （韓国）	光州地方税務士会側質問事項 1. 土地・建物の譲渡により発生する資産利得に対する課税 四国税理士会側質問事項 1.　税務当局と税務士会との相互信頼、協調関係を維持発展させるために実施している施策 2.　韓国における公的資格制度の規制緩和の動向と税務士会の対応
1998 年 8 月 11 日 （高松、徳島）	光州地方税務士会側質問事項 1. 租税不服請求 2. 税務当局の税務代理人に対する管理、監督権の有無と管理監督の方法 3. 政府や税理士団体等の納税者に対する納税意識を提高する方式

	4. 日本の弁護士、公認会計士、税理士等の諸資格士に対し賦課している税金の税目 四国税理士会側質問事項 1. 納税者権利憲章を保障するための具体的施策 2. 会員に対する研修制度とその実施状況 3. 税務士の社会的貢献制度
1997 年 10 月 14 日 （韓国）	光州地方税務士会側質問事項 1.　日本の税理士制度 ①税理士の租税訴訟代理権を制度化するため推進している方法と過程　②税理士業務の受任種類及び方法　③税理士会員相互間及び他資格者との受任競争行為の実態とそれに関連する倫理規定　④公認会計士の税理士業務執行 2.　日本の税務行政 ① 税務調査の実態　②課税に対する納税者の不服請求制度 四国税理士会側質問事項 1.　韓国の税務士制度 ①税務士の使命　②税務士の資格試験（資格付与）制度　③税務士業務の法人化・共同化　④会員の研修教育制度　⑤倫理規定と綱紀違反に対する処分 2.　韓国の税務行政 ① 税務行政の基本的な運営方針　②納税者の権利保障

＜九州北部会＞

九州北部会では、総務部内に国際交流委員会が設置され、国際交流事業を所掌している。ドイツ・ニュルンベルク税理士会とは 1989 年 7 月に、韓国・中部地方税務士会とは 1994 年それぞれ友好協定を締結し、定期的に交流活動を行っている。

＜韓国中部地方税務士会との協議会＞

写真 2-21　福岡市にて

2017 年 11 月 8 日（水）、韓国中部地方税務士会李錦珠（イ・グムジュ）会長一行 17 名を福岡市に迎え、2 年ぶりに当会との協議会が行われた。この協議会は 1994 年に友好協定を締結して以来、現在 2 年に一度お互いの国を交互に訪問して開催されており、今回、日本側からは武部会長以下 16 名の役員が出席した。

韓国の一行はまず、九州北部税理士会館を訪れ武部会長ほか役員数名と懇談の後、福岡市博多区のホテルグランドハイアット福岡にて協議会が行われた。

テーマは韓国側からの提案により①日本の税理士の処罰（または懲戒）制度について、②日本の国外財産調書制度について、の 2 点である。

それぞれのテーマごとに韓国側からの議題提案説明があり、それに応える形で日本側より発表

が行われ、その後、質疑応答という形式により進められ、活発に意見交換が行われた。大変有意義な 2 時間 30 分の協議会となった（写真 2-20）。

＜ニュルンベルク税理士会との協議会＞

2018 年 10 月 1 日（月）より 5 日（金）までの 5 日間に亘り、ドイツ・ニュルンベルク市においてニュルンベルク税理士会と九州北部税理士会との交流行事が行われ、当会からは武部会長を中心に 21 名の役員・会員が参加した。

平成元年に友好協定を締結して以来、2 年に一度お互いの国を訪問し合い、今回で 15 回目の交流となり、協議会・懇親会等の行事が行われた（写真 2-21）。

写真 2-22　ドイツ・ニュルンベルクにて

今回の協議会場はニュルンベルク市の中心街に位置するニュルンベルク税理士会館で、館内に入ると日本の国旗がいたるところに掲げられたり「九州北部税理士会の皆様　ようこそいらっしゃいました！」と日本語で歓迎表示があったりと、その心配りに感動しつつ協議会が開催された。会場の大会議室には同時通訳ブースが設置され、通訳を通してタイムラグがなくお互いの意見交換ができ、充実した協議会となった。

テーマは九州北部税理士会側からの提案による①税理士会が行う社会貢献活動について、及びニュルンベルク税理士会からの提案による②租税回避スキーム（国内/国外）の報告義務、の 2 点であった。

それぞれのテーマごとに両国から基調講演を行い、その後ディスカッションを行うという形式で行ったが、同時通訳の効果により、基調講演、ディスカッションともスムーズな進行とそれぞれの会が準備したパワーポイントでの資料も充実しており、特にディスカッションでは活発な意見交換が交わされた。

協議会終了後は懇親会等が催され、また一段と両会の絆が深まった交流となった。

＜南九州会＞

南九州会では、国際交流事業を所掌する機関は設置されていないが、これまで総務部を中心に韓国・大田地方税務士会との国際交流活動が定期的に行われている。大田地方税務士会とは、1995 年の友好協定締結以来、ほぼ毎年相互訪問を行い、両会が抱えるテーマを基に意見交換を行っている。

2018 年 10 月 17 日、韓国牙山市の温陽観光ホテルで韓国大田地方税務士会との懇談会が開催され、大田地方税務士会から田基正会長ほか 9 人の役員が、南九州会からは戸田強会長ほか 12 人の役員が出席した。懇談会は、両会からの事前質問事項に回答する形で行われ、南九州会からは災害による被災会員等への支援及び電子申告についての質問が、大田地方税務士会からは相続税誠実申告制度、人工知能（AI）技術の発展による税理士の業務、暗号通貨に対する課税制度についての質問がなされ、通訳を交えて活発な懇談が行われた（写真 2-22）。

写真 2-23 韓国大田地方税務士会との懇談会及び懇親会

＜沖縄会＞

沖縄会では 2010 年に国際委員会を設置し国際関連業務を所掌することとなった。

１．外国の税務専門団体との交流

（１）台北市記帳及び報税代理人公會

当団体とは 2012 年 11 月に友好協定を締結、以後、当団体、沖縄税理士会の定期総会への参加案内を行っている。

2018 年 12 月に沖縄税理士会から外間会長、新垣副会長以下、添石総務部長、国際委員会委員５名で台北に赴き表敬訪問を行った。台北市記帳及び報税代理人公會からは彭福鑫理事長、李竹森名誉理事長（協定締結時の理事長）以下、10 名の役員に迎えて頂いた。相互の会長、理事長挨拶、自己紹介の後に意見交換となった。本会から隔年に相互が訪問を行い交流することを提案した。また意見交換でもインボイス、マネーロンダリング、クルーズ船による経済への影響等、様々な分野まで活発に意見が交わされた。その後はホテルにて懇親会となり、意見交換の延長で多くの話ができた（写真 2-23、2-24）。

写真 2-24　協定締結での外間会長(左)

写真 2-25　意見交換会にて

（２）社團法人臺北市記帳士公會

当団体は、台湾で新たに制定された「記帳士法」に基づく会計、税務の専門資格者による団体である。今後、「記帳及び報税代理人公會」制度から「記帳士」への移行が進むと予想され、沖縄税理士会でも親交を深めつつある団体であり、適宜、友好協定締結の基盤固めを行っている。

2017 年 8 月に社團法人臺北市記帳士公會より総会懇親会への招聘を受け、友利元日税連副会長、新垣担当副会長、石黒石垣支部長、国際委員会委員 4 名で表敬訪問及び意見交換を行った。

また、2017 年 12 月には社團法人臺北市記帳士公會有志が沖縄県を訪問され、相互のトピックとなる事項につき質問意見交換を行った（投資減税、エンジェル税制、農業所得者への優遇制度、リバースチャージ等）（写真 2-25）。

写真 2-26　意見交換会にて

更に 2018 年 12 月には沖縄税理士会より再度、台北市に伺った。社團法人臺北市記帳士公會からは郭秋佩理事長、廖健安常務監事(前理事長)を含む 9 名の役員に、オブザーバーとして台北商業大学財経学院の汪瑞芝教授が参加された。こちらも相互の会長、理事長挨拶、自己紹介を経て意見交換となった。まずは本会からの質問事項（台湾における付加価値税の現状、相続贈与の概要等）につき記帳士會からの説明及び回答がパワーポイント等の資料により説明がなされた。更に質問から派生し様々な意見が出され白熱したが当日も時間切れで記帳士會からの質問に回答が不能であったが、その後の懇親会で記帳士會からの質問（会社設立、リバースチャージ、IFRS）に応えることができた（写真 2-27）。

写真 2-27　記念品贈呈を受ける外間会長（左）

写真 2-28　意見交換会にて

２．その他

（１）公益財団法人沖縄県産業振興公社との意見交換

当該法人は、沖縄県の産業インフラを多角的に支援する第三セクターであり、県内企業の海外進出支援を行っている。このことから、2018 年 7 月 26 日、本会の国際税務支援の状況につき、テーマを①今後の国際業務の支援について、②外国語対応者の紹介制度構築について、意見交換を行った。

（２）会員向け国際業務に関するアンケート実施

2018 年 12 月今後の国際税務相談において沖縄税理士会としての支援をスムースに行うため、税理士会会員向けに初めて国際業務の状況に関するアンケートを実施した。
回答率 15%ではあったが、今後の国際税務に関する研修、諸事業の参考となるものである。

Ⅲ　外国の専門家団体との協定の締結状況

税理士会においても、諸外国の税務専門家団体と数多くの協定が締結されている。その多くは、税務専門家制度が確立されているドイツの税理士会及び韓国の地方税務士会との協定である。2017 年 3 月末現在の状況は表 2-4、2-5、2-6 のとおりである。

表 2-4　ドイツの税理士会との締結状況

日本側	ドイツ側	締結年月
東京税理士会	ケルン税理士会	1980 年 9 月
東京地方税理士会	ハンブルク税理士会	2000 年 8 月
近畿税理士会	デュッセルドルフ税理士会	1999 年 6 月
名古屋税理士会	ミュンヘン税理士会	2001 年 10 月
九州北部税理士会	ニュルンベルク税理士会	1989 年 7 月

表 2-5　韓国の地方税務士会との締結状況

日本側	韓国側	締結年月
東京税理士会	ソウル地方税務士会	1995 年 9 月
東京地方税理士会	中部地方税務士会	1991 年 4 月
近畿税理士会	釜山地方税務士会	1991 年 4 月
中国税理士会	大邱地方税務士会	1996 年 11 月
四国税理士会	光州地方税務士会	1997 年 2 月
九州北部税理士会	旧京仁地方税務士会（現中部地方税務士会）*	1994 年 4 月
南九州税理士会	大田地方税務士会	1995 年 10 月

* 1999 年 9 月、京仁地方税務士会は中部地方税務士会に吸収された。

表 2-6　その他の国・地域の税務専門家団体との締結状況

日本側	締結国側	締結年月
東京税理士会	旧中国税務諮詢協会（現中国注冊税務師協会）**	1994 年 9 月
東京税理士会	中国・北京市注冊税務師協会	2004 年 9 月
東京税理士会	台湾中華工商税務協会	2013 年 4 月
千葉県税理士会	モンゴル税理士会	2009 年 7 月
北陸税理士会	中国・大連注冊税務師協会	2009 年 5 月
沖縄税理士会	台湾・台北市記帳及報税代理人公会	2012 年 10 月

**2003 年に中国税務諮詢協会は中国注冊税務師協会に名称変更し、2004 年に両会間にて確認書を締結した。

第Ⅲ部

グローバル社会における税務専門家制度と日税連の国際関係事業の今後の方向性

本報告書第Ⅰ部及び第Ⅱ部で紹介したように、各税理士会や日税連の国際関係事業が定着し、今後より進化した交流が求められている。グローバル社会における税制や税務専門家制度の動向を俯瞰した場合、日税連の国際関係事業はどのような方策に基づいて活動すべきなのかが課題として認識される。この課題の解決に資するため、日税連の国際部委員にアンケートを実施しており、その主な意見を掲載するとともに、日税連の国際関係事業の今後の方向性について提起する。

Ⅰ　グローバル社会における税務専門家制度のあり方について

１．グローバル社会の中で、税務専門家制度はどのようにあるべきか

経済活動がグローバル化するに伴い、我々税理士の主な関与先である中小企業においても、国際取引をする企業が増加している。また、日本に来訪してビジネスを展開しようとする事業者に対しても税務の提供が必要となる。国外の税務については、我々税理士の業務の範囲外ではあるが、国外の税制に関し一定程度の知識は求められることとなる。

意見の抜粋

- 国内資格である税理士が、国外でサービスを提供できるわけではなく、クライアントが海外進出する際に、スムーズに行動できるようサポートするのが現実的であろう。また、諸外国から日本に来訪してビジネスを展開しようとする事業者に対しては、国内での税務サービスを提供できることは当然である。
- 経済のグローバル化に伴い、国際税務問題は、大企業だけの問題ではなく中小企業を主な関与先とする普通の税理士が遭遇することも珍しくなくなってきている。大手監査法人等に比べ経験と情報源において劣る多くの税理士にとっては国際税務実務に対処することは決して易しくはない。しかし、日本における税理士業務の無償独占を前提にすると一定水準以上の国際税務に関する知識が税務専門家である税理士に求められることとなる。
- 顧客のなかには既に海外に直接投資等、海外との経済交流が活発になっており、すべての税理士に求められる資質としては、まずは、国際税務に関する日本の税法の基本的な知識の周知である。外国の税務は我々の範疇を超えるが、問題が「外国の税務の問題なのか」、「日本の税法が絡む問題なのか」、「シンプルに日本の税法の問題なのか」、そのあたりの基本的なことが整理できていないという現実がある。

２．税理士制度を他国にどのように普及・浸透させていくべきか

税収により国家を運営していく財政システムの下では、税務行政組織の整備だけでは十分ではない。税理士制度が、申告納税制度に効果的に機能している事実を広報し、制度導入の有効性を認識してもらう必要がある。毎年開催される国際税務行政セミナー(ISTAX)や中央アジア・コーカサス夏期セミナーを通じた啓蒙活動や、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(AOTCA)会議の発表などを通じて、税理士制度をアピールすることが、普及・浸透につながってゆく。

意見の抜粋

- 日本の税理士の専門性は歴史的に見ても諸外国に比して優れていると思われる。税理士制度がある先輩国として奢らず日本の制度の良い部分を海外に、特にアジアに対して紹介し、それぞれの国や地域への制度の維持・発展に役立てるように行動すべきであると考える。
- 日本における申告納税制度が円滑にかつ効果的に機能している事実を広報し、制度導入の有効性を認識してもらう必要があるだろう。諸外国の政府職員を招いての研修や、国際会議での積極的な発言、情報の発信等、日税連国際部にできることはたくさんあると考える。
- 近年のアジア諸国の経済成長は目覚ましいものがあり、各国政府も経済成長を促すと同時にインフラや教育等への投資財源確保のため税制や税務行政組織の整備を行っているように見える。申告納税制度に基づく所得税や法人税、さらに付加価値税等の税務執行を円滑に行うためには、税務行政組織の整備だけでは十分でないことは、先進諸国の歴史が示す通りである。

Ⅱ　日税連の国際関係事業の今後の方向性

今後、日税連としては、税理士制度のような税務専門家制度を持たない新興国への導入と普及の支援、国際関係事業に関する専門担当機関を持たない単位税理士会への支援などが必要と思われる。

１．AOTCA におけるリーダーシップの発揮

AOTCA は、平成 4 年(1992 年)税理士制度 50 周年記念事業の一環として日税連提唱により、アジア・オセアニア地域の国際的な税務専門家団体として創設された。日税連からは、これまで 3 人の会長と多くの役員を輩出し、現在も池田名誉顧問をはじめ、事務総長、財務部長、専門委員長などの要職につき、事務局機能も担っている。今後も日税連がリーダーシップを発揮していくことが加盟団体からも期待されている。しかしながら、近年は BEPS、GAAR などがセッションテーマとして取り上げられ、我々が求める中小企業税務、中小企業税制などが取り上げられていない。セッションテーマについても主催国に任せず、リーダーシップを発揮すべきではないかと考える。

意見の抜粋

- テーマが中小企業に関することよりも、大規模法人、多国籍企業に関することが多かっ

たように思う。開発途上国においては、税務、とりわけ国際税務は一部の大企業にしか関係しないからかもしれないが、もう少し身近な中小企業にスポットを当て、一部の大規模事務所だけではなく、市井の中小事務所が関心を持てるようなテーマにしてはどうか。

・　近年、デジタル取引に関する課税、BEPS、GAAR と国際課税の関わりがテーマの中心となってきているようだが、もう少し、各国の中小企業政策、中小企業対策税制はどうなっているのか、どうあるべきかといった地に足のついたテーマを選んで議論すべき時期に来ているのではないかと思う。

２．新興国への税理士制度の導入と普及の支援

日税連が、税理士制度を税務専門家制度を持たない新興国に対し、導入・普及の支援を行うことは希少性のある国際貢献活動と評価できる。これまでのモンゴル、インドネシアへの貢献などの実績を踏まえ、更なる貢献を継続するべきと考える。

３．在住外国人への税務面での支援体制の構築

在住外国人への税務面での支援は、本来税理士会レベルで行うべきことであるが、国際関係事業に関する専門担当機関を持たない税理士会もある。また、担当機関を持っていても、ノウハウ・経験の不足、人材の不足等により、在住外国人への支援体制の構築まで至らない税理士会も散見される。日税連として、こうした支援事業で必要なツールの作成や税理士会の相談担当者からの質問等に対応できる体制作りも必要と考える。

意見の抜粋

・　単位会で分掌機関を持っていないところも多く、また、日税連国際部の事業と単位会事業の内容が同一ではない。各単位会に、国際関係事業の担当部署の設置の目的と先進単位会の事業の紹介などを実施し、分掌機関の設置を促進することではないかと思われる。

４．税理士会員の国際関係業務の支援体制の構築

税理士は業務上、中小企業の国際税務についての対応を求められることがあるが、知識や経験の不足から業務の受託に消極的となる会員が多いと推測される。日税連として、国際税務に関する一般的な研修事業の実施が必要である。さらに、国際税務に関するエキスパートを養成する研修の企画を検討しても良いのではないかと考える。

また､民間レベルで構築されている海外の日系会計事務所のネットワークへの協力などを通じ、進出国における税務・会計の手続に対する中小企業・会員の不安感を払拭する活動も考えていく必要がある。

５．国際税務研究の充実と関連機関との連携

日税連では、平成 25 年(2013 年)に、会員以外の外部有識者も構成員とする国際税務情報研究会を付設機関として設置した。当研究会は、AOTCA を通じた BEPS 問題に関する OECD への意見開示や AOTCA タックスカンファレンスにおけるスピーカーの派遣などを行ってきたが、今

後は、諸外国の税務情報の収集にとどまらず、税制の国際比較等も積極的に行い、税制建議等に活用できる研究を行い、調査研究部をはじめとする関係部との積極的な連携を構築していくべきと考える。また、その研究成果を会員に還元すべきことは当然のことである。

今後日税連の国際関係事業は質・量ともに拡大することとなる。税理士会、関係する行政機関(国税庁・中小企業庁・JETRO・JICA 等)、関係団体(日本税務研究センター・TAINS 等)とのより密接な関係を構築し、情報の収集・会員への周知など積極的に展開しなければならない。

意見の抜粋

- 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)は、諸外国の経済環境はもとより租税法においてもよく研究されており、税理士の国際業務に大いに役立つ機関の一つである。ジェトロとの交流を図り、諸外国の経済並びに租税法の現況を知ることは国際交流事業推進に繋がる一つの方法ではないだろか。

日税連の国際関係事業を振り返ると、1992 年に AOTCA の創設に尽力したうえで、翌 1993 年に国際関係事業を専担する国際委員会を設置した。1996 年と 2002 年には AOTCA 総会を京都で、2015 年には大阪で開催した。この間、会長 3 名を始め主要ポストに役員を輩出し、現在も AOTCA において、リーダーシップを発揮している。日税連国際委員会は、2010 年には、15 税理士会すべてから委員を輩出するようになり、各税理士会が行う国際関係事業の内容の把握並びに日税連との連携が図られるとともに、2014 年に委員会は国際部への移行がなされた。また、2013 年には研究機能を有する国際税務情報研究会を日税連正副会長の付設機関として設置し、国際税務や税務専門家制度の国際比較の研究体制を整備した。

中央アジア・コーカサス夏期セミナー、国際税務行政セミナー(ISTAX)一般コース・上級コース、国税庁実務研修などの研修生に税理士制度に関する出講など新興国等の税務行政発展への貢献、モンゴル税理士法制定への支援やインドネシア税理士制度への支援など国際貢献活動も積み重ねてきた。

日税連税法データベース(TAINS)の「国際税務情報」サイトへの情報提供や日税連英語版ホームページに日本の税制概要をまとめた「Guide to Japanese Taxes」をアップデートするなど情報発信にも注力してきた。また、国際税務情報研究会が実施した「ニュージーランド税制視察」「米国税制視察」についても会報「税理士界」に報告書を掲載した。

国際関係事業の今後の方向性に示した事項を一つ一つ確実に実行していくことで、日税連の国際関係事業を通じ、我が国の税理士制度がグローバル社会の中で輝き続けるものと確信し、本報告書のまとめとする。

(前原明弘国際部長)

資 料 編

税理士会
［資料 1］　税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果　47

［資料 2］　グローバル社会における税務専門家制度のあり方について
—国際部委員へのアンケートから—　52

ＡＯＴＣＡ
［資料 3］　アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約　57

［資料 4］　ＡＯＴＣＡ加盟団体一覧　64

［資料5］　2017年ＡＯＴＣＡマニラ会議レポート　65

［資料6］　2018年ＡＯＴＣＡウランバートル会議レポート　100

韓　国
［資料 7］　韓国税務士会概要　143

［資料 8］　日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績　145

ドイツ
［資料 9］　ドイツ連邦税理士会概要　149

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

［資料1］

			東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
1 担当機関		名称	国際部	特定してない	特定してない	特定してない	国際部	国際委員会	国際特別委員会（国際関係小委員会）	名古屋税務研究所	特定してない	総務部国際交流小委員会	総務部	特定してない	総務部国際交流委員会	特定してない	国際委員会
		構成員	15人				11人	14人	5人	35人		3人	8人				6人
		設置年度	1997年				1999年	2012年	2017年（2013年）	2009年		2013年	1996年				2010年
2 外国語資料		名称	【東京】 ・「国際税務研究報告書」(H29.5) （＊国際税務に関する調査・研究として、BEPS行動計画3とわが国の外国子会社合算税制、欧州型VAT税制とインボイス方式、総合主義からAOA帰属主義へ移行した事に伴う申告実務の対応、国外転出時の課税及びその他の国際課税上の問題について） ・タイ税制等視察報告書（H29.11、H30.3） ・ソウル地方税務士会との協議会資料（H29.12、H30.8） ・「外国人のためのやさしい日本の税金と税理士制度」冊子(韓国語・2017改訂版）		千葉県税理士会の案内（英文）		釜山地方税務士会との学術交流会資料	外国人のための確定申告セミナー	外国人向け無料税務相談会チラシ								
		提供の可否	可		可（HPに掲載）		可	可	可								
3-1 友好協定	①	相手団体	ケルン税理士会	韓国・中部地方税務士会	モンゴル税理士会		釜山地方税務士会			ミュンヘン税理士会		ソウル地方税務士会、大連注冊税務師協会	韓国大邱地方税務士会	光州地方税務士会	ニュルンベルク税理士会	大田地方税務士会	台北市記帳及報税代理人公會
		協定名称	共同声明	友好協定	友好協定		友好協定			友好親善合意書		三国共同宣言	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定	友好協定
		締結年	1980年	1991年	2009年		1991年			2001年		2006年	1996年	1997年	1989年	1995年	2012年
		協定内容	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進	相互理解・交流促進、情報交換		相互理解・交流促進、情報交換			相互理解・交流促進		相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換
		協定に基づく活動概況		2年に1回の懇談会			年1回の学術交流会			2年に1回の相互訪問			2年に1回の相互訪問	年1回の懇談会	2年に1回の相互訪問	年1回の相互訪問	2年に1回
	②	相手団体	ソウル地方税務士会	ハンブルグ税理士会								大連注冊税務師協会			韓国・中部地方税務士会		
		協定名称	友好協定	友好協定								友好協定			友好協定		
		締結年	1995年	2000年								2009年			1994年		
		協定内容	相互理解・交流促進、情報交換	相互理解・交流促進、情報交換								相互理解・交流促進、情報交換			相互理解・交流促進、情報交換		
		協定に基づく活動概況	年1回の定期会合												2年に1回の相互訪問		
	③	相手団体	中国注冊税務師協会・北京市注冊税務師協会														
		協定名称	友好協定														
		締結年	2004年														
		協定内容	相互理解・交流促進、情報交換														

			東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
	④	相手団体	台湾中華工商税務協会														
		協定名称	東京・台湾税務専門家情報交換協定														
		締結年	2013年														
		協定内容	情報交換														
3-2		協定締結の要望	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし
4-1 海外視察・研修・セミナー	①	実施年	2017年	2018年	2016年9.20		2017年	毎年		2018年	2015年	2016年	2017年				
		事業名称	研修視察	韓国中部地方税務士会	タックスカンファレンス		国際セミナー	会員のための国際税務研修会			ドイツ連邦財政裁判所所長来会	大連市注冊税務師協会役員との意見交換会	韓国大邱地方税務士会との懇談会				
		主催	国際部		モンゴル税理士会、日本税理士会連合会、千葉県税理士会		国際部	北海道税理士会国際委員会		名古屋税理士会	東海税理士会	北陸税理士会	中国税理士会				
		テーマ	税制及び経済活動（中小企業進出に役立つ）について		日本とモンゴルにおける付加価値税の比較他		①外国子会社合算税制の見直しについて ②移転価格の文書化と課税庁による個別訪問について ③国際戦略トータルプラン（国際課税の取組の現状と今後の方向）について	「国際税務～基礎と事例研究を中心として～」（2017年） 「国際税務～事例研究を中心として～」（2018年）		日独の資産税（事業継承など）、相続税/不動産税、AI進展が税理士業務に与える影響について、デジタル化/AIなど		税理士制度、会務運営ほか	両国税制についての質疑応答				
		対象国	タイ		モンゴル					ドイツ	ドイツ	中国	韓国				
		参加者数	13人	11人	15人		約150人			14人（うち同伴者4人）	8人	12人	41人				
		実施依頼・調整手続き	視察先に直接依頼				大阪国税局に講師派遣依頼			通訳を介してミュンヘン税理士会に依頼	担当役員が直接、ドイツ連邦財政裁判所所長に連絡を取り、手続きを行った。	関係役員、日本海国際交流センター					
	②	実施年	2017年				2018年					2017年					
		事業名称	協議会				国際セミナー					インドネシア国税総局との意見交換会					
		主催	常務理事、主要役員、国際部				国際部					北陸税理士会					
		テーマ	【ソウル】 ①税理士補佐人制度 ②不動産に関連する税制 ③納税者の税務申告誠実度を高めるための方案等 ④税理士1人当たりの収入金額の変動推移と社会的地位について 【東京】 ①付加価値税の電子インボイスの導入に伴う業務上の課題 ②税務調整計算書に係る最近の動向 ③税制改正手続きについて				【近畿】 ①PE見直し等の改正について ②海外取引調査の現状及び国際課税関係の現状について ③ローカルファイル作成義務化後の課税実務と企業の対応					地方における税理士会の活動ほか					
		対象国	大韓民国									インドネシア					
		参加者数	10人	11人			約150人					12人					
		実施依頼・調整手続き	関係役員に依頼				大阪国税局に講師派遣依頼					JICA					

		東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
③	実施年	2018年				2018年					2018年					
	事業名称	協議会				国際セミナー②					大連市注冊税務師協会との意見交換会					
	主催	常務理事、主要役員、国際部				国際部					大連市注冊税務師協会					
	テーマ	【ソウル】 ①会員のためにどのような福祉事業を展開していますか ②税理士業界の変化の流れとその対応方案に関して ③書面添付制度(税理士法第33条の2)及び意見聴取制度(同法第35条)の運用現況に関して 【東京】 ①税務行政の変化への対応について ②租税教育などの税知識(義務と権利など)の普及について ③電子インボイス制度導入後の状況について				【近畿】 ①トランプ政権の概要と対中通商政策 ②中国経済の現状と見通し					研修制度、事業継承支援、広報活動ほか					
	対象国	大韓民国				中国及びｱﾒﾘｶ					中国					
	参加者数	10人				118人					8人					
	実施依頼・調整手続き	ソウル地方税務士会と直接調整				日本貿易振興機構(JETRO)に講師派遣依頼					NPO法人日本海国際交流センター					
④	実施年	2017年、2018				2019年										
	事業名称	(2017)勉強会、研修会 (2018)報告会				国際セミナー②										
	主催	国際部				国際部										
	テーマ	【東京】 (2017)タイ税制について、中小企業のタイ進出及びタイ税制に関する研修会 (2018)タイ税制等視察報告会				【近畿】 ①中国投資スキームとリスク管理～進出、行政対応、労務管理、撤退～ ②中国の税務と子会社の管理										
	対象国					中国										
	参加者数	(2017)24人、				153人										
	実施依頼・調整手続き	(2017講師)米岡光二郎氏 (2018講師)国際部委員				中小企業基盤整備機構に講師派遣依頼										
⑤	実施年	2018年(3回)				2018年										
	事業名称	協議会、研修会				釜山地方税務士会の姜会長事務所に訪問										
	主催	国際部委員会、国際部				釜山地方税務士会 姜政淳会長										
	テーマ	【東京】 ・国際課税をめぐる動向について ・①基調講演(「欧州における付加価値税の発展の歴史－」～わが国でのインボイス方式導入を踏まえて～) ②パネルディスカッション(「インボイス導入に向けて　諸外国の先例に学ぶ」～電子化が進んでいるエストニア(EU)の事例と韓国(アジア)の事例を踏まえて)				韓国のインボイスの実務について視察										
	対象国					韓国										

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

［資料1］

			東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
		参加者数	【東京】288人、74人、62人				14人										
		実施依頼・調整手続き	【東京】(講師) ・財務省主税局国際租税総括官　安居孝啓氏 ・①基調講演(明治大学大学院会計専門職研究科教授　沼田博幸氏) ②パネリスト:明治大学大学院会計専門職研究科教授　沼田博幸氏、東北税理士会国際特別委員長　丸岡美穂氏、東海税理士会情報システム委員会委員　井原英貴氏、東京税理士会国際部委員　神田宗豪氏、コーディネーター　東京税理士国際部副部長　山元俊一氏				釜山地方税務士会に視察依頼										
4-2		収集した資料の翻訳								【名古屋】 「不動産税、統一評価の問題」「事業継承課税、自動化/人口知能AI」「ようこそミュンヘン租税職業学校へ」「バイエルン州財政学修士(税務専門官)を目指しデュアルシステムによる大学での研修」「ドイツでの税務調査」			あり				
4-3	海外視察・研修予定	実施予定年	未定	2020年	なし	なし	2019、2020、2021年	2019年		2020年	未定	なし	なし		なし		
		事業名称	未定	中華民国記帳及報税代理業務人会			国際セミナー	会員のための国際税務研修会		ドイツ・ミュンヘン税理士会が名古屋会へ訪問(予定)							
		主催	国際部				国際部										
		テーマ	未定				諸外国の税制、税務等について										
		対象国	未定				アジア諸国等										
		参加者数	未定	10人(予定)			1回につき約200人(予定)										
5-1	国際税務相談窓口	名称	会員相談室						会員相談室								
		運営方法	随時、FAX又は電話回答					現在東京会との間で協議中。4月以降運用予定	電話・面談等								
5-2	外国人向け税務相談	名称							外国人のための無料税務相談								
		運営方法							メール等で相談フォームを受付								
6-1	国際税務に関	分掌機関名称	日本税務会計学会国際部門		千葉税務研究所	国際小委員会	国際部			名古屋税務研究所	税務研究所					制度部	
		構成員数	144人(うち国際部門24人)			3人	11人			35人	未定					10人	
		設置年度	1963年		2018年度	2016年	1999年			2009年	2016年						

			東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
6-2	する研究体制等	具体的な研究活動			2019年以降に開始予定	・国際税務についての広報 ・総合企画部において国際税務に関する研修 講師：国税局国際調査課課長補佐 受講者：総合企画部委員、研修部委員（一部） テーマ：①BEPSプロジェクトの概要及び税制改正の方向性 ②共通報告基準（CRS）の概要 ③外国子会社合算税制の留意点 ④国際課税の帰属主義への見直しに係る留意点 ⑤クロスボーダー消費税の留意点（電気通信利用役務の提供） ⑥移転価格事務運営要領の一部改正について ⑦国際戦略トータルプラン平成29年12月判）	・韓国・釜山地方税務士会との税制等に関する学術交流会の開催 ・各在阪国際機関からの国際税務に関するセミナー、書籍等の情報収集 ・諸外国の税務等に関する研修会の開催				具体的な研究体制については、今後検討していきます。					諸外国の小規模納税者等に対する支援制度を参考とし、日本における臨税制度の今後の方向性、臨税と密接に関連する税務支援の課題の考察（2016年度）	
6-3		国際税務に関する会員向け研修の実施	【東京】 ・配偶者控除・配偶者特別控除制度の見直しと今後の方向性～オランダ型税額控除制度から学ぶ～ ・平成29年度タックスヘイブン税制の抜本改正 ～改正の背景と狙いを探る～ ・EUの加盟国直接税法拘束の構造とECJ判例 ～Brexitからの考察～ ・パナマ文書から何を学ぶべきか ・租税条約の乱用防止規定～新日独租税条約を中心に～ ・最近の主要な国際課税事案のフォローアップ ・米国型一般否認規定（GAAR）の法定化の背景と意義 ・平成30年度税制改正と米国税制改正 ・平成30年度小規模宅地等の税制改正と問題点に対する提言 ・～平成30年度税制改正から見る～国際観光旅客税と国際連帯税（航空券連帯税）の比較検討 ・収益認識会計基準の創設と法人税法の改正 ・進化するフィンテックと仮想通貨の課税のあり方 ・IFA2018ソウル大会報告～ALP終焉？　デジタル化経済下の新たな枠組み～ ・中小企業の海外投資の状況を踏まえた今後の移転価格税制のあり方について ・プラットフォーム・ビジネスの法人課税の行方				研修名称： 国際セミナー 内容： 諸外国の税制、税務に関する研修 大阪国税局国際関係部署による研修	会員のための国際税務研修会 研修の内容等 研修会は毎年行っている。ここ数年は、国際税務の基礎について実施している。これからは国際相続等が研修会のテーマとなると思われる（前年の研修会参加者へのアンケートを行っている）	国際税務に関する研修会 研修の名称： 国際税務の基礎 海外進出の際の国内・海外における留意点								

［資料 2］　グローバル社会における税務専門家制度のあり方について
ー国際部委員へのアンケートからー

1. グローバル社会における税務専門家制度のあり方について

1）グローバル社会のなかで、税務専門家制度はどのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	税務以外の関連する法律などへの範囲を広げるなど、日本国内での現代社会に求められる基本的要素を充実させる。その上で、顧問先企業のアウトバウンドと事業者を含むインバウンドへの知識を学び両面に対応できるようなスキルを向上させなければならないと考えている。
千葉県	国境が明確でない国際取引を行うグローバル企業が増えており、税務専門家も国境を越えて仕事をする機会が増えている。TPP等により、業務が他国の専門家に開放されていくとすると、資格制度に関する国際基準を設ける必要があるのではないか。
関東信越	経済活動がグローバル化するなか、各国の共通する悩みは国の骨幹をなす税の徴収である。自国の納税者が国内外で発生する所得の把握とそれに対する税の徴収を如何に行うかが課題となっている。税の浸食を防ぐ規定として世界各国が共通したルールがBEPSであり各国間での租税条約であるが、それらは国の取り決めであり納税者に伝える術はほとんどないのが現状である。税務専門家制度は各国が定めた国内外のルールをマスターして納税者に伝えるとともに、税の適正な申告を実現させる一役を担う制度でなければならないと考える。
近畿	国内資格である税理士が、国外でサービスを提供できるわけではなく、クライアントが海外進出する際に、スムーズに行動できるようサポートするのが現実的であろう。 また、諸外国から日本に来訪してビジネスを展開しようとする事業者に対しては、国内での税務サービスを提供できることは当然である。 海外との交流がビジネス界で当然のごとく行われてきている中、目の前の取引がどの国のどのような制度によって評価されるか、常に知っておくべきであり、そのような知識を常に身につけるべく努力しなければならないと考える。
東北	グローバル社会の中で発生する、不当な租税回避行為を防止するために、各国の税務専門家間の連携を図ることが必要となると思われる。また、そのための研修制度も必要になると思われる。
名古屋	グローバル社会における税務専門家としては、その属する国における税制だけではなく租税条約等に基づく他国との税制の在り方についても相当の注視が必要と考える。国家相互間における税の帰属を判定するうえで、国際的な資格というものが必要になるかもしれない。
北陸	経済のグローバル化に伴い、国際税務問題は大企業だけの問題ではなく中小企業を主な関与先とする普通の税理士が遭遇することも珍しくなくなってきています。大手監査法人等に比べ経験と情報源において劣る普通の税理士にとっては国際税務実務に対処することは決して易しくありません。しかし、日本における税理士業務の無償独占を前提にすると一定水準以上の国際税務に関する知識が税務専門家である税理士に求められることになります。 この水準の維持を、個々の税理士に求めるのには自ずと限界があり、税務専門家の団体である税理士会による研修等の重要性は増すばかりと考えます。また、研修に関しては、国際税務の特殊性を考えると課税当局からの十分な情報提供を受けられるものであることが望ましく、具体的には、研修等の講師等を国税当局ないしそのOBに要請することが望ましいと考えます。
中国	国際税務や海外の税制についての知識の修得に取り組むかどうかは、基本的には個々の専門家が思考する問題であると思う。しかし税理士を国際化社会に対応できる資格とするには、資格試験おいて基礎的な国際税務の知識を積極的に問うことも必要と考える。また、 専門家団体の内部に、国際税務や海外税制の研究会を設置し、有志の会員同士で研鑽を深め、その成果を会員向けに公表することも有益と思う。
四国	顧客のなかには既に海外に直接投資等、海外との経済交流が活発になっており、すべての税理士に求められる資質としては、まずは、国際税務に関する日本の税法の基本的な知識の周知である。外国の税務は我々の範疇を超えるが、やはり問題が「外国の税務の問題なのか」、「日本の税法が絡む問題なのか」、「シンプルに日本の税法の問題なのか」、そのあたりの基本的なことが整理できていないという現実があるので、まずは基本的な事象に関する内容の研修などを行って底上げを図っていくべきだと考える。
九州北部	・税務専門家制度はもっと拡大されてもよいように感じる。 ・また、各国の税務専門家とも緊密に連携をはかってもよいのではないか。 ・AOTCAのマニラでベトナムの税務専門家の方と親しくなり、私自身のクライアントがベトナム進出を計画していた時、その方と私のクライアントを引き合わせアドバイスいただけた。
南九州	移民政策、ネット社会、中小企業の取引先、お客様もボーダーを超えてくる時代なので、他人事でなく、身近な問題として、今以上に関心を抱く必要があると思います。
沖縄	税制については諸国の社会、政治情勢により変容する極めて個別性が強い側面があります。 専門家としてまずは諸国の税制をより理解することが必要となりますが、諸国には税理士の素養として語学（英語）を求めることもあり、我が国においても特にグローバルを選好する税理士（志望者も含む）向けに、例えば語学力を試験制度に一部取り入れるなど、制度理解の基礎となる語学力向上を図るべきと思料する。

［資料　2］　グローバル社会における税務専門家制度のあり方について
—国際部委員へのアンケートから—

2）税理士制度を他国にどのように普及・浸透させていくべきか

会名	意見・提案等
東京	日本の税理士の専門性は歴史的に見ても諸外国に比して優れていると思われる。 税理士制度がある先輩国として奢らず日本の制度の良い部分を海外に、特にアジアに対して紹介し、それぞれの国や地域への制度の維持・発展に役立てるように行動すべきであると考える。
千葉県	未成熟な社会において自己申告制度を定着させるために、日本の税理士制度は発展してきたものと思われる。その意味では発展途上のアジア諸国にこの制度は向いている。 しかし、現在の日本の税理士制度は、日本の税制があまりに複雑化したことによって維持されている感がある。グローバル社会においては、簡素な税制と併せて税理士制度を考えていかないと、国際基準の旗振役にはなれないのではないか。
関東信越	近年アジア諸国でも税理士制度あるいはそれに近い制度は確立しつつあるが、制度はいまだ発展途上といった状態である。我国の税理士制度は税理士法に基づいており、その理念は同法第1条で申告納税制度の下における税理士の果たすべき役割や社会的な地位を明確にするとともに、公平な立場において適正な納税制度を確立することが謳われている。具体的には課税庁との綿密な打合せを行い、一方納税者に対しては税務支援事業や租税教育事業を通して、税理士の存在意義をピーアールしている。 税理士法の理念を税務大学校等への出講講義あるいは、毎年開催されるAOTCA会議でアピールしてゆくことが、税理士制度の普及・浸透に繋がっていくと思われる。
近畿	日本における申告納税制度が円滑にかつ効果的に機能している事実を広報し、制度導入の有効性を認識してもらう必要があるだろう。諸外国の政府職員を招いての研修や、国際会議での積極的な発言、情報の発信等、日税連国際部にできることはたくさんあると考える。
東北	政府（国）が税収により、国家を運営していくという財政システムの下では、租税というものに対する理解を国民に周知しなければならないとともに、国家と国民とが、それぞれ独立した立場であることが確立されていなければならない。どちらか片方に優位性が偏っていないか、そして、システムとしての租税制度が効果的に機能しているかどうかについて、税理士及び税理士制度が貢献できる余地は充分にあると思われる。 さらに、中小企業の健全な経営を推進していくという意味においても、税理士が大きな役割を果たすことができると思われ、各企業の経済的発展を通じ、国全体への経済面、財政面はもとより、社内の内部統制を推進していく過程の中で醸成されるモラルの向上が、国家全体に及ぼす影響は多大なものになろう。
名古屋	税制、税務行政はその国の根柢をなすものである。自然発生的に税理士制度というものが定着するとは考えづらい。その基盤となるべきものがすでに出来上がっている諸外国においては、より円滑な運営を目指すべく情報の共有と現制度をより進展させるための意見交換ということになるであろうが、初期の段階からの普及・浸透ということになれば、その国において税理士制度の有用性・必要性等を組織の中で理解してもらい、導入を企画してもらわなければならないと考える。
北陸	近年のアジア諸国の経済成長は、目覚ましいものがあり、各国政府も経済成長を促すと同時にインフラや教育等への投資財源確保のため税制や税務行政組織の整備を行っているように見えます。申告納税制度に基づく所得税や法人税、さらに付加価値税等の税務執行を円滑に行うためには、税務行政組織の整備だけでは十分でないことは、先進諸国の歴史が示すとおりです。 納税者の自発的コンプライアンスの向上とそれを援助する税理士のような税務専門家制度は、税務行政におけるベストプラクティスの実現のために必要不可欠のものであると考えます。
中国	税理士制度は戦後の日本において申告納税制度を支える税務専門家制度として発展し社会に定着してきた。他国が税理士に類似の制度を導入するかどうか（価値を置くか）は、最終的にはその国の体制、税制の成立ち、租税政策、国民性などの事情により決定されるものであるため、その普及・浸透の実績を結果により評価すべきではないと考える。しかし、少なくとも資本主義経済の発展に伴い複雑な税法を擁する国家においては、納税者が自己の税務を委任できる専門家が必要である。国民が受ける税務サービスの品質を高く維持し、税負担の公平を広く実現する観点から、また納税者の権利を保護するとともにコンプライアンス意識の向上を図る観点からも、日本の税理士のような専門家制度が国の税務行政の遂行上非常に有益であることを説明し、そうした思考の普及・浸透に貢献することは有用と思う。
四国	アジア諸国で既に税務専門家制度を取り入れているベトナムやインドネシアなどへのより一層の働きかけ（来日時のセミナー開催など）、ISTAXやコーカサスセミナーを通じた啓蒙活動、AOTCAでの発表など積極的なPRを引き続き行っていくべきだと考える。
九州北部	成熟している日本や韓国の税理士会・税務士会が、もっと東南アジア諸国との関係を深めていけばよいのではないか。
南九州	税理士法1条の独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえ、適正な納税を図ることを使命とする、この理念があっての税理士である。これを実践し続けることで、国民から信頼され、国も発展し続けます。 これから、税理士制度をいれようとするところは、法律の前にIT整備環境が整っているので、形から入ってしまいがちですが、しっかり、理念をおさえて、法律を整備してから税理士制度を導入しないと意味がないと思います。
沖縄	税理士制度の成り立ち、資格のあり方も多種多様であることを踏まえ、まず各国の税理士制度との共通認識を図る項目建て（試験科目、免除制度、修習期間等）を幅広く行い、比較内容の精緻化を図るべき。また併せて税制も個別性が強く複雑であるため相互比較が難しい面もあることから税務の基礎となる会計制度の相互比較から始めるべき。 殊に各国の行政当局間の情報交流も進んでいることから行政当局の相互理解の手法等も参考にできる部分は検討すべき。

［資料　2］　グローバル社会における税務専門家制度のあり方について
—国際部委員へのアンケートから—

2．AOTCAマニラ会議（2017年）及びウランバートル会議（2018年）に参加しての印象等

会名	意見・提案等
東京	国際会議への参加は、税理士の通常会務の範囲を遥かに越えており、周辺国の税理士への情報伝達も増すことができる良い機会と言える。 今回、2018年AOTCAウランバートル会議には、東京税理士会国際部からは3名の委員が参加した。そこでは各国の税務専門家との交流を行うことができ、良い機会となった。 今後もアジア・オセアニアの税務情報と税務専門家との情報交換の機会を増やすことにより意義が深まるものと考える。
千葉県	他国の税制等について見識を広げ、国際交流を図る機会を得られたことは良い経験になった。 しかしながら、時間と労力と費用に見合う内容とは思えない。会議レポートの翻訳を工夫すれば負担を軽減できるのではないか。自国開催でなければ参加者を分担しても良いのではないか。
関東信越	1）マニラ会議 PWCの主導のもと、1日目はBEPSに関するセッション報告が多かった。2日目は、各国の租税に関する法と租税訴訟の現状問題、さらには電子申告の取組についてであった。 この中で、韓国の電子インボイスへの取組と効果については大変興味深いものであった。 2）ウランバートル会議 一般的否認規定（GAAR）をテーマとしたカンファレンスは日本にとって馴染みの薄い議題であった。なぜならば、憲法第84条で定められている租税法律主義を確立するための行為否認規定があるからであろう。ただ、BEPSに参加した以上、今後グローバル取引による各国間でGAARの諸問題が発生することは必須で、その際我国における租税との齟齬が懸念されるのではないだろうか。
近畿	ビッグ４がスポンサーである以上、テーマが中小企業税務とはかけ離れたものである印象は仕方ないだろうが、GAARは税制が未熟な国において、徴税側が課税を容易に行うためのみに有効な考えであり、日本のように精緻な税制が出来上がっている国においては、逆に租税の予見性、公平性を阻害するものと思う。
北海道	もし、本年も参加できるのであれば、1日ほどの時間をいただき、現地日系企業訪問等を通じた交流をし、生活や税制上の問題点等を聞いてみたい。
東北	スピーカーがビッグ４のスタッフであることが多く、テーマが中小企業に関することよりも、大規模法人、多国籍企業に関することが多かったように思う。発展途上国においては、税務、とりわけ国際税務は一部の大企業にしか関係しないからかもしれないが、もう少し身近な中小企業にスポットを当て、一部の大規模事務所だけではなく、市井の中小事務所が関心を持てるようなテーマにしてはどうか。発展途上国の問題は、税務だけにとどまるわけではないと思われるので、一部の税務専門家だけではなく、もっと幅広い分野から、中小企業を支援し、さらに政府の体制に影響を与えうるような広がりが出てくるように、対象を検討してはどうかと感じた。 ウランバートル会議のガラパーティに関しては、時間配分をもう少し徹底すべきだと感じた。
名古屋	セッションの内容については、国際課税の在り方等、有益な情報の共有が可能となりその意義はあると思った。しかしながら、テーマとしてはどうしても大きくなり、我々が求める実務的なベース（特に中小企業を対象とするような）とのかい離があるように思った。社交行事等は主催者の大きな熱意を感じ感銘を受けた。
北陸	・ マニラ会議 「公正かつ効率的な税制の構築に向けて」というテーマでしたが、税制改革一般を論点とするパネル、税務訴訟や税務調査といった手続的論点のパネル、さらに、税務行政における電子化や税務行政のベストプラクティスを論点とするパネルがあり、テーマに対する統一性には少し欠けた印象を持ちました。ただし、個々のパネルで取りあげられた論点自体は、それぞれ時宜に適したものでした。報告等に関しては、報告者の出身国の事情や、個人の能力の問題もあってばらつきもあったものの全般的にはレベルも一定していて各国の状況を知ることができ有意義なものであったと感じました。 アジア諸国の税制が経済発展とともに大きく変容しつつある様子を垣間見たように思いましたが、逆に、報告と現実との間のギャップがどれくらいあるのかという疑問も持ちました。 会議全体としては、非常にオーガナイズされていて、進行等もよかったと思います。 ・ モンゴル会議 GAARとBEPSという国際課税の最先端のテーマが取りあげられましたが、開催国のモンゴルの税制がそこまで進んでいるわけではなく、少し背伸びをし過ぎたような気がします。 各国からの報告は、それぞれ一定のレベルにあったと思いますが、GAARの適用がある国とない国との比較以前に、それぞれの国の税制の違いについて十分に認識しないとテーマに沿った議論が展開できないと感じました。ある経済取引に対する課税規定が整備されている国では、GAARの適用を持ち出すまでもなく既存の税法で対応できるわけですが、そのような課税規定のない国ではGAARによる課税によらざるを得ないというようなことが報告により明らかになりました。このような比較税法的な視点からの発言は、パネルディスカッションや会場からの質問を聞いた限りではほとんどありませんでした。 会議全体の進行は、もう少し、時間に対する配慮があったらよかったと思います。 ・ AOTCA会議におけるテーマ選定について 近年、デジタル取引に対する課税、BEPS、GAARと国際課税の関わりがテーマの中心となってきているようですが、もう少し、各国の中小企業政策、中小企業対策税制はどうなっているのか、どうあるべきかといった地に足の付いたテーマを選んで議論をすべき時期に来ているのではないかと思います。

中国	マニラ会議、ウランバートル会議ともに非常に盛大に行われ、各国参加者の熱意を感じる内容であった。各国の税制改正、税務行政制度等について最新の動きを知ることができる貴重な機会である。マニラ会議では特にモデル納税者権利憲章についての最終レポートを聞くことができて有益であった。またウランバートル会議では、各国における一般的租税回避否認規定の導入や運用の状況等興味深いスピーチを多く聞くことができた。AOTCA国際会議は海外の税制の最新の動きに触れるよい機会であるとともに、国際感覚を磨く場でもある。可能な限り参加を続けたいと思う。
四国	Manila、Ulan Batorと二つの会議にはAOTCA役員（財務担当）として参加したことにより、従来よりもより深い関わりが出来たと思う。残念だったのはせっかく遠方まで出かけている多くの国際部員がAOTCA総会にオブザーバーとして参加できなかったことが挙げられる。やはりAOTCA総会に参加可能な人はカンファレンスだけではなく、AOTCA総会にも積極的にオブザーバー参加するようにできればいいと思う。
北九州	セッション内容・・・BEPSや一般的否認規定等も確かに大事なテーマではあるが、各国が自国内でかかえている問題点などを議論することがよいではないかと思う。 社交行事・・・例えば日本は日本だけでかたまるのではなく、バラバラに座ることで交流が深まる気がします。
南九州	大きな企業での国際取引での問題が多くとりあげられてきていますが、中小企業での国際取引の現状、問題、課題を取り上げてほしいです。
沖縄	全体的にはアジア諸国の税制、税に対する関心の度合が垣間見えるので刺激的である。 会議日程も適量であると思う。

3. 日税連への要望について

会名	意見・提案等
東京	日税連国際部委員と国際税務情報研究会との情報交換をより充実させて欲しい。 また、国際税務情報研究会ではないところからの情報を共有するためにも、あらゆる機関及び人たちとの密接な交流の在り方について、さらに考えて欲しい。
千葉県	海外視察等について、国際部の委員には事後報告になっているものがある。情報は事前に開示すべきと思う。
関東信越	独立行政法人日本貿易振興機構（通称ジェトロ）は「我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与する」を目的としており、諸外国の経済環境はもとより租税法においてもよく研究されており、税理士の国際業務に大いに役立つ機関の一つである。ジェトロとの交流を図り、諸外国の経済並びに租税法の現況を知ることは国際交流事業推進に繋がる一つの方法ではないだろうか。
近畿	近畿会においてもそうだが、費用対効果という発想は、国際業務には馴染まないと思う。外交であり、国際税務の研究であり、また申告納税制度と税理士制度の広報等、できるだけ予算面で考慮をお願いしたい。
北海道	AOTCAへの日本からの参加者を増やしてほしい。会員に対する会議参加料の補助等も検討してほしい。
東北	他の部と違い、日税連国際部の派遣元の単位会では、単位会で分掌機関を持っていないところも多く、また、日税連国際部の事業と単位会事業の内容が同一ではない。日税連国際部が今後推進していくべきは、各単位会に、国際関係事業の担当部署の設置の目的と先進単位会の事業の紹介などを実施し、 分掌機関の設置を促進することではないかと思われる。
名古屋	国際交流事業推進という場合、日税連としてはどのような目的、方向性をもって行うかが明確でなければいけないと考える。
北陸	この2年間に、ヨーロッパ、ニュージーランド、アメリカへ税制視察団が派遣されています。日税連がこのような視察団を派遣することは、有意義だと思いますが、このような視察団が派遣されどのような視察をし、新たな知見を得ることができたかについて、きちんとして報告書のような形式で一般税理士会員に周知できるようにすることが必要だと考えます。 なお、視察を成功させるためには入念な事前準備と十分な復習が必要だというのが海外税制視察経験から得た個人的教訓です。
中国	各単位会の国際部の活動や国際交流行事の概要等、現在は一部がTAINSに掲載されてはいるが、単位会の国際活動を網羅的に情報収集して、日税連の公式ウェブサイト上等でも公開する仕組みをつくってはどうかと思う。
四国	AOTCA会議への自費参加の可能性（仕組み作り）を検討してもらいたい。とりわけ韓国や台湾などの近隣地域での開催の場合は日頃より単位会を通じての交流がある場合もあり、国際部以外の単位会の人で自費で参加したいという人にAOTCA国際会議への参加の道を模索すべきと考える。
南九州	東北税理士会の特別国際委員会の活動を、全単位会にモデルケースとして、各単位会でも実施すれば、全会員も情報共有でき、また、他業界（例えば弁護士業界、公認会計士業界など）が、外国人に対して、セミナー（給与明細の見方、所得税など身近な税金）を開始してしまうと、税金は税理士でなくても他の人でも聞けばわかるとなると、税理士の印象が薄くなるでのではないかと思います。 他の部との連携で行わないといけないのかもしれませんが、国際部がその旗振りの役目をするべきであると思います。
沖縄	国際交流事業については、各地域会の特色があるので、直接的には各地域会の独自性に委ねるべきとは思う。ですので、現在、各地域会の活動をまとめられようとする動きはいいと思います。 日税連については、国際業務全般につき本省本庁の動向を適時に頂きたい。

4. その他

会名	意見・提案等
東京地方	平成30年度　中華民国記帳及報税代理業務人会代表が本会に来訪。
千葉県	平成30年9月12日「モンゴル国外務省」において、石井幸夫顧問と髙田住男顧問が中心となり発足した「日本モンゴル友好税理士協会」の設立報告会を開催した。 報告会は加藤武人友好協会専務理事の司会により進行され、両国の出席者紹介に続き、石井幸夫友好協会会長より設立経過について報告された。 その後、神津信一日本税理士連合会会長、アルタンザヤモンゴル税理士会会長からの挨拶の後、髙田友好協会副会長の進行により意見交換会が行われ、両国税理士会の今後更なる友好を再確認し、杉田慶一会長の総括挨拶をもって設立報告会が閉会した。
関東信越	関東信越税理士会において現在のところ国際交流事業は一切行っていません。
近畿	近畿会は地域性もあり、韓国系の税理士が多数在籍する。現在は呉幸哲税理士が日税連でも活躍しているが、他にも有能な税理士は多数いるので、機会があれば活躍の場を与えてやってもらいたい。
北海道	2018年は、中華税務代理人協会が来札され、北海道税理士会を訪問されました。詳細は、添付のファイルの通りですが、機会があれば(私見ですが)、今度はこちらから台湾を訪問してみたいと思います。
名古屋	平成13年の友好協定締結からドイツ・ミュンヘン税理士会と二年に一回ずつ交互に訪問を行い、交流を深めるとともに、その折ごとのテーマをもって意見交換を行っている。
北陸	北陸会は、規模も小さく、人的、金銭的な資源が限られているため他会のように外国の税務専門家団体と友好協定を結んで交互に訪問するようなことはできていません。 北陸会単独の事業として大げさなことはできないとしても、これまで同様、友好関係にある大連注冊税務師協会との間のパイプを絶やさないように小さなところからこつこつと関係を深めていければ良いと思っています。

［資 料 3］

日本税理士会連合会仮訳

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約

制定：1992/11/6　設立総会(於・東京)
変更：1994/11/10、1996/11/7、1998/11/13、2002/11/6、2004/2/16、2004/11/27、2012/10/18、2014/10/23、2016/10/6、2018/7/4

第１章　総　　則

第１条　（名称）

本協会は、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（略称ＡＯＴＣＡ）と称する（以下本協会という）。

第２条　（目的）

本協会は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体相互の理解及び協力を促進するとともに、その構成員の税務及びその周辺業務の拡充並びに友好親善に資することを目的とする。

第３条　（事業）

本協会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 税制、税務行政及び税理士制度に関する情報、経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
(2) 税務及び経済に関する情報並びに経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
(3) 会報の発行及び専門的論文の出版を行うこと。
(4) 国際組織、特に I.F.A.（国際税務協会）及び C.F.E.（ヨーロッパ税務連合）との関係を密にし、関係情報の収集と活用を図ること。
(5) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

第４条　（事務局等）

1. 本協会の the foundation office は、日本税理士会連合会が本協会の加盟団体であり、かつ、同連合会の同意がある限り、日本国東京の日本税理士会連合会内に置く。
2. 本協会の事務局は、会長の定める所に置く。
3. 本協会に係るすべての通信は事務局あてに行うものとする。

第５条　（加盟団体）

1. 本協会の正規(ordinary)加盟団体は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体、又は良識ある全国的組織として広く認知されている団体で本協会に加入することを希望し、かつ、加盟を申請する団体と同じ国又は地域に既加盟団体がある場合は全ての既加盟団体の意見を考慮した後に総会で加入が認められた団体とする。

１A. 本協会は正規加盟団体の他に、総会で加入が承認された場合に限り、次の団体を準(associate)加盟団体として認める。

(1) Affiliate members　アジア・オセアニア以外の地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体又は良識ある全国的組織として広く認知されている団体
(2) Candidate members　アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、近い将来、国内法に依拠する団体又は良識ある全国的組織として広く認知されることを本協会が認めた団体
(3) Official members　アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体であるが、団体と政府

との関係又はその他の政府機関との関係のため原則的には独立した民間の職業専門家団体ではない団体

2. 本協会への加入を希望する団体は、書面により加入申請を行うものとする。

3. 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 加入を希望する団体の属する国又は地域内に本協会に既に加盟している団体がある場合は、本協会への加入について全ての当該団体の推薦を受けていることを証する書面

(2) その他会長が必要と認めたもの

4. 加盟団体が本協会を退会するときは、その年の 10 月末日までに届出るものとする。ただし、退会は翌年の１月１日から発効する。

5. 総会は、以下の場合、4 分の３の多数で正規(ordinary)加盟団体の加盟を停止し、又は取り消すことができ、また、過半数で準(associate)加盟団体の加盟を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 加盟団体が本規約の規定に違反し、勧告を受けた後 3 月を超えても改善が見られないとき

(2) 本条第 1 項が規定する加盟団体としての資格が無くなったとき

第２章　役員及び会務

第 6 条　（役員）

本協会には、次の役員を置く。

会長

会長代理　会長の属する団体以外の団体に属する者

副 会 長　会長及び会長代理に選任された者の属する団体以外(第 7 条第 3 項に規定する)の加盟団体により推薦された者

事務総長

財務担当役員

監事（２名）　２名の監事は、それぞれ別の加盟団体に所属し、かつ、会長又は事務総長の所属する団体以外の団体に所属する者とする。

第７条　（役員の選任）

1. 副会長を除く役員は、2012 年及びそれ以降に開催する総会において、2 年に 1 度正規(ordinary)加盟団体の構成員のうちから選任されるものとする。ただし、事務総長は、その加盟団体により雇用されている professional officer である場合には、必ずしもその団体の構成員である必要はないものとする。

2. 会長代理は、会長が選任された総会の次の(2 回目の)総会において、当該者が辞退した場合又は総会が新たに会長を選任することを決定した場合を除き、次期の会長予定者に選任されたものとする。

3. 会長及び会長代理が所属する団体を除く正規(ordinary)加盟団体は、その構成員のうちから副会長を推薦するものとし、必要に応じ当該副会長を交替させることができる。
ただし、会長が所属する団体の長を退任したときは、当該団体から副会長を推薦することができる。

4. 役員に欠員が生じたときは、次によりその職務が代行されるものとする。
・ 会長の場合、会長代理が、会長の任期終了時まで、その職務を行う。
・ 会長代理の場合、次回役員会で選任する。
・ 事務総長の場合、会長が事務総長を指名し、指名された事務総長の任期は次回役員会が開催されるまでの間とする。ただし、当該役員会の承認を得た場合は、当該在任期

間とする。

・ 副会長の場合、当該副会長を推薦した加盟団体が新たに推薦する。

・ 監事の場合、役員会が新たに後継の監事を選任する。ただし、当該役員会にて監事による報告が要請されている場合は、それまでの間、当該監事が所属する加盟団体が後継の監事を指名することができる。

5. 補欠選任は、役員会の議により、次の総会までこれを行わないことができる。

第 8 条　（会長、会長代理、副会長）

1. 会長は、本協会の会務を総括する。
2. 会長代理及び副会長は、会長の定めるところにより会長を補佐する。また、会長に事故があるときは、会長の要請によりその職務を代理する。

第 9 条　（事務総長）

事務総長は、事務局の総責任者として本協会の事務を掌理する。

第 10 条　（財務担当役員）

財務担当役員は、本協会の資金及び財産の管理、本協会の会計及び会長が命じるその他の財務に関する事項を掌理する。

第 11 条　（監事）

監事は、会計及び会務の執行を監査する。

第 12 条　（役員の任期）

1. 副会長を除く役員の任期は、新たに役員が選任された総会の終了時に満了する。役員の再任は妨げない。会長の任期は二期を超えてはならないものとする。ただし、補欠により就任した期間はこれに含まないものとする。
2. 補欠により就任した役員の任期は、他の役員の在任期間と同一とする。
3. 任期満了によって退任する役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

第 13 条　（役員の退任）

役員は、役員に選任されたときに所属していた加盟団体の構成員でなくなったときは退任する。

第 14 条　（会務の執行）

役員は、会務の執行にあたっては、この規約又は総会若しくは役員会の議決に反することができない。

第 15 条　（役員会）

1. 役員会は、会長、会長代理、事務総長、財務担当役員及び副会長数名をもって構成する。当該副会長は、前事業年度に本協会に 5,000 米ドル以上の運営助成金を寄付した正規(ordinary)加盟団体が推薦する者とする。ただし、会長若しくは会長代理が構成員である正規(ordinary)加盟団体は、5,000 米ドルの運営助成金の有無にかかわらず副会長を推薦する権利を有しない。また、別に 2 名の副会長を総会において無記名投票で過半数(候補者を除く)を得た者を選任する。
2. 役員会は、次の事項を決定する。

・ 総会に提出すべき議案

・ この規約において役員会の議を要するものとされている事項

・ 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する重要事項

第 16 条　（役員会の運営）

1. 役員会は、会長が招集し、過半数の構成員が直接又は電子的方法を用いて出席しなければ

会議を開くことができない。

2. 役員会の議長は会長が当たり、会長は決定票（キャスティングボート）を持つ。
3. 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
4. 役員会の構成員のうち過半数が署名のうえ採択した書面による議決事項は、正規に開催された会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。ただし、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合に限る。また、書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡又はファクシミリにより事務局に提出されるものとする。
5. 役員会は、1 年に 4 回開催することとする。うち 2 回の役員会は、役員が直接出席するものとする。

第 17 条　（役員の出張旅費等）

役員の報酬は、これを支給しない。また、役員の総会、役員会出席に係る旅費等の出費は、その者の所属する団体又は関係役員が負担するものとする。

第３章　専門委員会

第 18 条　（設置）

専門委員会を設置する。専門委員会は、運営委員会及び専門委員をもって構成する。専門委員 (Technical Advisors) は各加盟団体から任命された者とする。

第 19 条　（構成及び任期）

専門委員会に委員長及び２名の副委員長を置く。委員長及び２名の副委員長は運営委員会を構成し、２名以内の者を運営委員会委員に任命することができる。運営委員会委員の任期は、第 7 条第 1 項の規定を適用する。

第 20 条　（機能）

専門委員会は、アジア・オセアニア及び他の地域の税務専門家に影響を及ぼす国際税務の関係法令、規則及びコンプライアンスに関する事項を取り扱う。専門委員会は、意見書を作成し、必要に応じて、独自に、またはＣＦＥあるいは他の地域の税務専門家組織と共同して意見書をとりまとめ、加盟団体に公開し、関係税務当局、国際機関または関係者に提出する。

第 21 条　（ワークプログラム）

運営委員会は、検討を要する課題及び専門委員会から提示された課題を決定し、また、特定の課題及びテーマについて調査、検討するためのワーキンググループを設置し、各ワーキンググループに対し担当の研究作業を命じ、ワーキンググループがとりまとめた意見書を承認することができる。

第 22 条　（委員長・副委員長の欠員）

委員長または副委員長に欠員が生じたときは、役員会は、委員長または副委員長を任命することができる。

第 23 条　（専門委員の推薦）

各加盟団体は、それぞれ２名以内の専門委員を推薦することができ、専門委員は、運営委員会が設置するワーキンググループの委員または座長となることができる。

第 24 条　（会議の開催）

専門委員会は、定時総会の開催時に会議を開催する。

第４章　顧問及び名誉顧問

第 25 条　（顧問）

1. 会長は、役員会の承認を得て、本協会の運営に関する事項を諮問するため、本協会の役員に在任したことのある者並びに税務の研究又は実務の専門家のうちから顧問を委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、顧問に委嘱することができない。
3. 顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、会長の求めに応じ、発言することができる。
4. 顧問の任期は，当該顧問を委嘱した会長の任期と同一とする。
5. 第 12 条の規定は、顧問について準用する。

第 26 条　（名誉顧問）

1. 会長又はその後任者（incoming president)は、総会の承認を得て、本協会の役員経験者若しくは退任者を名誉顧問（顧問を除く。）に委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、名誉顧問に委嘱することができない。
3. 名誉顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、発言することができる。
4. 名誉顧問の任期は、終身とする。
5. 第 12 条の規定は、名誉顧問について準用する。

第 27 条　（顧問、名誉顧問の出張旅費等）

第 16 条の規定は，顧問及び名誉顧問について準用する。

第５章　総　　会

第 28 条　（構成）

1. 総会は、全ての加盟団体によって構成され、加盟団体の長またはその委任を受けた者がこれに出席する。
2. 加盟団体の長は、自らが所属する団体の構成員のうちから、３人以内の者を、本協会の総会に当該団体の代表者として任命し出席させることができる。

第 29 条　（招集）

1. 会長は、1 年に 1 回定時総会を招集するほか、必要に応じ臨時総会を招集することができる。
2. 会長は、３分の１を超える加盟団体の求めがあるときには，臨時総会を招集する。
3. 総会の招集は、総会日の２月前までにその日時、場所及び議案を記載した書面をもって、加盟団体に通知する。

第 30 条　（議決権）

1. 正規(ordinary)加盟団体は、それぞれ１票の議決権を有する。第２項の規定を除き、他のいかなる個人又は団体も議決権を行使することはできない。第 27 条第２項により任命された者は、本協会の会議にて発言することができるが、当該者が所属する団体の長が議決権の行使を委任した場合のみ、当該団体の議決権を行使することができる。
2. 総会の議長は、会長が当たる。会長は、決定票(キャスティングボート)を投ずることができるが、一加盟団体を代表していない場合は、審議権（deliberative vote)を有することはできない。

第 31 条　（議決の要件）

1. 総会の決議は、過半数(more than one-half)の

正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の過半数(majority)で決する。

2. 総会において、この規約の変更につき議決する場合は、前項の規定にかかわらず、過半数の正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の３分の２以上の多数をもって決する。

3. 過半数の加盟団体の正規に任命された代表が署名した書面審議により採択された議決事項は、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合、正規に開催された協会の会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡またはファクシミリにより事務局に提出されるものとする。

第 32 条　（委任による議決権の行使）

総会に出席することができない加盟団体は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する他の加盟団体に委任して、その議決権を行使することができる。

第 33 条　（総会で決定すべき事項）

総会は、次の事項を決定する。

- 本規約において総会の議を要するとされている事項
- 次回定時総会の日程及び開催国
- 本規約の変更
- 前各号に掲げるもののほか、会務の運営に関する重要事項

第 34 条　（議事録）

1. 総会の議事録は、事務総長が作成する。
2. 総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席構成員２人以上が署名して保存する。
3. 総会の議事録は、可及的速やかに加盟団体に送付する。

第６章　入会金及び会費

第 35 条　（入会金）

加盟団体は、入会金として 1,000 米ドルを加入時に納入する。

会長は、加盟団体の申請時の財務事情を考慮して､500 米ドルを超えない範囲内で入会金を減額することができる。

第 36 条　（年会費）

加盟団体は、基本会費として一事業年度につき 1,000 米ドルをその年の２月末日までに納入する。ただし、年度の途中で加入した団体は，加入時に納入する。

さらに、会員数が 1,000～5,000 人の団体は、加算会費として 1,000 米ドルを、会員数が 5,000 人超の団体は加算会費として 2,000 米ドルを納入する。

会員構成においてタックスコンサルタントが中心でない加盟団体については、加盟団体の規模をタックスコンサルタントの会員数をもって、その規模とする。

第 37 条　（事業年度）

本協会の事業年度は、毎年１月１日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

第 38 条　（経費）

本協会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第 39 条　（監査報告）

1. 監事は、本協会の会計及び会務の執行を監査し、その結果を監査報告書として取りまとめ、これを会長及び定時総会に提出する。
2. 会長は、前項に定める監査報告書をその都度加盟各団体に送付する。

第 7 章　雑　　則

第 40 条　（公式言語）

本協会の公式言語は英語とする。ただし、役員会において、必要に応じてその他の言語を公式言語として指定することができる。

［資 料 4］

AOTCA加盟団体一覧

国・地域	AOTCA加盟団体		設立年	AOTCA加盟年	HPアドレス
オーストラリア	オーストラリア租税協会	The Tax Institute, Australia	1943	1992	http://www.taxinstitute.com.au/
	オーストラリア全国会計士会	Institute of Public Accountants, Australia	1923	2005	http://www.publicaccountants.org.au/
中　国	中国注冊税務師協会	Chinese Certified Tax Agents Association	1995	2004	http://www.cctaa.cn/ (*)
香　港	香港会計師公会	Hong Kong Institute of Certified Public Accountants	1973	1992	http://www.hkicpa.org.hk/en/
	香港税務学会	Taxation Institute of Hong Kong	1972	1994	http://www.tihk.org.hk/
インドネシア	インドネシア税理士会	Indonesian Tax Consultants' Association	1964	2001	http://www.ikpi.or.id/ (*)
日　本	日本税理士会連合会	Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations	1942	1992	http://www.nichizeiren.or.jp/eng/
	公益財団法人 日本税務研究センター	Japan Tax Research Institute	1984	1994	http://www.jtri.or.jp/ (*)
韓　国	韓国税務士会	Korean Association of Certified Public Tax Accountants	1962	1992	http://www.kacpta.or.kr/
マレーシア	マレーシア勅許租税協会	Chartered Tax Institute of Malaysia	1991	1992	http://www.ctim.org.my/index.asp
	ベカス・ペガワイ・ハシル	Bekas Pegawai HASIL	―	2012	―
モンゴル	モンゴル税理士会	Mongolian Association of Certified Tax Consultants	2004	2002 (**)	http://www.cpta.mn/ (*)
パキスタン	パキスタン税法協会	All Pakistan Tax Bar Association	―	1992	―
フィリピン	フィリピン税務協会	Tax Management Association of the Philippines	1981	1992	http://www.tmap.org.ph/
シンガポール	シンガポール税理士会	Singapore Institute of Accredited Tax Professionals	2010	2012	http://www.siatp.org.sg/
台　湾	中華台北記帳及報税代理人公会全国連合会(***)	Tax-Accountancy Association Union, Chinese Taipei	1988	1992	http://www.taauroc.org.tw/ (*)
	中華台北記帳士公会全国連合会(***)	Chinese Taipei Certified Tax Agents Association	2007	2014	http://www.cpb.org.tw/ (*)
ベトナム	ベトナム税理士会	Vietnam Tax Consultants' Association	2008	2009	http://vtca.vn/ (*)
スリランカ	【準加盟】スリランカ勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka	1959	2002	https://www.casrilanka.com/casl/
バングラデシュ	【準加盟】バングラデシュ勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Bangladesh	1973	2002	http://www.icab.org.bd/

注：(*)英語サイトなし、(**)現団体の前身の加盟年、(***)内部覚書による表記

［資 料 5］

2017 年 AOTCA マニラ会議レポート

Ⅰ　概　要

2017 年 AOTCA マニラ会議は、フィリピン税務協会（TMAP）がホスト団体を務め、10 月 18 日から 21 日にかけてマニラ市にあるホテルシャングリラ・マカティで開催された。会議には、加盟団体及び地元関係者約 300 人が出席、日本からは国際部構成員等約 30 人が参加した。

18 日の午後は、AOTCA 専門委員会、監事会、役員会が行われ、専門委員会では、国際税務情報研究会会長代理である川田剛氏が専門委員長に選任された。翌 19 日の午前中は、定時総会が開催され、2018 年事業計画及び予算等の審議が行われた。

19 日午後から 20 日に開催されたインターナショナルタックス・カンファレンスでは、日税連国際部の小倉毅副部長が「各国の税制改革」と題するセッションにて、日本の中小企業の税制改革の動向について説明した。

カンファレンス終了後のガラ・ディナーでは、フィリピンの伝統雑技が行われ、また各国の歌や踊りのパフォーマンスが披露され、会場を盛り上げた。

≪AOTCA 関係者プログラム≫

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
10/18（水）	14:00 – 15:00	記者会見	AOTCA 会長及び TMAP 会長
	15:00 – 16:00	専門委員会	
	16:00 – 17:00	監事会	監事、財務部長、事務局
	17:00 – 18:00	役員会	AOTCA 役員
	18:30 – 20:30	VIP カクテル・レセプション	AOTCA 役員、加盟団体代表者、ゲストスピーカーほか
10/19（木）	8:00 – 9:00	ﾀｯｸｽｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ協力のｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾌｫｰﾗﾑ会議	AOTCA 会長及び担当役員
	8:00 – 9:00	受付	
	9:00 – 11:30	定時総会	
	11:30 – 12:00	記念撮影	
	12:00 – 13:30	昼食	

≪インターナショナルタックス・カンファレンスプログラム≫

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
10/19（木）	12:30 – 13:30	受付	
	13:30 – 13:45	開会あいさつ	池田隼啓 AOTCA 会長
	13:45 – 13:55	歓迎あいさつ	マリア・ローデス・リム TMAP 会長
	13:55 – 14:20	基調講演	キャサリン・マナハン租税裁判所長
	14:20 – 15:00	トピック 1 特別講演「ポスト BEPS の動向」	デビッド・ラッセル AOTCA 名誉顧問
	15:00 – 15:30	コーヒーブレイク	

	15:30 – 17:00	トピック 2 – 移転価格税制、ポストBEPS 実施状況とその後の動向	モデレーター：アレックス・カブレラ(フィリピン)、スピーカー：カルロ・ナバロ(フィリピン)、ポール・ラウ（ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ）、ピーター・スー(台湾)、ティンカー・チェン(中国)
	17:00 – 17:30	トピック 3 – アメリカの税制改革とその影響	グレゴリー・ラモント米国公認会計士
	18:30 – 22:30	ガラ・ディナー	18：30-19：00 第 1 部 カクテル 19：30-21：00 第 2 部 ﾃﾞｨﾅｰ＆ｴﾝﾀｰﾃｲﾒﾝﾄ 21：00-22：00 第 3 部 カントリーパフォーマンス
10/20	9:00 – 9:10	来賓あいさつ	カエサル・デュレイ内国歳入庁長官
（金）	9:10 – 9:40	トピック 4 – ″モデル納税者権利憲章最終報告書″	マイケル・カデスキーAOTCA 顧問
	9:40 – 10:40	トピック 5– 税務争訟仲裁と還付手続	モデレーター：ビクター・デ・ディオス(フィリピン)、スピーカー：カイ・エン・イェオ(ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ)、リアクター：ラストン・タンブナン(ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ)／トレイシー・レンス(ｵｰｽﾄﾗﾘｱ)
	10:40 – 11:00	コーヒーブレイク	
	11:00 – 12:30	トピック 6– 税制改革	モデレーター：ビクター・デ・ディオス(フィリピン)、スピーカー：Ｍ・テレサ・ハビタン(フィリピン)／ロック・ツァオ（中国）／小倉毅／ル・カン・ラム（ﾍﾞﾄﾅﾑ）
	12:30 – 14:00	昼食	
	14:00 – 15:15	トピック 7-租税とテクノロジー	モデレーター：ベネディクト・トゥゴノン(フィリピン)、スピーカー：キム・キジュン（韓国）／サンドラ・セガラン(ﾏﾚｰｼｱ)／エンクズール・ジャンバル(モンゴル)／ジェレミィ・チョイ(香港)
	15:15 – 15:30	トピック 8-Paying Tax サーベイ	マリア・ローデス・リム フィリピン税務協会会長
	15:30 – 16:00	コーヒーブレイク	
	16:00 – 17:20	トピック 9－各国の動向：税務行政のベスト・プラクティス	モデレーター：エレノール・ロケ(フィリピン)、スピーカー：シー・チョウ・ファン（台湾）／テレサ・チョウ(ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ)／マリサ・カブレロス(フィリピン)／コ・ジュンホ(韓国)
	17:20 – 17:30	閉会あいさつ	ユーニー・マタ・ペレスAOTCA会長代理

以下、国際部委員による各セッションの報告を掲載する。

Ⅱ　セッション報告

１　基調講演

フィリピン租税裁判所判事　キャサリン・Ｔ・マナハン

TMAP(Tax Management Association of the Philippines、フィリピン税務協会）は 1992 年に AOTCA が設立されて以来のメンバーであり、また今回、AOTCA の会議を主催することになった。各地から 21 の加盟団体を迎えることを光栄に思い、また、活発な意見が交わされることを期待する。

私は、TMAP の会長を務めた経験もあり、AOTCA の会議には、ほぼ毎年参加している。現在、税務を離れて、司法の分野で公務員として勤務しているが、民間の税務専門家とのコミュニケーションをこれまでも密にしており、公正で先進的な税制の提唱活動を継続して行なっている。『効率的で公正な税制の構築に向けて』という今回の AOTCA のテーマは、非常に適正で時宜にかなったものと考える。

現在、多くの国々が、税制改革を検討し、実施しているところである。アメリカの議会においても、活発な議論が展開され、トランプ大統領も、より簡素で低負担、かつ公正な税制にしていくと主張している。

また、国際間のグローバルな経済取引が活発となっているが、その次に議論すべきは国際間の税制である。その改善の実現は、我々の肩にかかっている。

フィリピンのような開発途上国においては、貧困が蔓延している。経済発展だけではなく、不平等を是正し、包括的な経済成長の恩恵をすべての階層の国民にもたらすためには、税制改革が不可欠である。経済取引のグローバル化により、先進国企業の利益最大化のための租税回避に対する高度な対応が必要とされている。それらは BEPS 行動計画の導入により実現されようとしている。しかしながら、一方では、経済の活性化と租税負担の公平との間には、ジレンマも発生していることを忘れてはならない。

さらに、貧困問題の解決には、税制改革とともに、各国の政治システムの安定が不可欠である。よりよい政府の構築とガバナンスの向上のためには、安定性があり、熱意に満ちた、力のある政府の指導者を見出していかなければならない。

税は国民の生活を向上させ、よりよい将来を子どもたちのためにもたらす手段である。特定の国における貧困や失業を解決していくためには、それらの問題を全世界に共通の課題ととらえ、政府だけではなく、企業、税務専門家や、その組織の力を必要とする。そして、公正、効率的な税制の実現のためには、税務専門家がそれを助ける役割を果たしていかなければならないのである。税務専門家には、専門知識を駆使し、個々のクライアントの利益を保護するだけではなく、国家の利益、国民の利益も守っていくという使命感が必要なのである。努力や反省とともに、革新的な考え方、勇気、そして政治的な意思というものが要される困難な道のりといえよう。

したがって、政策立案者は、単に、税収不足を補うための増税という考え方のみにとらわれるのではなく、国の税制の課題を検討して、適切な解決策を提示し、国内外における、公正かつ効率的な税制の構築に貢献しなければならない。そこに携わるのもまた、税務専門家の役割である。そのために、税務に対する教育や法の遵守の意識の向上も重要である。これら山積する課題の解決の実現のために、AOTCA が今日、このように発展していることをうれしく思う。このマニラ会議が、成功に導かれることを祈念する。

（報告：丸岡美穂委員）

２　特別講演「ポスト BEPS の動向」

AOTCA 名誉顧問　デビッド・ラッセル

まず、国際税制の改革は必要であるかということが考えられる。改革といえば政治家のある種のパフォーマンスとして利用され、うまくいかなければ経済活動を阻害する全く役に立たないものとなってしまう。しかしながら、OECD によれば、世界規模で BEPS により年間 2,000 億米ドルの税収が減少しているとされている。これは、端的に言えば源泉地国と居住地国との間における課税権の配分が原因である。企業に関する国際税制は OECD モデル条約と国連モデル条約という大きな 2 つの柱がある。所得の種類に応じ PE（恒久的施設）が源泉地国にあるか否かで課税体系が異なる。例えば、利息や配当は源泉地法人で源泉税が課されるが、低率課税ないし非課税であったりすることが少なくない。これをうまく利用すれば、非居住者である親会社は、源泉地国に PE を置かずその利益をロイヤルティや利息の形で法人税率の低い国とオフショア諸国に利益移転することができ、合法的に法人税負担を減らすことができる。スターバックス等がこの手法を用いている。

ただし、今日のデジタル経済において PE というものが、どれだけの意味を成すものであるかを考える必要がある。OECD では PE の定義の拡大改定、CFC 税制（外国子会社合算税制）の強化、源泉地課税の強化、租税条約乱用防止規定等を制定することで挑戦的な租税回避策に対抗しようとしている。

2017 年 6 月 7 日、68 の国・地域が、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多国間条約（MLI: *The Multilateral Convention To Implement Tax Treaty-Related Measures To Prevent Base Erosion And Profit Shifting*）」に署名した。既存の二国間その他の租税条約の効果を修正するに当たり、各国・地域は、MLI で可能な諸選択肢に関する仮決定も OECD に提出している。MLI には、強制力のある仲裁が規定されているが十分とはいえない。納税者が除外されていること、仲裁期間が非常に長いこと、仲裁期間中において納税者が両国から二重課税／二重罰科を避けられないこと等があるからである。

結論として、常に国際的なタックスプランニングが必要とされ、新しい規則は新しい手法や機会をもたらすことを意味する。多国籍企業は租税負担率の上昇に直面する可能性があり、低税率のオフショア諸国から事業実態のあるオンショアの低税率の国への移動が起こるであろう。いずれにしろ、多国籍企業は、税率が高い国にありながら租税負担の最小化を追求し続けるであろうと考えられる。

（報告：佐藤亮治委員）

３　パネルディスカッション「移転価格税制、ポストBEPS実施状況とその後の動向」

〇モデレーター：アレックス・カブレラ（フィリピン）
〇スピーカー：　カルロ・ナバロ（フィリピン）
ポール・ラウ（シンガポール）
ピーター・スー（台湾）
ティンカー・チェン（中国）

３－１　東南アジアにおける移転価格税制の進展状況

カルロ・ナバロ（フィリピン、Deloitte 東南アジア移転価格リーダー）

（１）BEPS行動計画8-10及び13のキーポイント

〇　行動計画8-10
移転価格は価値が創出される場所に即して移転価格が決定されていることを明確にする。

〇　行動計画13
納税者の法令遵守コストを考慮の上、課税庁に対する情報の透明性を拡大する。

（２）東南アジアにおける行動計画8-10及び行動計画13への対応状況

〇タイ

2017年6月、税務申告書の一部として「移転価格報告書」の提出を要求する移転価格税制のドラフトを公表した。それは、（OECD加盟国以外のBEPS参加国である）アソシエイトメンバー国としてBEPSの最終フレームワークを含んだ行動計画13に合致したものである。

〇マレーシア

2017 年 7 月、行動計画 8-10 及び行動計画 13 に対応する 2012 年の移転価格税制の改正を公表した。なお、2016 年 12 月には国別報告書（CbCR、Country by Country Report）に関するガイドラインを発遣し、権限ある当局による多国間合意（MCAA、Multilateral Competent Authority Agreement）には 2017 年 1 月に署名している。

〇ベトナム

2017 年 3 月、2017 年 5 月 1 日以降に決算日を迎える企業に対しマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書を作成するよう求めた行動計画 13 に関する規則を発遣した。しかしながら、行動計画 8-10 に関する規則はいまだ発遣されず、権限ある当局による多国間合意にも署名を行っていない。

〇シンガポール

2017 年 1 月 1 日からの国別報告書の要求を満たすためのガイドライン（e-Tax Guide）が発行され、2017 年 6 月には、権限ある当局による多国間合意に署名をしている。

〇インドネシア

2016 年度をカバーするマスターファイルおよびローカルファイルを作成し、国別報告書の提出を要求する行動計画 13 に関する規則が 2017 年 1 月に発遣された。2013 年に発行された移転価格調査に関する規則が行動計画 8-10 の原則に適応するように修正されている。なお、2017 年 1 月 26 日に権限ある当局による多国間合意に署名している。

（３）BEPSの影響

所得の国際的配分-OECDの行動計画は、移転価格にどのような変化をもたらすのか

・　所得の国際的配分の透明性：国別報告書
・　全世界規模の税務調査

・　知的財産の所有権、開発および使用
・　利益分割／異常性基準
・　事業の機能及びリスクの分析
・　恒久的施設（PE）の定義

３－２　BEPS導入後の移転価格に関する最新動向　－シンガポール

ポール・ラウ（PWC シンガポール）

（1）シンガポールにおける BEPS 関連の動向

○　2017 年 6 月 7 日：税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置の実施に係る多国間協定に署名

○　シンガポールが採用・選択した主要事項
- 主要目的テスト（PPT）
- 任意の救済条項（課税条約等）
- 争訟解決の向上
- 拘束力のある和解（最終提案オプションの選択）
- 恒久的施設（PE）認定のより広範な特定活動の免除テスト

○　2017 年 6 月 19 日：所得税改正法案により、移転価格文書化の義務及び移転価格調整に対する課徴金の導入提案（2017 年 10 月 2 日に議会可決）

○　2017 年 6 月 21 日：シンガポールが権限ある当局による多国間合意（MCAA）及び共通報告基準に基づく金融口座に関する自動的情報交換合意（AEFAI）に署名

○　争訟解決におけるシンガポールの立場
- シンガポール居住者である納税者が二重課税回避合意（DTA）に反する課税にあった場合は、その納税者は争訟解決のためにシンガポール内国歳入庁（IRAS）の援助を求めることができ、IRAS は、相手国課税当局に対しその旨を通知する。
- 国際間租税争訟解決のための拘束力のある和解に関する規定を有する。

（2）移転価格に関する最新情報（法改正）

○　二者に関係がある場合及び商業的または金融的関係がある場合は、独立企業要件を満たさない。

○　法改正により、独立企業要件が満たされない場合、IRAS は、以下の方法により移転価格調整を行うことができる。
- 所得の増額
- 控除の減額
- 損失の減額

○　実質優先の原則（法的形式によるのではなく、その実質と経済的実態にしたがって会計処理するという原則）が要件として法定された。取引本来の性質に読み替えるという規定が導入された。

○　シンガポールで取得した国外源泉所得への移転価格調整も、シンガポール国内で取得した所得と同様に扱われるため、課税の対象となる。

○　移転価格文書化の義務付け
- 2019 年申告より、移転価格同時文書化を義務付け
- 移転価格調整に対する 5%の課徴金（正当な理由ある場合には、IRAS による免除あり）
- 移転価格文書化義務違反に対する罰金－10,000 シンガポールドル
- 移転価格同時文書により補完されない場合、関係者取引での過誤に対する救済はない

３－３　BEPS導入後の移転価格に関する最新動向　－台湾

ピーター・スー（台湾、PWC）

（１）台湾における最近の動向

国別報告書（CbCR）とマスターファイル及び移転価格報告書の要件を修正することによる３層の文書化要件を採用した。

（２）移転価格税制の改正案

台湾財務省（MOF）は、BEPS行動計画13に従い、2017年7月27日に移転価格税制の改正案を発表した。改正案は承認され、2017年度以降に適用される予定である。

改正案が承認され、公布された基準が満たされた場合、法人は2018年5月31日までにマスターファイルを作成し、2018年12月31日までにマスターファイルと国別報告書を税務当局に提出する必要がある。

（３）三層構造からなる移転価格文書化及びガイドライン

国別報告書：連結グループの収入等について年次ごとにまたは報告が求められる。なお、決算日後1年以内に台湾財務省への提出が求められる。

マスターファイル：収入等について年次で報告が求められる。なお、税務申告書と同時に提出することが望ましいが、決算日後1年以内の財務省への提出が認められている。

ローカルファイル：台湾の多国籍企業のうち、年間の収入金額が5億台湾ドル超の企業、または収入金額が3億台湾ドル超でかつ投資税額控除が2億台湾ドル超、または繰越欠損金が800万台湾ドル超の企業、または海外関連企業との取引が2億台湾ドル超の企業については、作成が要求され、当局の要請ある場合には提出する必要がある。

（４）PWCによる事業への影響概観

①　税務コンプライアンスのための複雑さの増大

○　国別報告書とマスターファイルは申告時に提出を要求される。

・　追加の情報収集（例：従業員数、各法域ごとの税金支払額）

・　バリューチェーンの分析

・　コントロールされた取引に関する詳細な情報（例：労働役務、知的財産、財務上の取り決めに関する取引）

○　移転価格文書化に対する追加の要請

・　データ収集（例：経営組織、文書提出プロセス、重要な関連者取引契約など）

・　分析（例：リストラクチュアリングや知的財産の移転などの機能やリスクの再配分の移動）

②追加開示情報の要請

○　バリューチェーンと収益性に基づく一貫した移転価格戦略

・　マスターファイルおよび国別報告におけるグループバリューに関するデータの一貫性

・　機能、リスク、無形資産、利益の合理的な分配

・　一地域における利益配分と従業員人数の一貫性

○　海外利益の配分は「被支配外国会社（CFC）」および「実際の管理場所（PEM）」に関して質問の対象

○　低税率地域と関連した取引は税務当局により直接調査

○　監視対象グループ内のメンバー間の資金フロー

３－４　BEPS導入後の移転価格に関する最新動向　－中国

ティンカー・チェン（中国）

１．中国における BEPS 関連の動向

- 2015 年 9 月：移転価格税制の改訂に関する基本的な議論
- 2016 年 5 月：権限ある当局による多国間合意（MCAA）に署名
- 2016 年 7 月：移転価格コンプライアンス（告示 42）－　2016 年 1 月 1 日以降の関連当事者取引の提出と移転価格文書の管理についての修正
- 2016 年 10 月：事前確認制度（APA）（告示 64）－　2016 年 1 月時点で有効な事前価格設定の管理の改善
- 2017 年 3 月：移転価格調査（告示 6）－2017 年 5 月 1 日以降の特別税務調査の修正と相互承認手続との行政令

２．三層構造からなる移転価格文書化

（1）　マスターファイル：BEPS 行動計画 13 と同様

- グループの利益創出に強い影響力を及ぼす付加価値変数
- 個々のグループ・メンバーによる付加価値創出への貢献度
- 主要なサプライチェーンと市場
- 財務および税務上の位置付け等

（2）　国別報告書（CbCR）：BEPS 行動計画 13 と同様

- 全ての関連会社のリスト、全世界における利益の配分、租税の納付、関連する経済取引に関する情報等
- 国別報告書提出義務（収入金額 55 億人民元超）

（3）　ローカルファイル：関連当事者との取引に関連する分析の範囲と品質に高い水準が要求される。特に以下の情報を含む。

- グループ内取引に関するバリューチェーン分析
- グローバルバリューチェーンにおける利益配分の原則とグループの利益の配分結果
- 地域特有の要因（「LSA」）
- 関連当事者の株式移転の価格設定方法
- グループ間役務取引に関する開示要件の強化

（4）　特殊事項ファイル

- コストシェアリング契約（CSA）
- 過少資本

（報告：浅利昌克委員）

４　「アメリカの税制改革とその影響」

グレゴリー・ラモント（公認会計士、元 PWC ﾊﾟｰﾄﾅｰ）

１．米国税制に関する改善事項と税制改革の財源

現在議論されている米国の税制改革は、2017 年 9 月 27 日に共和党が提案した“United Framework for Fixing Our Broken Tax Code”という税制改革案であり、米国の税制において改善されるべき点は、以下の３点である。

（1）世界でも高率な法人税率

米国の連邦法人税は累進課税され、最高税率 35%となっている。主要国の税率は、フランス 34%、日本 31%、オーストラリア 30%、ドイツ 30%、イギリス 19%等である。米国では連法税のほか、44 州で州法人税（3～12%）が課される。さらに、多くの市は市法人税を導入しており、例えば、ニューヨーク市の市法人税率は 8.85%である。その結果、ニューヨーク市における連法法人税、州法人税、市法税を含めた法人実効税率は 44.6%となる。

トランプ政権案では 15%、共和党案の“Framework”では 20%、民主党案では 28%と現行の連邦法人税率を引き下げる方向で検討されている。

米国の法人税率の高さも競争力確保の観点から米国企業の海外シフトの一因とされているが、仮に米国の法人税率が引下げとなった場合でもアジア地域には大きな影響はない。それは米国の多国籍企業（特に製造業）においては、アジア太平洋地域が有力な市場であるとともに、同地域の低コスト国から米国向け製品を供給し続けるからである。

（2）国外所得に関する課税制度

①　資本参加免税・国外所得免税制度

国外所得免税制度（Participation Exemption）は源泉地国の利益が居住地国（本国）に配当されるまでは課税されない制度である。

米国はこの国外所得免税方式のない唯一の主要国である。これに対し EU ではほぼ全ての加盟国はこの国外所得免税方式を採用している。この点はアジア太平洋地域の諸国も同様である（日本では外国子会社配当益金不算入制度として平成 21 年度税制改正で導入している）。

②　米国に国外所得免税制度がないことによる影響

米国には一定の外国税額控除はあるが、国外所得免税制度が本格的に導入されておらず、源泉地国から米本国に利益が還流されたときに米国の法人税率で課税される。外国税額控除が適用されない場合は、外国子会社からの受取配当は、外国での配当課税後の受取配当額に米国で法人税が課税される二重課税が起きる。

また、米国は他国と比較して法人税率が高いため、米国の多国籍企業は源泉地国での利益をそのまま居住地国に留める傾向にある。米国の公開企業の主要 1,000 社が米国の本国以外で留保する利益は 2.61 兆ドル（2016 年 12 月末）と推測されており、これは 2016 年の米国 GDP（18 兆ドル）の 14%に達する。非公開企業の留保利益も含めるとさらに多額の留保利益が米国外に存在することになる。ただし、この 2.61 兆ドルは全て現預金の状態で存在するわけではなく、源泉地

国で再投資されている。

③　米本国に利益を還流させる税制

米国外の利益を本国に還流させることで経済活性化に繋がると考えられ、米国も国外所得免税制度を導入すべきである。本国への還流の有無にかかわらず一定税率（5%～10%）で国外利益に対して、現金化された利益は高税率、無形資産のような現金でない利益は低税率で課税する方法が望ましい。

④　”Tax Holiday”（2004 年）の経験

米国への還流を促進するためとは 2004 年に一度だけ米国本土への利益還流に際し 5.25%の一定税率を課す配当課税免除制度を導入したことがある。このときは 3,620 億ドルが米本国へ還流された。現状では、国外利益の還流税制措置により米本国に 1.5 兆ドル以上の還流が見込まれる。

多額の資金の米国還流が為替相場にも影響するという見解もある。しかし、多くのアナリストは、国外利益が既にドル建てされており為替相場への影響は大きくないとの意見を述べており、2～5%のドル高が予想される。

（３）税制改革の財源

①　付加価値税（VAT）

米国は主要国の中で唯一、VAT（付加価値税）を連法税には採用していない国である。仮に 5%の VAT が適用された場合、10 年間で 1.6 兆～2.7 兆ドル（課税ベースの大小による）が見込まれる。ただし、付加価値税は逆進性が高いこと（民主党）や大きな政府につながる（共和党）ということに対する反発から政治的ハードルが高く導入可能性は低い。

②　国境調整税（Boarder Adjustment Tax、Bat ）

BAT は急進的な考えであり、人件費の課税仕入れを認める付加価値税と同様のものである。輸出免税輸入課税（輸出にかかる利益には 0%、輸入には輸入額に 20%課税）するものである[1]。10 年間で 1.2 兆ドルの税収が見込まれる。

③ その他

税制改革の財源として各種の優遇措置の廃止も主張されている。具体的には、国内製造所得控除の廃止（税収 3,000 億ドル）、加速償却の廃止（税収 4,000 億ドル）、後入先出法の廃止（税収 1,000 億ドル）等がある。金融取引税（Financial Transaction Tax、FIT）により株式、債券等に 1%課税することで 7,000 億ドルの増収を見込まれる。

２．税制改革の実現性

ラモント氏は、現在共和党が上院で 52 議席（100 議席中）、下院では 241 議席（435 議席中）である点、また共和党議員の中でも税制改革に日和見的な立場をとる議員もいることから税制改革が承認される可能性は 50%であると見込んでいる[2]。

３．質疑応答

Q１　法人税率の引下げだけの税制改革の実現可能性は。

A１　法人税率の引下げでは意味がなく国外所得免税制度も併せて成立させないと意味がない。

---

[1] 本質的には、人件費の仕入税額控除を認める付加価値税である。

[2] AOTCA マニラ会議後の 2017 年 12 月 22 日に税制改革法（The Tax Cuts and Jobs Act）は、法人税率の引き下げを 1 年遅らせる等の修正がなされて成立した。国境調整税は、ウォルマート等の国内販売事業者の強い反発により導入が見送られた。

Q2　米国の税制改革が外国企業に与える影響は。
A2　米国企業はアジア太平洋地域を主要な市場としているので米国多国籍企業にはあまり影響がないだろうが、米国の法人税率引下げにより逆に米国内の外国企業において有利に働くかもしれない。

（報告：有銘寛之委員）

５「モデル納税者権利憲章プロジェクトの最終報告」

AOTCA 顧問　マイケル・カデスキー

１．プロジェクトの起源と背景[3]

今日の社会においては、政府が法律に基づく課税権を有し、税制の執行と管理を行うことについて議論の余地は少ない。納税者には税法の定めに従う義務が課せられ、法定期限内に申告納付を完了することが求められる。このような国家の課税権と、納税者の納税義務は社会の中で一般に広く認識されてきたものであるが、納税者の権利についてはどうであろうか。

過去数十年間にわたり、税制の複雑化や税法を遵守しないことに対する厳罰化に見られるように、多くの国々において納税者の負担と責任は重くなってきているのに対し、納税者の権利保護の分野はあまり発展してこなかったように見受けられる。そして、納税者の権利保護のあり方について世界的に一致した意見は存在せず、その性質と水準は国によって大きく異なっている。

社会がますます自主申告納税制度の定着の方向に進む中で、納税者が（強制されるのではなく）自発的に躊躇なく法令遵守の行動をとる風潮を形成していくことは非常に重要である。そのために必要なのは、税制の公平性と信頼性をより顕著に社会に根付かせることである。すなわち、納税者が税制（税務行政と立法過程を含む）に対してより強い公平感と信頼感を持つならば、法令遵守の思考がより広く定着しやすく、結果として納税者、税務顧問、そして国家（税務当局）のすべてにとって利益になると考えられるからである。その公平感と信頼感を醸成するために必要なのが、納税者の権利と義務の適切なバランスの実現を保証する納税者権利憲章である。このモデル納税者権利憲章はそのような目的で立案されたものである。

２．３つの専門家組織の協調

このプロジェクトは、CFE、AOTCA、STEP という３つの国際税務専門家組織が協力することにより開始された。これらの組織には、各国の税務専門家団体を通じて、合計で約 50 万人の税務専門家が所属し、その範囲は 50 か国に及ぶ。またこれら加盟国の GDP の合計は、世界の総 GDP の 75%にも達することから、この取り組みは世界的プロジェクトと位置付けることができる。

このプロジェクトは、上記 3 つの団体の 9 人の研究者によって構成する委員会で所掌している。

３．研究方法

先行する研究資料による調査のほか、多くの国々に対し質問票（164 の質問）を送付し、41 の国から回答を得た。回答項目の総数は 6500 に及んだ。モデル納税者権利憲章は、これら質問票の結果に即して見直しが行われ、実効性の有無について検討を重ねたうえでできあがったものである。

[3] Michael Cadesky, Ian Hayes, David Russell,*"A Model Taxpayer Charter"*, Ch.1 Origin of Our Study, http://www.taxpayercharter.com/page.asp?id=11 を抄訳。

４．モデル納税者権利憲章

（１）第一次レポート

200 ページにわたる冊子で、37 か国の財務大臣、長官、審判所長、OECD、EU 連合議会、国際連合、IMF、世界銀行、各メディアに対して送付された。そのうえで、欧州納税者委員会、OECD、国際連合を訪問し説明を行い、OECD などからフィードバックを受け、修正を加えた。

（２）最終レポート

最終レポートにおいては、最初に導入原則を盛り込み、税務専門家に関する部分を補充したが、それ以外の部分は初期レポートと類似するものである。この完成版は、IBFD によって出版された。

５．モデル納税者権利憲章の概要

（１）モデル納税者権利憲章の構成

第 1 条「概要と目的」、第 2 条「定義」、第 3 条「対象者と対象事項」、第 4 条「基本原則」、第 5 条「一般規定」、第 6 条「税務申告と情報申告」、第 7 条「税額査定手続」、第 8 条「税務調査手続」、第 9 条「不服申立て」、第 10 条「納税者の支援」、第 11 条「サービス基準」、第 12 条「通達と解釈」、第 13 条「納税者の記録保存」、第 14 条「プライバシーと守秘義務」、第 15 条「税務行政全般」、第 16 条「立証責任」、第 17 条「租税立法基準」、第 18 条「遡及効」、第 19 条「二重課税とその回避」、第 20 条「延滞税と加算税」、第 21 条「自発的開示」、第 22 条「立法手続」、第 23 条「租税法律主義」、第 24 条「租税公平主義」、第 25 条「弱者の支援」、第 26 条「苦情の取扱」、第 27 条「税務顧問」、第 28 条「憲章違反」、第 29 条「租税の徴収減免」、第 30 条「租税回避」、第 31 条「脱税」、第 32 条「汚職防止」、第 33 条「ＥＵ特別規定」、第 34 条「立法との連携」、第 35 条「導入と移行期間」、第 36 条「憲章の改正」、第 37 条「結語」

（２）第 4 条「基本原則」に規定される納税者の権利に関する 10 原則[4]

①信頼性と公平性

税制は偏りや不当な優遇なしに、納税者に対して公平・公正に、そして十分な信頼性をもって構築され、管理されなければならない。

②明確性

税制は個々の案件に対して確実性、明瞭性、公平性を提供できるように構築され、執行されなければならない。

③効率性と実効性

税制はその目的達成のため、公正に低コストで構築、執行がなされなければならない。

④訴訟と不服申立ての権利

税務に関する争訟が生じた場合、迅速かつ低コストで、独立性と客観性を確保した争訟手続が実行されなければならない。

税務争訟に関する税務当局側の行動は、独立機関からの監視のもと、報復の恐れを感じさせることなく行われなければならない。

⑤適切な援助

自らの申告納税義務を果たすうえで困難に直面している納税者に対しては、税務当局によっ

[4] Ibd. 3, Ch.2, ” A Model Taxpayer Charter”, Art. 4. Fundamental Principles, http://www.taxpayercharter.com/charter.asp?id=15

て、適切な援助が与えられなければならない。

⑥秘密とプライバシー

納税者の業務及び記録は、公聴会や法廷、犯罪捜査を経る場合を除き、秘密にされなければならない。

⑦適正な税負担

納税者は税法に規定された金額以上の納税を求められることはない。

⑧代理人への委託

納税者はその選択により、代理人を立てる権利がある。

⑨比例的取扱

税務調査、徴収、更正決定、罰則および告発を含む公権力の行使は、状況に合わせて適切に行われなければならない。

⑩真実の推定

反証がない限り、納税者は真実の情報を申告していると考えなければならない。

（3）第 4 条「基本原則」に規定される納税者の義務に関する 10 原則

①誠実性

納税者は法的に求められる情報開示を含み、すべての税務手続に関して誠実に応じなければならない。

②情報提供

納税者は合理的理由に基づき情報を要求されたときは速やかに提供しなければならない。

③協力的であること

納税者は、税務職員への対応、納税申告書の提出、情報申告、税務調査、納税の各場面において常に協力的でなければならない。

④期限内納付

納税者は納期限内に、不服申立ての対象となった税額の差引きや相殺をすることなく、税を完納しなければならない。

⑤法令遵守

納税者は税法を遵守しなければならず、そのために必要に応じて支援を求めなければならない。

⑥記録の保持

納税者は要求される期間が終了するまで、正しい会計記録と、証拠書類を常に保存しなければならない。

⑦注意義務

納税者は税務手続に関し、十分な注意を払い、真摯に取り組まなければならない。

⑧責任の留保

納税者は、代理人に税務書類の作成や提出を依頼しているか否かにかかわらず、税務当局に提出した情報の正確性と完全性について責任を負う。

⑨礼節

納税者は税務職員に対し尊敬と礼節をもって接し、その業務の執行を妨害することは許されない。

⑩国際法の遵守

納税者にはすべての国際的規則を遵守することが求められる。

（4）第 5 条「一般規定」の規定内容[5]

[5] Ibd. 3, Ch.2, “A Model Taxpayer Charter”, Art.5 General Provisions,

①反証ない限り、納税者は誠実かつ信頼に足ると前提されなければならない。
②税務当局及び国には税制の信頼性を維持する責任がある。
③納税者は国の課税権や法令に従った税務職員の行動を妨害する、遅延させる、不法に干渉するといった不当な目的のためにこの憲章を利用してはならない。
④納税者は法により求められた金額以上の税を負担する必要はなく、法により可能でありかつ許容される範囲内での節税計画の実行は許されるべきである。
⑤納税者にとって法の不知は、原則として法令違反や税の不納付を正当化する理由にはならず、延滞税や加算税を回避する理由にもならない。
⑥やむを得ない事情による申告期限の延長や延滞税、加算税の減免といった条項は立法により定められる必要がある。
⑦税法は、差別的な運用や、一定の納税者、職業や産業を罰する目的に利用されてはならない。
⑧納税者保護と税制の信頼性確保のため、税務当局は非合法と考える特定の税スキームや手法を公表しなければならない。

６．今後の行動方針

（１）モデル納税者権利憲章の最終レポートを全世界に拡散すること
（２）ウェブサイトの充実
（３）16 から 20 ページ程度の要約版を作成すること
（４）複数の主要な言語による翻訳版を作成すること
（５）モデル納税者権利憲章の採択実績を得ること
（６）国際会議を通じてさらに研究を深めること

報告者注）脚注を設けていないものについては、このプレゼンテーションのために作成され配付されたスライドの記載内容に基づいている。

（報告：金山知明委員）

６　パネルディスカッション「税務争訟仲裁と還付手続」

〇モデレーター　：ビクター・デ・ディオス（フィリピン）
〇スピーカー　：カイ・エン・イェオ（シンガポール）
〇リアクター：ラストン・タンブナン（インドネシア）
トレイシー・レンス（オーストラリア）

１．プレゼンテーション
（１）税務争訟解決
①　税務調査と税務争訟の処理
- 自らの事業に適用される税法を知りそれを正しく適用することが鍵である。
- 納税者と課税庁は税法解釈において常に同意見であるとは限らない。
- 地域特有の複雑な法律、ビジネスモデルの進化に伴い法域ごとに大きく異なる法遵守義務が見解の相違のリスクを高めている。

②　税務調査への対処

http://www.taxpayercharter.com/article.asp?id=16

- 税務調査や査察は税務争訟に対応するために通常かつ不可避である。
- 税務調査等はいつでも起こりうる。事業者が準備不足だと混乱を起こす可能性が高い。
- 税務調査や査察に対抗する準備には税務・財務部門だけではなく事業全体で対応する。
- 税金がもたらすリスクの理解、技術、IT 等に対する投資、法令遵守と正確な報告の維持が必要である。

③　調査対象の選定

調査対象納税者はアトランダムに選定される。しかし、課税庁は、リスクに基づいて納税者を絞るようになってきている。

- 税務調査の引き金になるようなものとしては、書類の間違い、異常な取引形態、多額の還付請求、長期にわたる損失取引、以前脱税に関わった他の企業との取引等がある。

④　各国課税当局の情報共有

56 か国の課税当局は他国の当局と VAT/GST 情報を共有している。また、51 か国は VAT/GST 情報の国境を越えて共有をしている。

⑤　調査の決め手はデータ

- 課税庁はリスクを処理し、課税漏れや脱税を捕捉するためにデータを用いている。
- テクノロジーを利用することにより、課税庁はより多くの調査を行い、より多くの誤りを発見しているが、それがより多額の更正処分や罰則につながる。
- 電子調査規定や書類保存規定の整備を怠ることは税務と事業のリスクの増大につながる。
- データ保存義務を知り、適切なデータ保存法の採用、税務調査過程の理解、さらにそれらの日常的な点検と見直しを行うによって事業者は税務調査対策を準備することができる。

⑥　調査手法

- 82 か国中 59 か国で課税庁は税務調査を行うために抽出された電子データを用いている。
- 82 か国中 72 か国で課税庁は納税者の VAT/GST 申告により提出されたデータまたは納税者の経理から入手したデータを用いて課税庁部内で調査を行っている。

⑦　税務争訟の解決及び防止

- 納税者と課税庁との間の良好な関係が望まれるが、納税者は争訟の影響も検討する必要がある。
- 争訟は必ずしも有害なものととらえるべきではない。交渉や和解によって解決された場合は、異論のある問題を処理することにより関係を強化することもありうるからである。
- 争訟が訴訟につながった場合であっても、争訟での専門家的な態度により、両者の関係の悪化の軽減や完全な防止が可能である。

⑧　法定外問題解決

- 訴訟が税務争訟を解決する唯一の方法であるわけではない。訴訟は一つの方法ではあるが、訴訟以前に他の方法による解決が常に検討されなければならない。
- 法域によるが、選択肢には課税庁による再調査、交渉及び和解が含まれる。

⑨　争訟を防ぐ

争訟を防ぐ最善の方法は、それが起きる前に止めることである。多くの国では、いくつかの公式または非公式な決定手続が採用されている。また、自発的修正に関しては罰則の軽減が認められていることが多い。

⑩　税法の明確化

- 税法はいつも明確であるわけではなく、納税者と課税庁とがその解釈について合意できないこともある。改正により不確定さが増すこともあり得る。
- 多くの課税庁は指針の発遣や拘束力のあるアドバンス・ルーリングを提示する。さらに、納税者は、個人または団体のいずれかとして、租税政策の議論に参加できる。

- 多くの国では、新しい税制、立法とその影響について納税者や税務専門家からの意見を取り入れることを進めている。

⑪ 訴訟

- 交渉が不可能な場合、または、決裂した場合には、訴訟が唯一残された方法となり得る。
- 訴訟は、短期間で解決する場合もあれば、解決に何年もかかり、上級審での審理と判決を必要とするものもあろう。常に詳細な証拠と強固な申立が勝訴のための重要な要素である。
- 出訴することは難解または不明確な法令に関して、明確な判断を得るために有効である。そのような判決は、それ以後の事案を拘束する。この手続的側面は、納税者だけではなく課税庁にとっても有用である。納税者が訴訟を提起する第一の動機となり得る。
- 最新の進行中の租税訴訟に通じていることは納税者に税法改正の可能性を予測させるだけではなく、過去の課税庁の判断に対して反論する機会を得るのにも有用であろう。

（2）VAT/GST 還付処理

① 国内 VAT/GST 税額控除

- 仕入れに係る VAT/GST 税額控除（仕入税額控除）の計算は付加価値税においても最も重要な観点である。
- VAT/GST 税額控除に関する国ごとの詳細な規定や還付に関する国ごとに異なる取り扱いは、特に国際企業にとっては複雑な問題となる。
- VAT/GST は、完全なビジネス・コストとなり得る。その場合は資金流出につながる。
- VAT/GST 税額還付の現状
  - 120 か国中、43 か国では自動的に還付されるが、120 か国中、65 か国では、還付より繰延が優先し、その内、24 か国では繰延のみが可能である。
- VAT/GST 税額還付が認められないまたは減額される場合
  - 適正な税額の未納付、VAT/GST 課税なしの輸入、国際グループ契約に基づく VAT/GST の支払は調査対象となる。また、貸倒れによる課税売上げの減額は税額還付が認められない。

② 国外 VAT/GST 税額控除

- 国外 VAT/GST の税額控除や国外 VAT/GST の過大支払を減らすことは重要である。しかし、国外 VAT/GST 税額控除は難点があり、多くの国では不可能である。還付が認められる場合でも、長期間を要するのが一般的であり、還付請求は会社全体を巻き込んだ執拗で厳しい調査の対象となることがある。
- 結果的に、還付請求なしまたは税額控除なしの国外 VAT/GST は、多くの国際企業にとって VAT/GST 過大負担の理由となり、その結果、資金流出をもたらし完全なコストとなる。
- 国外 VAT/GST が、通常の事業コストとなっている理由
  - 控除不能の VAT/GST は、税として価格に付着しサプライチェーンの中でコストの一部を形成することとなる。
  - 国外 VAT/GST が税としてコストに付着する理由としては、国が国外事業者に税額還付をしないこと、事業者が国外 VAT/GST を追跡、確定しないこと、事業者が国外 VAT/GST 還付請求をしないこと、支出が適切な要件や書類によって補完されていないこと、支出額が税額控除の要件を満たしていないこと、還付請求が正式な理由により否認されること、還付請求が地元の税務調査で否認されることがある。
- 事業者は国外 VAT/GST 還付策を適時に見直すべきである。事業がより国際的になり、

国外で VAT/GST を負担する場合が増加しているからである。

- 効果的に還付率を高めることはコスト削減につながる。専門的知識と時間的及び人的資源とを考慮して還付請求手続を社内で行うか、社外にアウトソーシングするかを判断する。
- 非居住者として VAT／GST を還付請求しようとするとするなら以下のことを検討する。
  - どこへ請求すべきか。還付請求は認められるか。支払った VAT/GST は、還付可能か。事業が要件を満たすか。還付請求は適法か。国外 VAT/GST 還付請求における別の方法としては以下のものがある。現地で VAT 登録事業者になること、または、非居住者として登録することである。
- ヨーロッパ以外で国外事業者に直接 VAT/GST 還付を行う国はほとんどない（20 か国中、38 か国、38 か国のうち 35 か国はヨーロッパ諸国である。）。

２　リアクターからのコメント

（１）ラストン・タンブナン氏（インドネシア）

税法の規定の内容の把握が重要である。インドネシアの場合、ときに、事前に罰則を回避できない場合がある。自己申告制になっているが、還付を受けるのに関して調査を受けるかもしれない。法人所得税を納め過ぎた場合には調査を受けなければならない。

税務に関しては、取引の末端に存在する税務関係者のみの責任ではない。むしろ一つのチームを構築して対応するべきであり、取引に中心にいる者は調査において状況説明する最適任者である。

インドネシアではリスク調査も行われている。企業が継続的に何年も損失を出している場合には調査対象基準に該当する。調査のノルマも存在する。

納税者、税務アドバイザー、税務当局は、規定を外れたところではなくきちんとした形で協議や和解をすることが望ましい。

インドネシアでは納税者が納得できない場合は、不服申立てをすることになっている。その後に、税務不服審判所に訴えることができる。解決に至らない場合は訴訟になる。時間がかかる訴訟を避けるために、訴訟提起の前に解決の方法がないか検討する余地がある。

（２）トレイシー・レンス氏（オーストラリア）

現在オーストラリアで行われている税務調査のトレンドは、テクノロジーを活用したデータ解析の重視である。申告が遅れた場合は調査対象となる。移転価格がある場合は、申告の前にデータを管理することもありうる。

データをコンピュータで処理分析して調査対象者を抽出する。平均を下回る申告の場合に通知が行われ調査になる。

タックスアドバイザーとしては、資料をもって証明できるようにすることが大事である。多国籍企業や納税額の大きなところはオーストラリア国税庁も注視している。

（報告：浅見哲委員）

7　パネルディスカッション「税制改革」

〇モデレーター　：ビクター・デ・ディオス（フィリピン）
〇スピーカー　：テレサ・ハビタン（フィリピン）
ロック・ツァオ（中国）
小倉毅（日本）
ル・カン・ラム（ベトナム）

7－1　フィリピンの税制改革

テレサ・ハビタン

（1）フィリピンの大きな 2 つの将来目標

① 現在、国民の 21.6%が貧困層である。2022 年に貧困層 15%、2040 年には貧困層を根絶する。

② 現在、国民総所得（Gross National Income、GNI）は 3,500 米ドルである。これを 2022 年に 5,000 米ドル、2040 年に 11,000 米ドルにする。

この目標を達成するためにも税制改正が必要である。

- 簡素で公平かつより効果的な税制を目指す。
- 貧困層と中流階層全体の租税負担を軽減する。

（2）税制の簡素化

① 所得税

所得税の税率区分を現在の 7 から 6 に減らし、今後数年間で 99%の納税者の適用税率を逓減させる。

税率 0%が適用される年間課税所得 250,000 ペソ以下の納税者が全体の 83%である。また、現在、税率 32%が適用される年間課税所得 500,000 ペソ程度の納税者は 2021 年以後、税率 20%が適用されることになる。

現在の所得税率（単位：ペソ）

年間課税所得	適用税率
0-10, 000	5%
10, 000 超-30, 000	500＋10, 000 超の金額×10%
30, 000 超-70, 000	2, 500＋30, 000 超の金額×15%
70, 000 超-140, 000	8, 500＋70, 000 超の金額×20%
140, 000 超-250, 000	22, 500＋140, 000 超の金額×25%
250, 000 超-500, 000	50, 000＋250, 000 超の金額×30%
500, 000 超	125, 000＋500, 000 超の金額×32%

2021 年～の所得税率案（単位：ペソ）

年間課税所得	適用税率
0-250, 000	0%
250, 000 超-400, 000	250, 000 超の金額×15%
400, 000 超-800, 000	22, 500＋400, 000 超の金額×20%
800, 000 超-2, 000, 000	102, 500＋800, 000 超の金額×25%
2, 000, 000 超-5, 000, 000	402, 500＋2, 000, 000 超の金額×30%
5, 000, 000 超	1, 302, 500＋5, 000, 000 超の金額×35%

② 零細事業者課税

年商 300 万ペソ以下の零細事業者に関しては、所得税、VAT、事業税（パーセント・タックス）に代えて 6%で定率課税をする。

③ 贈与税

贈与税は年間 10 万ペソを超えた場合、単一税率 6%で課税する。

④ 固定資産税

固定資産税は 100 万ペソ（居住用資産の場合は 300 万ペソ）を超える不動産に関し資産価値の 6%で課税する。

⑤　VAT

VAT は税率 12%であるが、84 の非課税項目がある。税率は高いが実際は抜け穴だらけである。非課税項目を見直し、課税ベースを広げる。非課税対象は、生鮮食品、医療および教育だけにする。

ASEAN の中ではフィリピンの VAT が一番高い。他は、インドネシア 10%（37 非課税項目）、タイ 7%（35 非課税項目）、ベトナム 10%（25 非課税項目）、マレーシア 6%（14 非課税項目）である。

（２）燃料税、自動車関連税、砂糖飲料税の引上げ

①　燃料税の引上げ

1997 年の改正後燃料税の税率が引き上げられておらず、その結果、1,450 億ペソが年間失われルという状態が 20 年間続いた。

燃料税、自動車関連税の引上げは交通渋滞解消策でもあり、環境保護のためにもなる。

②　自動車関連税改正

③　砂糖飲料税

砂糖を含んだ飲料に対し 1 リットル当たり 20 ペソ課税する。

燃料税引上げ案（単位：ペソ）

ペソ／1l	1997-2017	2018	2019	2020	2021*
ディーゼル他	0.00	3.00	5.00	6.00	6.24
ガソリン他	4.35	7.00	9.00	10.00	10.40

1 バレル 53.72US ドルに基づいての店頭価格

ペソ／１l	2017 年	2018	2019	2020	2021
ディーゼル他	32	35	37	38	39.52
ガソリン他	46	49	51	52	54.08

（３）まとめ

シンプルで、公平で、より効果を発揮する租税改革を目指す。また、貧困層への利益になるための税制改革が重要である。さらに、短期間で改革をして、長期間で国民が豊かになる政策を考えないといけない。それこそが、税制改革であり、それは未来への投資であり、架け橋となる。

（報告：瀬山美恵委員）

７－２　中国の税制改革　～その進展と将来展望

ロック・ツァオ

中国の税収は中央政府と地方政府に配分されている。増値税（VAT）、法人所得税、個人所得税は共通税で、中央政府と地方政府とに配分される。

2017 年上期の税収総額は 8 兆 74 億人民元（GDP の 20.99%）であり、その 57%が増値税等の間接税である。つまり企業が主たる税収源であり、増値税のインボイスがないと経費計上できないため、レシートが重要となる。これは公平性に欠ける問題がある。

税制改革の目的は直接税の比率を高めることである。税制改革の対象は営業税、環境保護税、資源税、個人所得税、不動産税、消費税の 6 種類である。

（１）　営業税

営業税は売上高に課税され、仕入れ高を差引きしないので二重課税の問題があった。そのため営

業税を増値税に変更する取組みをした。2012 年 1 月より、上海地区で試験的に、輸送などのサービスが当初の対象分野として実施した。この取組みは全国へと広げられ、2016 年 5 月、対象となる事業、業種も拡大し、金融業、不動産業、建設業、無形資産譲渡等、様々な分野に対象が広がった。

しかし、増値税は税率が複雑でマイナスの側面がある。現在、税率区分は、17%（商品の販売または輸入、加工、修理や保守サービス、不動産賃貸等）、11%（輸送、郵便、電気通信サービス、建築業、不動産賃貸・販売等）、6%（金融等その他のサービス）である。その他区分の 13%の税率は、2017 年 7 月に廃止された（農業、天然ガス、水の税率は 11%に引き下げられた。）。

また、零細企業は 3%、輸出は別税率を設定するなど、税率が対象により異なるという複雑さが問題である。

（2） 環境保護税

税制改革前は、環境保護費という料金として徴収していた。2018 年 1 月より料金を税金へ変更する。環境汚染をしている特定の企業が、その埋め合わせをすることとなる。税率は、法の定めの下、地方政府が決定し、徴収も地方政府の税務当局が行う。

（3） 資源税

原油、天然ガス、石炭等は、資源の量に応じて課税されていたが、資源の売買価額に課税するように変更した。トン当たり 0.3-5 人民元の課税が販売価額の 2%-10%の課税へと変更された。また、中国北部は水不足が深刻で水資源保護の税制も導入される予定である。

（4） 個人所得税

課税・徴収が一番難しい。現在の税制は二つある。給与や役務収入は 35%～45%の累進課税、不労収入は定率で課税される。税源は主に給与所得と不動産売買所得である。個人課税は、自己申告と源泉徴収の 2 つの方法がある。

しかし毎月の源泉徴収は効率的でなく、企業と同様に、すべての所得を合わせて年 1 回の申告に変えようとしている。また、課税単位も個人単位から家族単位に変える。

個人所得の控除は、月 3,500～5,000 人民元である。2 人目の子供が許されたこと等による教育費の増加、両親の介護費、住宅ローン控除、医療費等を税控除の対象とするべきと意見が多いようである。

税率は、給与所得に対する最高限界税率 45%を下げるよう勧告されている。

異なる所得区分のものをまとめる包括的課税制度を一歩ずつ達成するのが全体計画である。

（5）不動産税

増値税への移行で、税収を中央政府と地方政府のどちらがとるかとの問題が発生した。営業税は地方政府の税収だが、増値税は中央政府と 50%ずつの配分であり、増値税への移行は地方政府の減収となる。

そこで、不動産税の改革が浮上した。不動産価格は北京、上海、深圳等の大都市で近年高騰し、この 10 年間で 10 倍以上になった。商用目的の賃貸物件の取引にのみの課税が、これからは一定の例外を除き住宅物件にも課税される。既に上海と重慶で試験的に導入された。

不動産の個人、家族の不動産保有状況を把握すること、税率の設定、課税の方法等、検討課題は多い。

（6）消費税

エネルギー消費率の高い消費、環境汚染につながる物品、高級品への課税を強化する。中国では

増値税は販売価格に消費税を上乗せされた内税である。消費税では、小売業者の販売価格に消費税を課す形へ変更していく予定である。その方が本来の消費税の性質に合っているとの理由からである。

７－３　日本における中小企業の税制改革

小倉 毅（日本税理士会連合会）

1.　日本における中小企業の定義

日本における中小企業の税制改革を説明するにあたって、中小企業の定義は法律によって異なっている。中小企業基本法における中小企業は業種、資本金または出資の額、従業員数で区分されている。

一方、税法における中小企業は、資本金（出資金）1 億円以下の法人、従業員 1,000 人以下の個人事業者とされ、業種による区分はない。

2015 年の国税庁の資料によると日本の法人企業約 300 万社のうち 99.2%を中小企業が占め、給与所得者のうち 58.5%が中小企業に勤めている。また、法人税収で見ると 13 兆 6,028 億円のうち 34.6%の 3 兆 8,473 億円を中小企業が納めている。

2.　日本の中小企業税制

中小企業税制は、日本の景気浮沈を左右する重要な要素である。そして、税の専門家である税理士は、特に中小企業を顧客として重要な役割を果たしている。

日本経済の活力の象徴である中小企業数が減少し続けている。そこで政府は従来の保護型の税制を見直すこととした。

3.　アベノミクスと中小企業税制

2013 年の初めに安倍晋三首相によって提唱されたアベノミクスは、金融緩和と機動的な財政投資、企業減税を柱とした総合的なポリシーミックスであり、持続的に日本経済を再活性化しようとするものである。これにより、デフレから脱却し、3%の名目経済成長とともに財政赤字の解消を目指している。例えば、雇用者の給与支給額が増えた場合に受けられる法人税の特別控除により、2015 年度には 2,191 億円の減税が行われた。さらに、株式への投資意欲を盛り立てるため、受取配当金の益金不算入制度が拡大された。

2019 年 10 月には消費税率を 8%から 10%に引き上げることが予定されているが、それにともなう個人消費の落ち込みが予想されるため、住宅取得等特別税額控除など、税制による景気対策が行われている。

さて、2013 年 1 月に日本経済再生に向けた緊急経済対策が政府与党から発表された。アベノミクスによる中小企業税制は、減税による所得拡大を図ったものである。設備投資関係の減税策は重複しており、手続きが煩雑だという印象があるが、雇用や賃上げの促進に関しては、比較的使いやすい制度となっている。

4.　2013 年～2016 年までの税制改正（社会構造）の課題

（1）　景気浮揚の停滞感

（2）　富の偏在による不公平感の拡大

（３） 人口減少、少子高齢化が改善しないことへの焦り

2013～2016 年の税制改革を検証してみると、①景気の浮揚は不十分であり、停滞感がある。

②富の拡大は一部の者に偏在し、不公平感が増している。③日本の人口は減少しており、少子高齢化が進行している。今までの対策では歯止めがかからず、有効な対策がなされないことが社会問題となっている。

そこで 2017 年の税制改正では、少子高齢化に対応し、子育てや介護の不安をなくし、女性や若者の活躍を進め、すべての人が幸せになれる「一億総活躍社会」の実現を謳っているが、そのためには働き方改革とイノベーションが特に重要である。今までのところ、その効果は感じられず、経済の好循環の恩恵を国民に行き渡らせなければならない。

また、不公平感の解消と国際課税への対応が求められている。

5. 2017 年税制改正を含む今後の改正動向

- デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置
- 名目 GDP６００兆円経済を実現するため、税制において企業による一層の「攻めの投資」や「賃上げ」を促す取り組みの推進

（１）競争力強化のための研究開発税制の見直し

- 研究開発投資を増加させるインセンティブを更に強化する観点からの見直し
- 第４次産業革命型のサービス開発のための試験研究を促進するため、対象費用の追加、変更の柔軟化や手続きの簡素化

（２）賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し

- 企業の賃上げインセンティブを更に強化する観点から、高い賃上げを行う企業への支援を強化するよう、所得拡大促進税制の見直し
- コーポレートガバナンス改革、事業再編の環境整備
- 中長期の企業価値創造を引き出すような経営陣へのインセンティブ付与のための業績連動報酬の柔軟な活用
- スピード感のある事業再編を加速するため、事業の一部を切り離して独立会社とするスピンオフ等の円滑な実施を可能とするような組織再編税制の整備

（３）地域中核企業向け設備投資

- 地域経済を牽引する中核企業が、地域経済に波及効果の高い先端性を有する事業に挑戦するために行う設備投資の促進

（４）中小企業向け設備投資促進税制の拡充

- 生産性の高い先進的な設備や生産ラインなどの改善に資する設備投資の促進

（５）事業承継税制の更なる要件緩和

- 親族外事業承継の導入に続き、雇用維持率の緩和などの要件緩和措置の導入

6. 国際課税関係

国際課税について関心が高まっており、政府も租税回避等について注意喚起している。経済のグローバル化、ICT 化に対応した制度の見直しに取り組み、税制の改正が行われた。

終わりに、日本では今、衆議院が解散され、選挙活動が活発に行われている。次の日曜日が投票日となっている。その結果によっては、安倍首相が政策を少し変える可能性があり、税制も影響を受けるかもしれない。しかし、デフレ脱却と少子高齢化対策が重要な問題であることに変わりはないことから、将来の中小企業税制についても方向性は変わらないであろう。また、日本に投資を考えている海外投資家からすると日本の税制は複雑であり、海外からの直接投資の障壁となっている。複雑さを取り除き、単純化することで魅力ある税制にしなければならない。

（報告：茂木浩委員）

７－４　ベトナムにおける税制改革

ル・カン・ラム

税制改革は大きく２回あった。第１期が 2011 年～2015 年、第２期が 2016 年～2020 年である。ベトナムは天然資源や輸出入に対する税収に依存していたが、各国との租税条約締結により、状況は変わりつつある。税制改革も法人税、VAT に関して広がってゆくと思われる。

1.　第１期税制改革

第１期税制改革は、安定的な税収を確保すること（課税ベースの拡大)、納税者の負担軽減、事業環境を向上させること（適正な税率と税制の透明性）が目標であった。

（１）　税制改革

仕入税額控除方式をとる VAT が 10%の税率で導入された。小規模の中小企業は VAT を一部免除された（簡易課税制度あり)。

法人税率は 25%から 20%まで引き下げられ、2018 年は 18%（中小企業は 17%）となる。広告宣伝費の損金算入限度額が撤廃された。

特別消費税の対象となる物品が変更された。健康に良くない物品、例えば、タバコ、酒、ビールや賭博等については、税率が引き上げられた。

（２）　税務行政手続の改革

税務に関わる多くの手順、書式等の手続を簡素化・改善し、コスト削減となった。納税者が申告に 150 時間以上かかった状況が税制改革の引き金となった。租税法律主義による税制改革を行うようになった。

また､税務行政の近代化と国際化に対応した｡移転価格税制における事前確認制度が導入され、BEPS も 2017 年に導入された。

2014 年 3 月 18 日改正法により政府は多くの法令を改正・簡素化した。税法が非常に複雑で、企業はコンプライアンスの負担が大きかったが、大幅に軽減された。毎月の申告・納税は、4 半期ごととなった。納税の証明書類があれば、金額が軽減される制度が導入、税務当局においても電子手続を含む先進的なテクノロジーが導入された。

2.　第２期税制改革

第２期税制改革は、さらにテクノロジーを駆使した。第１期が主に納税者の会計、申告、納税に焦点を当てたものだったが、第２期は、申告後処理を改革するものである。すなわち、税務調査、不服申立て、犯則調査の手続等である。政府は納税者からデータの提出を受け、そのデータを使ってサービス提供を行い、タックスエージェントも納税者のために貢献する。

（１）　第２期は３つの改革目標

① 第１期はマレーシアやタイの実務に倣って税制改革を進めた。第２期は事業者が負担する納税コストの小ささにおいて ASEAN のトップ４に入ることを目標とする。

② より効率的・効果的な税務行政を遂行するために、90%の法人が電子的税務サービスを活用し、うち 65%が電子申告・電子申請を行う。80%の納税者が税務当局の電子的サービスに満足することを目標とする。

③ 納税者の納税遵守を向上させ、申告すべき納税者の 95%が申告・納税し、その申告が期限内申告となること、税務当局はソフトウェアにより 100%自動的にチェックすることを目標とする。

（２）　2016～2020 年の行動計画

組織的な改革としては、税制改革、組織の再編、人材育成である。税務当局の組織は、申告書処理、申告後処理、納税者サービス、成果観察の 4 部門に分ける。

税制改革は、多くの税法が改正され、5 つの主要税法が時代に即したものへと改正された。現代の競争的な事業環境に合わせ、国内外の投資家にも対応できる法律へと変わった。組織の見直しにより、大口納税者担当部門が設置される。70%の税収が大口納税者によっているための対応だが、中小企業にも導入予定である。これらの行動の結果を、税務行政診断評価というシステム導入し、モニターすることになっている。

ベトナムでは、2017 年 3 月、行政命令 20 号と回覧文書 41 号が発遣された。これは BEPS の導入、移転価格の報告及び文書化に関する要件を規定したもので、移転価格に関するチェックリストも入っている。最終的な親会社は国別報告書の提出が必要となった。税務当局の移転価格に対する取り組みは積極的で、これまで 30 日以内とされていた税務当局への文書回答期限は 15 営業日に短縮された。

（報告：瀬山美恵委員）

７－５　総括

各国とも所得に課税する直接税を減らし、消費税等の間接税を増やそうとする傾向がトレンドである。中小企業税制については、各国とも中小企業の負担を軽減しながらも、課税ベースを広げていく政策を考えている。

税制改革の比較対象国はシンガポール、韓国、タイ、マレーシアである。それは、電子申告、電子インボイスなど、電子システムツールが充実しており、税務行政のコスト削減、効率アップの点を重視しているからである。

納税意識の根幹基礎がきちんと整うまえに、税務行政の形だけが先に進むことに不安と違和感を覚える。納税意識は日本が一番高いと思われ、ぜひ日本を参考にしてほしいと考える。

（報告：茂木浩委員、瀬山美恵委員）

８　パネルディスカッション「租税とテクノロジー」

〇モデレーター　：ベネディクト・トゥゴノン（フィリピン）
〇スピーカー　：キム・キジュン（韓国）
サンドラ・セガラン（マレーシア）
エンクズール・ジャンバル（モンゴル）
ジェレミィ・チョイ（香港）

８－１　韓国の電子インボイス（E-invoicing）

キム・キジュン（韓国）

(1)　なぜ E-invoice か

・　E-invoice は ICT の発展に歩調を合わせるように。現在世界中の政府が導入に取り組んでいる、いわばグローバルトレンドである。

・　取引の透明性が確保され、課税当局としては課税ベースの明確化が図られる。

・　シンプルで標準化が簡単、正しい情報をタイムリーに提供でき、紙ベースよりはるかに簡単である。
・　現在世界各国で導入に対する取り組みが行われているが、採用実績は多くない。義務化されていないことの他に、個々人が安心できるレベルではないことが理由としてあげられる。
・　政府がいくら旗を振っても納税者の信頼、参加がなければ機能しないからである。
・　そのためには納税者へのインセンティブが必要になる。

(2)　韓国ではどうしているか

・　世界銀行の調査によれば、このようなシステム構築に必要なものは納税者の便益強化と不正防止策が機能していることである。
・　韓国は大企業からはじまり徐々に中小企業に導入が行われ、その課程の中で標準化が図られてきたことが大きい。
・　納税者へのインセンティブは大事であり、その点では韓国は世界をリードしているとの自負がある。義務化されていることもあるが、現在の導入率はほぼ 100%である。

(3)　韓国での導入効果

・　E-invoice の義務化により明らかに、納税者のコンプライアンスコスト削減が図られた。
・　脱税や不正を減らすことにもなった。
・　実務家（税務士など）へのアンケートの結果によれば、70%以上の実務家が賛同しており、その正確性を評価し、納税者へのサービス向上にも繋がったと回答している。
・　E-invoice の課税庁サイドのインセンティブとしては、税務申告の簡素化、当局による納税者の E データの共有化により、納税者サービスを向上させることである。

８－２　マレーシア内国歳入庁のオンラインサービス（Online services by the Malaysian Inland Revenue）

サンドラ・セガラン・カルッピア（マレーシア）

（1）現状

・　マレーシアでは IRBM（マレーシア国税庁）が 2015 年 4 月に現在のオンライン・システムを導入しており、このシステムは E-invoice にも対応可能となっている。
・　マレーシアでは現在次に述べる 14 の分野におよぶ E サービスが提供されている。

（2）14 の分野での E サービス

①　E 登録
　企業や社員の所得情報を電子的に登録するシステム
②　E 申告（電子申告）
③　税務専門家による E 申告（電子申告）
④　E 支払（電子決済）
　1.　利用率は現在 25%程度

2.　インターネット・バンキング口座を要し、現状は現金や小切手による決済が主流

⑤　退職従業員についての E 届出
源泉徴収対象従業員の退職時に提出

⑥　印紙税の電子化
1.　印紙税の賦課・納付の電子化をはかるもの
2.　不動産や株式などの譲渡等といった印紙税が賦課される取引の印紙税納付の電子化

⑦　毎月の従業員の税控除額計算の電子化
1.　雇用者の納税サポートシステムとして機能

⑧　電子台帳
1.　納税者が自分の申告データの処理の現況について確認できるシステム
2.　納税者は、氏名、住所等が正確か、納付税額（還付税額）等の確認が可能

⑨　納税者の個人情報の電子化（E-Kemaskini）
1.　納税者の電話番号、Email アドレス、住所、職業などを登録
2.　納税者利便の向上に寄与
3.　マレーシアではスマートフォンから申告が可能

⑩　零細の雇用者で給与支払いに関しコンピュータ化がまだ進んでいない事業所が利用するシステム（E-PCB）

⑪　雇用者が従業員の給与情報と控除税額の確認や、オンライン・アップロードするシステム（E-Data PCB）

⑫　納税者の電子申告を促進する仕組み（E-DATAPRAISI）
雇用者から得た情報に基づいて IRBM が記入済申告書を電子的に納税者に送付するシステム

⑬　税務専門家が利用するバッチシステム（一括処理システム）

⑭　居住証明システム

これら以外の分野でも今後多くの分野での電子化がすすんでいくことは間違いない。

８－３　モンゴルにおける VAT 電子システムの導入（“Introduction of VAT electronic system in Mongolia”）

エンクズール・ジャンバル（モンゴル）

（１）モンゴル国の概要

- 人口 300 万。2011 年は年率 7%の高度成長をしていたが、現在は経済不況に陥っている。
- 天然資源が豊富だが、その市場価額が下がっており、それが経済状況の悪化に拍車をかけている。
- 現在 IMF の勧告に従い財政再建途上である。

（２）VAT の電子化

- VAT は 1990 年代に導入。1992 年に民主化、現代的な税制が確立した。
- 1993 年に税率 13%で VAT が導入され、2000-2007 年は税率 15%、2007 年から現在の税率 10%となった。現在の税制は 2016 年からである。
- 電子化は韓国、スロバキア、台湾およびエストニアを参考にして仕組みを導入した。VAT インボイスの宝くじシステムも導入している（世界で 9 カ国目）。
- 電子化のメリット
  ①　システムが当局のシステムに直結しており、還付手続きが簡素である。
  ②　消費者にも購買額に係る VAT の 20%を還付される。

③　VAT の電子化により以前は 30～40%の規模といわれていた闇市場が縮小している。
④　前述の通り経済的には不況下であるが、2016 年の歳入を見ると VAT が 8.9%増加となっており、その導入効果がよくわかる。

８－４　香港の租税とテクノロジー　“Tax and Technology: Hong Kong”）

ジェレミィ・チョイ（香港）

（1）香港における E テクノロジーについて：電子申告

- 香港には VAT はない。
- 個人で電子申告を行っている人は人口 340 万人中､60 万人くらいであり、割合で言うと約 20%程度である。
- 個人用の電子申告のプラットフォームは他国同様整備されている。
- 法人の電子申告は非常に少なく個人の 20%を下回る。その理由は税務専門家経由（代理人経由）の申告が多いからで圧倒的に紙ベースでの申告となっている。
- これには理由があり、監査済の証明書が法人の申告には必須であり、財務諸表を電子ベースでの送付が現状できないために普及していない。
- 法律上、申告書には会社の経営陣の署名が要求されており、この点も電子申告が普及しない大きな理由と言えよう。
- 前述の通り代理人経由の申告がほとんどであることも理由のひとつである、
- もう一つの要因としては、会社サイドの問題で、申告情報や財務諸表情報をデータ化するのをいやがる香港独特の現状がある。
- 当局は積極的に電子化を推し進めてはいるが、難しいのが現状である。
- CRS（Common Reporting Standard、共通報告基準）[6]が必要な企業については電子化が義務付けられており、金融セクターから徐々に拡大している。

（2）香港における E テクノロジーについて：ビッグデータの活用

- 金融センターである香港において当局は財務金融関係ビッグデータを利用している。
- 実際過去 10 年以上の当該ビッグデータが当局には蓄積されているといわれている。
- 現在税務当局がこのビッグデータを利用して産業比較を行っており、特定の申告との比較資料として活用されている。例えば「この企業は業界平均より利益率が低いが、その理由は」というような切り口である。
- 法人税については低税率地域ということもあり、新システム構築や導入の動きは現状では見られない。
- 当局は国別報告書（CbCR）に対応できるシステム構築を目指しており、上記の過去のビッグデータの活用を模索している。
- 企業サイドからすると大企業は国別報告書への対応が課題として挙げられており、その対応に非常に多くの時間やマンパワーをとられてしまい大きな負担になっている。例えばボタンを 1 回押すことで国別報告書ができあがるようなシステム構築のニーズが急速に高まっているのが現状である。

[6] 2014 年 2 月 13 日、OECD が、世界中の金融機関が特定した非居住者口座を政府間で自動交換するために公表した共通報告様式。

８－５　フリーディスカッション

○　E インボイスは義務か。そうだとするとみなが持ってないといけないことになるが、零細企業や貧困者はどうなるか。
（韓国）３つの方法がある。ASP[7]に依頼する方法、ASP を利用できない人は電話で税務サービス担当に連絡する。電話により電子インボイスができる。

○　コストがかかるのでは。
（韓国）韓国のインボイスは毎月発行する（1 月分）。低コストでできる。コンプライアンスのための要件を考えれば電子インボイスは、有用である。

○　マレーシアの電子サービスは義務かオプションか。
（マレーシア）電子申告は、企業レベルでは 100%義務化されている。個人レベルは義務化されていない。個人は現在 89%、今年では 95%の個人が電子申告をしている。電子納税は義務化されていないので、24%位である。

○　電子申告のシステムは使いやすいのか。技術に疎い人でも大丈夫か。
（マレーシア）インターネットの普及が急速に進んでいる。税申告についてもそれほど抵抗がない。

○　モンゴルには消費者に還付や宝くじシステムがあるというがメリットは。
（モンゴル）税に対する関心が増え、税収が増えた。宝くじの収入がある。闇経済が縮小化している。電子化のメリットは大きい。

○　VAT は 100%電子申告か。
（モンゴル）それほどでない。人口も少ないし、機器の普及率もまだまだで 60%程度であろう。

○　還付や宝くじも電子化されているのか。
（モンゴル）アプリを利用することにより銀行口座への還付が行われる。宝くじも同様にしている。テレビでも放送されるが個人にも通知される。

○　納税者のうちどれくらいが電子申告しているのか。
（香港）340 万人のうち 60 万人しか電子申告を利用していない。法人の利用はもっと少ない（理由は先述通り）。

○　プラットフォームを利用しての電子化について、当局はどう取り組んでいるのか。
（香港）当局はすでにそれを用意して他国でも利用できるような内容にしている。電子申告については遅れている。

（報告：松岡宣明副部長）

---

[7] 電子取引法（Framework Act on Electronic Commerce）により認定されたアプリケーション・サービス・プロバイダー。ASP 利用料は、1 インボイスにつき 100 ウォン。

９　納税に関する調査データ

フィリピン税務協会会長　マリア・ローデス・リム

冒頭、AOTCA マニラ会議におけるプログラムの順調な運営と昨日のガラ・ディナー成功のお礼の挨拶がなされた後、納税に関する調査の説明となった。

PwC は、世界銀行の事業調査プログラムの一環として 12 年間にわたり世界の 190 の経済地域においてサンプル企業の納税実態について調査を行ってきている。ここでは、その 2017 年のデータを元に要点を説明する。

１．納税義務履行の実態

全世界のサンプル企業の平均によると年間 252 時間を税務処理にあてている。この中には、25 種類の税が含まれ、平均合計税率は 40.6%である。納税にかかるコストは減少しており、税率が 0.1%（税率上昇 44 か国、税率下降 38 か国)、時間が 8 時間、税金の種類が 0.8%のそれぞれ減少となっている。

世界平均で 8 時間の税務に係る時間の減少は電子申告制度の進歩による。

２．申告納税事務手続インデックスの導入

今回から新たに、企業の申告納税後の納税事務について調査を始めた。申告納税後事務の指標としては、（１）DTF スコア（distance to frontier score）を用いている。これは、（２）VAT 還付手続に要する時間、（３）VAT 還付がなされるまでに要する期間（週単位)、（４）法人税調査に対応するための時間、それに（５）法人税調査が完了するまでの期間（週単位）によって計測される。

調査によると、VAT 還付手続に 14.2 時間、VAT 還付までに 21.6 週間、法人税調査対応に 16.7 時間、法人税調査終了までに 17.3 週間を要し、これらを合計すると DTF スコアは、61.24 となる。

（１）　2015 年において 162 か国で VAT が採用され、その内 92 か国では VAT 還付が行われている。そして 65 か国では VAT 還付請求は調査の起因となっている（17 か国ではそれが包括的な税務調査に繋がっている)。

（２）　VAT 還付が認められる国では、VAT 還付手続に 14.2 時間（VAT 還付までに 21.6 週間）を要している。

（３）　法人税がある国は 180 か国であり、その内 74 か国では、当初申告の是正が税務調査につながる（38 か国では包括的な税務調査が行われる)。

（４）　当初申告の是正（調査によるものも含む。）には平均 16.7 時間を要し、申告是正手続が税務調査に繋がると税務調査の終結までに平均 17.3 週間を要している。

３．VAT に関して

（１）　162 か国で VAT が適用され、その内、130 か国では、調査対象企業が毎月 VAT 申告を要している。

（２）　VAT 還付手続にかかる時間が 0 である国が 9 か国あり、最長はフィジーの 73 時間である。

（３）　VAT 還付の最短は、オーストリア（3.2 週間)、最長は、カーボ・ベルデ（106.2 週間）である。VAT 還付手続は、高所得国は、低所得国（約 27 時間）に比べ短時間（約 8 時間）で済む。VAT 還付も高所得国（16 週間）は、低所得国（28 週間以上）に比べて短期間で行われる。

（４）　調査対象企業は、法人税調査前に平均 6 時間の準備を要する。世界的には、法人税のある国のうち 59%においては企業の法人税申告是正が税務調査につながることはない。法人税調査があった場合には平均して 33 時間を要するのに対し、税務調査がない場合は是正には 5 時間

余りを要するに過ぎない。

（５）　高所得国では法人税調査に伴う申告是正に要する時間（13 時間）は、低所得国（28 時間）より短い。また、法人税調査が着手から終了までの期間は、低所得国では 16 週間、高所得国では 17 週間である。

４．地域ごとの特徴

EU および欧州自由貿易連合諸国が申告納税後事務手続において最も良い結果が出ている。中央アメリカおよびカリブ海諸国はVAT還付手続に要する時間およびVAT還付までの期間が最も長い。法人税調査着手後、終了までに最も時間がかかるのは中東地域である。

５．結び

調査結果の方向性を検討すると、さらなる税制の改革および電子申告･電子インボイス等の改善、普及が期待される。

◇参考資料　PwC, *Key findings from the Paying Taxes 2017 data, "Paying Taxes 2017"*[8]

（報告：尾崎秀明委員）

１０　パネルディスカッション「税務行政のベスト・プラクティス」

〇モデレーター　：エレノール・ロケ（フィリピン）
〇スピーカー　：シー・チョウ・ファン（台湾）
テレサ・チョウ（シンガポール）
マリサ・カブレロス（フィリピン）
コ・ジュンホ（韓国）

１０－１　台湾

シー・チョウ・ファン（台湾）

（１）納税者権利保護法（Taxpayers' Rights Protection Act(TRPA)）が 2016 年 12 月 9 日成立し、2017 年 12 月 28 日から施行される。租税徴収法の納税者権利保護章（5 条）が 23 条からなる TRPA に改編された。

① TRPA の目的は納税者の生存権、労働権、財産権、その他の基本的人権に法的保護を与えることである。

② 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を適用するという公約を履行するものでもある。

③ 背景には、納税者の不服審査（20～30%）、租税訴訟（16%）における勝訴率が低く、さらに、勝訴した場合でも行政裁判所が課税庁の処分を取り消し、事案を原処分庁に差し戻し再調査や再審理が行われていることがある。

（２）TRPA の焦点 1（立法的視点）

① 租税優遇措置における合理的な理由の必要性

8 http://www.doingbusiness.org/~/media/WBG/DoingBusiness/Documents/Special-Reports/Paying-Taxes-2017.pdf

② 納税情報の透明化

（3）TRPA の焦点 2（行政的視点①）

① 租税法律主義と税務通達の透明性との見直し

② 課税最低限としての最低生活費

（4）TRPA の焦点 3（行政的視点②）

租税回避は脱税として取り扱われない。

（5）TRPA の焦点 4（行政的視点③）

税務調査におけるデュー･プロセス（適正手続原則）

（6）TRPA の焦点 5（行政的視点④）

推計課税における原則

（7）TRPA の焦点 6（行政的視点⑤）

税務上の罰則の原則

（8）TRPA の焦点 7（税務救済①）

① 租税不服審査委員会構成員は学者及び民間の専門家が 3 分の 2 以下であってはならない。

② 行政裁判所内に税務評議会を設置する。

（9）TRPA の焦点 8（税務救済②）

① 税務評議会は、原則として納税者の異議の範囲内で正確な納税額を決定するものとする。

② 再調査または再更正後、訴訟や不服審査があった場合には納税額の決定は 15 年以内になされなければならない。

（10）TRPA の焦点 9（納税者権利保護諮問委員会）

財務大臣は納税者の権利保護推進のために納税者権利保護諮問委員会を設置するものとする。

（11）TRPA の焦点 10（納税者権利擁護官）

課税庁は納税者の支援等をするために「納税者権利擁護官」を任命する。

１０－２　シンガポール

テレサ・チョウ（シンガポール）

（1）納税者関係拡大プログラム（ETP）

① 2008 年以後

② 大企業と課税庁との相互利益となるオープンで協調的な関係を構築する目的

③ コンプライアンスの向上と効率的税務行政

④ 税務問題の議論、諮問の入手及び税務問題の早期解決のための定期的な交流

（2）ETP の利点

① 納税者の利点

・より良い税務コンプライアンスの運営

・適時の税務申告確定

・明確性と確実性の獲得と相違点の早期解決

② 課税庁の利点

・企業の事業活動をより良く理解できること

・安定して予測可能な継続的歳入

・効率的で簡素化された税務行政

・長期にわたる税務紛争や法廷手続の回避

・投資家の信頼を増大しそれにより魅力的投資地域であり続けることに繋がる予測可能性

（3）その他のプログラム

① 事前価格協定（APA）プログラム

② アドバンス・ルーリング
③ コンプライアンス保障援助プログラム（ACAP）
④ 自発的開示プログラム

１０－３　フィリピン税務行政最新情報

マリサ・カブレロス（フィリピン）

（１）電子申告（eFiling）の沿革

①eFPS (Electric Filing and Payment System、電子申告納税システム)が 2001 年 6 月 1 日に導入（歳入規則 No.9-2001）され、現在に至る。

②eBIRForms (Electronic Bureau of Internal Revenue Forms、電子歳入庁書式)は、2012 年 10 月 16 日に導入（歳入覚書回状 61-2012）され、現在に至る。

（２）確定申告期限の状況及び申告処理

4 月 15 日の申告納付期限には、税務署と銀行において申告及び納付による大きな混雑があった。申告されたデータは全てデータ・センターで集中処理されるが、入力誤り等の危険性がある。フィリピン歳入庁は電子申告納税サービスにより納税者に簡便性と利便性を与えるために 2000 年電子取引法を施行した。対象となる納税者は年毎に拡大している。

（３）eFPS と eBIRForms

① 対象納税者

・eFPS：上位 20,000 法人、大規模納税者、政府調達機関の VAT 及びパーセント・タックス[9]の源泉徴収、完全にコンピュータ化されたシステムを有する法人、コア資本金 1,000 万ペソ以上の法人、上位 5,000 人の個人納税者、財政優遇を適用される事業（PEZA、BOI 他）、全ての認可地方請負業者及び政府入札者、政府機関、認定輸入業者並びに通関手続証明書及びブローカー証明書が必要とされる輸入業者、税務マネジメントプログラム（TAMP）対象納税者

・eBIRForms ：認可税務代理人／税務申告人及びその全ての顧客、認可印刷業者及び補足レシート／インボイス、一回限りの取引を行う納税者、納付無しの申告を行う者、政府所有または政府管理法人、地方政府機関

② eFPS と eBIRForms の運用状況

	eFPS	eBIRForms
利用時間	365 日 24 時間	365 日 24 時間
申告準備	原則としてオンライン	オフライン
申告書提出	オンライン	オンライン
電子納税	eFPS 認可銀行におけるインターネット・バンキング	・窓口 ・G-Cash[10]
適用申告種類	30 種	37 種

③ eFPS と eBIRForms の課題

・2 つのシステム維持コスト
・電子申告を利用する納税者が過去 5 年間で 3 倍増となり、さらに増加見込み
・同じ複雑な電子申告システムの大規模、中規模及び小規模納税者に対する適用

[9] VAT が課税されない一定の事業者に課される事業税
[10] フィリピン大手の送金サービス

（4）2017 年確定申告期

2017 年確定申告期は、以前に比べるとはるかに順調に業務が行われた。申告受付における長蛇の列等は解消した。これは、所得税における電子申告の増加によるものである。

① eFPS と eBIRForms による所得税申告数

年	eFPS	eBIRForms	合　計
2016 年 1 月～4 月 15 日	85,312	575,675	660,987
2017 年 1 月～4 月 15 日	100,916	655,484	756,400
増加数（増加率）			95,413（14%）

② 全税目における電子申告の増加数

年度	eFPS	eBIRForms	合　計
2015	3,287,087	6,585,925	9,851,012
2016	4,304,254	13,243,675	17,547,929[11]
増加数（増加率）			7,696,917（78%）

（5）今後の課題：フィリピンの税制改革

① 税務行政の改善

・納税者の区分化

・書式の簡略化

② 加速化かつ包括化された税制改革

・電子インボイス

・電子連携

・POS/CRM[12]

１０－４　韓国の国外金融口座報告制度（Foreign Financial Account Reporting System）

コ・ジュンホ（韓国税務士会）

（1）背景

① 目的

オフショア租税回避及び資本流出から歳入を保護するため。

② 各国の現状

・アメリカ　国外海外銀行及び金融口座報告（FBAR）（1970 年代）

国外不正行為防止法（FACTA）（2010 年 3 月）

・カナダ　国外所得確認書（FIVS）（1998）

・韓国　国外金融口座報告制度（2011 年 6 月）

・日本　国外財産調書制度（2014 年）

（2）制度の概要

① 提出義務者は、所得税法第 1 条の 2 に規定される居住者及び内国法人である。

・居住者　居住者及び韓国内に 183 日以上居住する者

・非居住者　183 日以上国外において居住することを通常求められる職業者

・国外居住者　過去 10 年間で 5 年以上韓国の居住者であった者

・二重居住者　国外永住権を有する韓国人で過去 2 年間に 183 日以上韓国に居住した者

[11] 2017 年 8 月 31 日現在（29017 年 1 月から 8 月）の電子申告件数は合計 13,760,454 件である。

[12] ポス・レジの導入にあたっては歳入庁への申請が必要とされている。

・海外サービス　内国法人または内国法人とみなされる法人に完全支配された国外子会社に対する国外サービス

② 報告すべき国外金融口座の種類

・基準　月次資産総額 10 億ウォン（90 万米ドル）超

・債務　国外資産からの国外負債の控除不可

・計算　各月末において国外金融口座にある預金、株式、投資信託、債券、先物オプション、デリバティブ、保険等の合計

＊ 国内の証券会社を通して保有する国外株式は報告対象に含まれない。

③ 国外金融事業所

・国外金融事業所　内国法人により設立された国外事業所

・非国外金融事業所　国外金融法人により設立された国内事業所

＊ 課税年度における国外金融資産総額が前課税年度と変わらない場合であっても海外金融口座報告を行わなければならない。

④ 国金融口座の報告

・報告期間　6 月 1 日から 6 月 30 日

・報告場所　居住者又国内法人を所轄する税務署

・報告方法　文書または国税庁(NTS)のホームタックス・ウェブサイトを通じた電子報告

＊ 海外金融事業所からの国外金融所得は他の国内所得と合算して全世界所得として 5 月に申告しなければならない。それに加えて、国外金融報告書を別途 6 月に提出しなければならない。

⑤ 虚偽の報告をした場合の罰則等

・罰金　報告懈怠または過少報告した金額の 20%以下の金額

・罰金加算　税務署による質問に対して無回答または虚偽の回答をした金額の 20%以下の金額

・刑事罰　2 年以下の投獄、または、報告懈怠若しくは過少報告した金額の 20%以下の罰金、報告懈怠または過少報告した金額が 50 億ウォン（450 万ドル）超のときは、名前の公表

⑥ 修正報告の期限と利点

・期限　税務署により罰せられるまでに修正報告書を提出

・利点　罰金が 70%までの罰金の減額、除外されていた資金についての説明責任がなくなるので罰金加算の適用除外、名前の非公表

⑦ 違反に関する情報提供者

・報償金　賦課された罰金または加算税の 5-15%の報償金（最大 20 億ウォン）

・支払　異議または不服申立てが終了した月の末日から 2 か月以内

・匿名等　匿名または偽名による報告は無報酬

（報告：中西良彦委員）

１１　ソーシャルプログラム　「ガラ・ディナー」

インターナショナル・タックス・カンファレンスの初日の締め括りとして開催されたガラ・ディナーは予定より 30 分遅れでスタートした。音色のよい弦楽奏で迎えられた参加者は、各国ごとにテーブルに着き、ひと時の食事を楽しんだ後、中華人民共和国を先頭にパフォーマンスショーが始まった。

AOTCA マニラ会議の主催者代表の池田隼啓 AOTCA 会長もカンファレンス開会の挨拶の緊張した顔から徐々にくつろいだ顔になり、インドネシアのパフォーマンスでは神津信一日本税理士会連合会会長と一緒に舞台に上がりショーを一段と盛り上げた。

日本は 4 番目に法被姿で登場し、開催国フィリピンの歌手フレディー・アギラが自作自演でヒットした“ANAK（息子）”と高橋真梨子の“for　You”の 2 曲を歌った。“ANAK”は、日本では杉田二郎や加藤登紀子のカバー曲として知られており、歌の途中からは会場全体での大合唱が始まり、ショーは最高潮に達した。

一体となった会場は､次のベトナムによるパフォーマンスでは会場全体に大きな一つの輪ができ、最後を飾ったフィリピンのヒップホップダンスでは若い人を中心に多くの参加者が踊り、壇上では各国からの参加者が軽快なリズムに合わせて踊っていたのが印象的であった。AOTCA 会議の参加者が一つになったところで終宴を迎えたが、終わった後も会場内では各国・地域の参加者が深夜に至るまで語り合い、乾杯を繰り返す姿が見られた。

冒頭の池田会長による挨拶の中に「この会議の目的の一つは参加者の懇親を深めることである」とあったが、その言葉を実践するかのように、若い人達を中心に多数の参加者が各国のパフォーマンスショーを盛り上げ、一つになったエネルギーは来年モンゴルで開催される AOTCA 会議にしっかりと引き継がれるとともに、これからの AOTCA 会議の未来に大きな期待を抱かせるガラ・ディナーであった。

（報告：末木徳夫委員、大西勉委員）

2018 年 AOTCA ウランバートル会議レポート

Ⅰ　概　要

2018 年 AOTCA ウランバートル会議は、モンゴル税理士会（MACTC）がホスト団体を務め、9 月 12 日から 14 日にかけてウランバートル市にあるシャングリラホテル・ウランバートルにて開催された。同会議には、加盟団体及び地元関係者約 570 人が出席、日本からは国際部構成員等約 40 人が参加した。

12 日の午後、AOTCA 加盟団体の代表者が出席する定時総会が開催され、2019 年事業計画及び予算等の審議のほか、役員の改選等が行われ、2 期 4 年にわたり会長として AOTCA を牽引してきた池田隼啓日税連顧問が退任し、会長代理であったユーニー・ペレス氏（フィリピン税務協会）が女性で初めて会長に就任した。事務総長、財務担当役員、専門委員会委員長は留任し、池田日税連顧問は AOTCA 名誉顧問に選任された。

13 日に開催されたインターナショナルタックス・カンファレンスでは、「BEPS 後の新たな一般的租税回避否認規定（GAAR）の実施に向けて」をメインテーマとし、日税連国際税務情報研究会の中里実会長が「GAAR の歴史と理論、BEPS 後の新たな展開」をテーマとするセッションにおいて、GAAR の法制化の危険な側面についてプレゼンテーションを行った。また、田尻吉正 AOTCA 事務総長が、国際税務情報研究会による AOTCA 加盟団体を対象として行った税務専門家制度の概要に関するアンケートの調査結果について報告した。

≪AOTCA 関係者プログラム≫

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
9/12（水）	09:00-10:00	グローバル・タックスアドバイザー・プラットフォーム会議	AOTCA 会長及び役員
	10:00-10:30	記者会見	AOTCA 会長及び MACTC 会長
	09:00-11:00	専門委員会	AOTCA 専門委員
	10:00-11:00	監事会	監事、財務部長、事務局
	11:00-12:30	役員会	AOTCA 役員
	14:00-17:00	定時総会	AOTCA 会長及び加盟団体代表者
	19:00-22:00	VIP レセプション	AOTCA 会長及び加盟団体代表者
9/13（木）	08:30-17:20	インターナショナル・タックス・カンファレンス	
	19:00-22:00	ガラ・ディナー	

≪インターナショナルタックス・カンファレンスプログラム≫

月日	時間	プログラム／スピーカー
9/13（木）	07:30	受付開始
	08:30	オープニング・セレモニー
	08:45	来賓挨拶　財務大臣 Mr. Khurelbaatar Chimid
	09:00	開会挨拶　AOTCA 会長　池田隼啓
	09:15	講演「モンゴルの税制の発展と改革」モンゴル税理士会会長　アルタンザヤ・グンセン

	09:30-10:50	**パネル 1：GAAR の歴史と理論、BEPS 後の新たな展開** モデレーター：モンゴル国税庁総務部長 Enkhjavkhlan Tseyen ・「GAAR の歴史と BEPS との関係」西オーストラリア大学教授 リチャード・クレバー ・「GAAR の法制化の危険な側面：戦前ドイツの事例」東京大学大学院教授 中里 実 ・「GAARs～実務家の見解」香港税務学会 デビッド・スミス ・「西アフリカにおける GAARs～歴史、理論、BEPS 後の展開」 西アフリカ租税協会連合(WAUTI)会長 ニイ・アイ・アリーテイ
	10:50-11:10	コーヒーブレイク
	11:10-12:45	**パネル 2：GAAR：居住国及び源泉国の相違点** モデレーター：国家戦略研究所 CEO Munkhsoyol Baatarjav ・「GAAR、デジタルエコノミーにおける法的精神と非課税所得」 イタリア・リンクキャンパス大学教授、CFE 会長 ピエルジョルジョ・バレンテ ・「中国の GAAR 概要」中国注冊税務師協会 ウェンディ・グオ ・「モンゴルの税制改革」モンゴル財務省租税政策課長 Telmuun Byambaragchaa ・「インドネシアにおける GAAR の発展」インドネシア税理士会 ラストン・タンブナン ・「ベトナムにおける GAAR の発展」ベトナム税理士会 ファン・ブウ・ホン
	12:45-14:00	ランチ
	14:00-15:20	**パネル 3：GAAR と納税者の権利** モデレーター：AOTCA 名誉顧問 トーマス・リー ・「納税者の権利を支える税務専門家」CFE 顧問、AOTCA 顧問 ジリ・ニコバール ・「台湾における BEPS と GAAR の発展」台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会 ステファン・ファン ・「マレーシアにおける GAARs と納税者の権利」マレーシア勅許租税協会チョウ・チー・イェン ・「GAAR～オーストラリアの現状」オーストラリア全国会計士協会 トニー・グレコ
	15:20-15:40	コーヒーブレイク
	15:40-17:00	**パネル 4：租税回避対策事例と GAAR の発展** モデレーター：モンゴル税理士会 Khishignemekh Regzedmaa ・「香港における GAAR と移転価格税制」香港公認会計師公会 アンソニー・タム ・「モンゴルにおける GAAR の発展」モンゴル税理士会 Tungalagmaa Khuajin ・「シンガポールにおける租税回避規定」シンガポール税理士会 チュン・シム・シュウ・ムン ・「フィリピンの税制改革と GAAR の発展」AOTCA 会長代理 ユーニー・マリー・ペレス
	17:00-17:15	「AOTCA 加盟各国における税務専門家制度に関する調査について」AOTCA 事務総長 田尻吉正
	17:15-17:20	閉会挨拶 ウランバートル会議実行委員長 アマバヤスガラン・タミール

以下、国際部委員による各セッションの報告を掲載する。

Ⅱ　セッション報告

特別講演「モンゴルの税制の発展と改革」

モンゴル税理士会会長　アルタンザヤ・グンセン

I.　はじめに

ホスト団体であるモンゴル税理士会、アルタンザヤ・グンセン会長より、本日のカンファレンスの開催において、尽力いただいた多くの方々への感謝の挨拶がなされた後、幾つかの統計情報等に係る報告が行われた。

II.　モンゴル経済に関する重要な指標

モンゴルの GDP は世界で 115 位に位置し、投資家保護の点に関しては 26 位に、また、事業環境の点においては 36 位に位置する。また、海外からの直接投資については、鉱業関係投資が多くのウエートを占める。

III.　モンゴルの略史と税制

モンゴルの歴史は、209 年の匈奴帝国に始まり 1206 年のチンギス・ハンによるモンゴル帝国の建国にいたる。古代より多くの税制があったが、このモンゴル帝国における税制がモンゴルの税制のスタートといえる。

研究によれば、モンゴル税制は以下の 5 つのフェーズに分類される。

1．1690 年までのモンゴル帝国時の税制、2．1690～1910 年の満州族清朝支配下の税制、3．1910～1920 年のボグト・ハーン大モンゴル国時の税制、4．1920～1990 年の社会主義体制下の税制、5．1990 年以降の民主主義体制下の税制である。

このうちモンゴル帝国以後の税制について説明する。

IV.　モンゴル税制 3 つの段階の変化

モンゴル税制の変化については、1．伝統的経済下の税制、2．社会主義中央計画経済下の税制、3．民主主義市場経済下の税制に分けられる。重要なパラメータとして、この 3 つの段階における税制の変化は、経済に大きく寄与したが、各段階の共通点としては、税の徴収が強制的かつ義務であることであった。

市場経済転換後の税制改革により、現在の税制の基盤となるものができあがった。1991 年に市場経済に移行し、新しい税制環境が整えられた。政府は、国の富を築くという点に目標を置いて新しい近代的な税制の確立のために抜本的な改革を行った。1992 年に新しい税制の導入が行われ、5 つの基本的な税制の柱を創設した。これが、近代税制の基盤となった。

徴税においては、申告納税制度をとり、既に 10 年以上が経過している。その中において、税理士制度も重要性を増していった。

V.　財政にかかる幾つかの要素

GDP については、数年前までは大きな伸びを示していたが、ここ数年はその伸びが大きく低下している。また、租税負担率については 20%後半から前半の状況が 2015 年まで続いたが、2016 年以降は 19%台で推移している。

各税目の収入については、直接税中心として推移してきたが、2000 年頃より間接税の比重が直接税よりも大きくなってきている。また、直接税における法人税、個人所得税の比率に

おいて法人税の比率がかなり低下してきている。

VI.　モンゴルにおける税制改革と発展の重要な側面

モンゴルでは 2012～2016 年に大きく税制改革を行い、その後も新たな税制改革が継続している。2015 年には、付加価値税が再検討されるとともに、国会において承認され、2016 年より施行された。新しい税法についての、大きな改革であった。それぞれの税制改革は、1. 税制を公平にすること、2. 国際的標準に合致する税制とすること、3. 様々なモンゴルへの投資環境を良好にすること、4. 納税者にとって良い環境とすることが目的である。

（報告：尾崎秀明委員）

ﾊﾟﾈﾙ１　GAAR の歴史と理論、BEPS 後の新たな展開

〇モデレーター：モンゴル国税庁総務部長　Enkhjavkhlan Tseyen
〇スピーカー：西オーストラリア大学教授　リチャード・クレバー
東京大学大学院教授　中里実
香港税務学会　デビッド・スミス
WAUTI 会長　ニイ・アイ・アリーティ

１－１　GAAR の歴史と BEPS との関係

リチャード・クレバー（西オーストラリア大学教授）

I.　はじめに

AOTCA ウランバートル会議の開催に感謝するとともに、最初のスピーカーとして、このセッションの導入部を担当するにあたり、幾つかポイントを押さえておきたい。

II.　GAAR の歴史

GAAR（General Anti-Avoidance Rule：一般的租税回避否認規定）は、1879 年にニュージーランドにおいて、固定資産税に関して初めて適用された。所得税への適用は 1891 年である。また、1913 年から 1918 年にかけて、多くの欧米諸国において所得税に対し GAAR が導入されることになった。オーストラリアはすでに 50 年以上も GAAR を適用しているが、その間、多くの問題に直面した経験を基に、GAAR の改正を 1981 年に実施している。

オーストラリアの先例がモデルとなり、カナダや南アフリカ、やがて、イギリスやアメリカも GAAR を採用するようになった。それらの諸国が提言を重ねていくにつれ、GAAR は普及することとなった。

その後、リーマンショックが世界的な金融危機を引き起こすことになり、OECD が様々な提言を行なった。また、BEPS の影響も注視せざるを得ない状態となった。この 5～10 年ほどで、さらに GAAR を採用する国が増加してきている。

III. GAAR とは何か

GAAR には考え得る限りの様々なバリエーションがあるが、形式や言語が異なっても多くの GAAR には幾つかの共通点がある。それは、租税回避を阻止するのが重要な目的であることと、租税回避の手法を収入金額の最小化、控除額増大化、税額控除増大化、課税時期の変更等とすることである。

IV. GAAR の適用事例

GAAR の適用事例として有名なものとしては、カナダにおける Canada Trustco Mortgage（CT）社の事例がある。

裁判所が、ある取引について GAAR の適用を認めるか否かは、その取引が、租税回避を目的とした取引であるか、通常では想定されないようなスキーム、又は、通常行われる合理的な取引とはかけ離れたスキームによる取引の結果として租税回避が成立しているかを検討して判断される。

CT 社から融資を受けようとした Transamerica Leasing（TLI）社は、加速償却を利用できるほどの利益がなかったので、所有する全車両を CT 社に売却しリースバックするスキームを組んだ。カナダの税務当局は、この取引を CT 社によるファイナンス・リースではなく TLI 社に対する融資であるとみなし、GAAR を適用して CT 社の償却費を否認した。それに対し、カナダ連邦最高裁は、この事案における GAAR の適用を否認した。

あらゆる想定しうるケースを前提として税法を構築するのが理想であるが、想定外の取引が行われる場合が必ず起こる。そのような場合、税務当局の GAAR の適用を認めるか、あるいは、法そのものの改正をすべきなのかについては、検討が必要である。

V. GAAR の利点と問題点

全ての取引、全ての可能性を網羅的に想定することは不可能である。GAAR のデメリットは、全ての納税者に対して適用できるものではないため、不公平であるということである。同じ取引をした場合に、高額の税負担をする会社もあれば、税負担を免れる会社もあり得る。適切に機能したとしても、特定事例にのみ適用されるということが、GAAR の抱える問題である。

さらに、最も重要なのは、濫用可能性、つまり税務当局が租税法規によらずに、GAAR を適用して自由に課税することができてしまうという点である。それを防ぐため、イギリスやオーストラリアでは GAAR の検討委員会を設置している。GAAR の適用については、検討委員会での承認を必須要件とすることにより、法の支配に関する懸念に対応し、公平性を担保しているのである。

VI. GAAR と国際課税

GAAR は国際的な取引においてどう適用されるのかという問題がある。具体的に問題となるのは、GAAR と国際条約等との関連性である。

例えば、租税条約が、非居住者との取引におけるキャピタル・ゲインの課税権に関して、源泉国の納税者と非居住者との取引であるときと、この取引に別の非居住者が介在するときとで源泉国の課税当局が異なる課税権を与えられている場合がある。このような場合に、後者の取引についても GAAR を適用して前者と同様に源泉国が課税権を行使することが可能かという問題である。

租税条約よりも GAAR を優先して適用できるかどうかに関しては、まだ結論が出ていない。あらゆる国の間で GAAR が法定されているわけではないからである。

アジアでは、数か国が非居住者に対して租税条約に優先して GAAR を適用している例がある。しかし、それらの国の課税当局は非居住者に対して課税することができず、租税条約の適用を

受けない居住者である納税者に対して課税しているのが実情である。また、このような課税を受けた納税者がその適用に対して訴訟提起した例はない。しかし、政府が、各取引が国内取引だからという理由で、租税条約を適用しない場合があることが法的に正しいかどうかはまだ明らかではない。

VII. モンゴルにおける GAAR

最後に、モンゴルの事例について言及する。モンゴルは GAAR を法制化しようとしているが、その際に留意すべき点がある。モンゴルは IMF モデルを検討しているが、IMF モデルは、所得課税をベースにしている。所得課税における「租税便益(tax benefit)」は、VAT にそのまま適用できるものではない。しかし、VAT が、モンゴルにおいては最も重要な税である。

そもそも適用するモデルが違うことを考慮し、法制化にあたってはある程度の修正が必要である。したがって、どの部分で GAAR を使うかを検討しなければならない。

（報告：丸岡美穂委員）

１－２　GAAR の法制化の危険な側面：戦前ドイツの事例

中里実　（東京大学大学院教授）

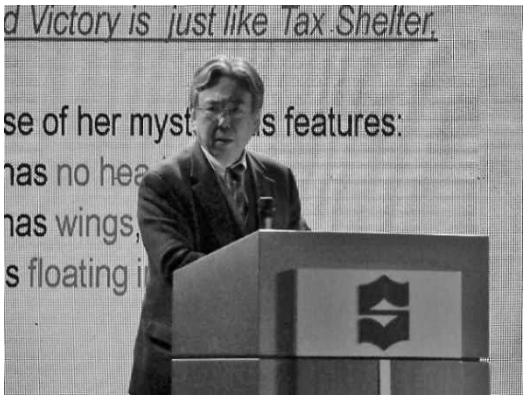

パリ・ルーブル美術館のニケ「サモトラケの翼のある勝利の女神像」は常なる勝利を象徴している。これは、租税回避者が長期的に常に勝利していることに似ている。

税負担を軽減しようとする企業の技術と能力、特に租税回避スキームを開発しようとする行為には、実に驚くべきものがある。だからこそ、租税回避を図る納税者をニケ、すなわち「サモトラケの翼のある女神」に例えたのである。

タックスシェルターの蔓延が、（イ）政府収入の損失、（ロ）公共財提供の低下、（ハ）私的政府の出現、（ニ）私的政府による革命という流れになることは、歴史が物語っている。

日本においては、西暦 645 年「大化の改新」で随王朝及び唐王朝の租庸調が導入された。租庸調制度の下では貴族は税を免除されていた。貴族は農地を非課税の荘園として所有できるため、武士は新たに開墾した農地を貴族に寄進し、見返りとして管理料を受け取った。これは古代におけるタックスシェルターの事例といえる。荘園は実際には武士が支配しており、帰属に対する管理料の支払いはあまりなかった。武士が勢力を強める一方、京都の朝廷は衰退していった結果、西暦 1192 年、鎌倉幕府が成立した。

古代中国においては、塩税があった。最適課税理論によると、必需品への課税は市場の決定を歪めないため効率的な税収を見込めるとする。しかしながら人々は塩税を免れるため、塩の入手方法を変える努力をした結果、巨大なブラックマーケットが発達することになり、そこから塩密売人集団が生まれた。結果的には、彼らが政府を転覆させることとなった（907 年）。

ドイツにおいては、第一次世界大戦後、復興のために歳入を増やす目的で 1919 年ライヒ租税法が制定された。同法では経済的観察法（実質優先主義）が採用された。これは税法規の解釈にあたっては、その目的、経済的意義、及び諸事情の変遷を考慮しなければならないとするものである。同法第 5 条第 1 項は「民法の形式及び形成可能性を濫用することにより、納税義務を回避又は減少することはできない」と規定し、典型的な GAAR といえる。

また、1933 年のナチス政権成立後、1934 年に租税調整法が制定され、第 1 条は、「(1) 租税法

規は国家社会主義思想にしたがって解釈されるべきである。(2) 国民の信条、租税法規の目的及び経済的重要性並びに諸事情の変遷が考慮されなければならない。(3) 事実調査においても上記が適用される。」と述べる。

この条文は、ナチス時代における税務当局に都合が良い恣意的な税法規解釈の究極的基盤となった。これに基づき連邦最高租税裁判所は、納税者にわずかな租税上の利益をもたらした取引にまでGAARの適用を認めるといった踏み込んだ判決を下した。

このように、GAARには運用面で危険性がつきまとうことを否定できない。

（報告：小倉毅副部長）

１－３　GAAR～実務家の見解

デビッド・スミス（香港税務学会）

I.　GAARの最近の発展－最新の動向

近年、世界的な傾向としてGAAR（一般的租税回避否認規定）の導入が世界的に広がっている。EUでは、GAARの導入等に関する勧告（欧州委員会2012年12月6日）が出されている。また、2013年にイギリスにおいてGAARが導入された[1]。

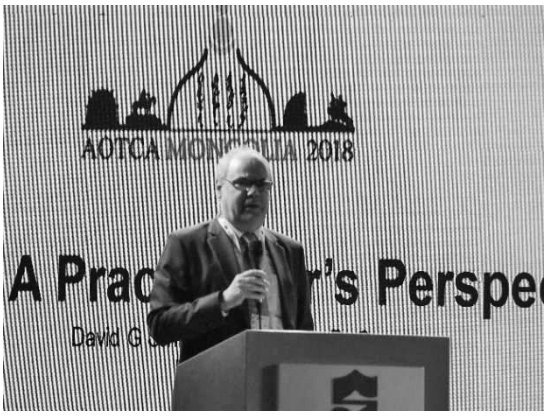

さらに、2012年のイギリスでのスターバックス事件に始まる、G8、G20諸国におけるアマゾン、グーグル、アップル、フェイスブック等の国際的租税回避に対する非難が起き、課税も行われている。

このような状況を受けて、世界的にGAARの導入及びその適用強化の動きが広まっているようである。

II.　GAAR適用増加に対する懸念

大規模多国籍企業による国際的租税回避策は、外見上（あるいは実定法上において）は、合法であるが、それによって各国の税収が失われているのも事実である。課税の公平の見地からすれば大きな問題であり、既存の税法で対処できない場合においては、GAARを適用する合理性があるといえるかもしれない。しかし、GAARの適用は、租税法律主義に基づく納税者による法の予見可能性の見地からは、問題があるということも可能であろう。

GAARの適用における問題点としては、その他に、その影響力が大きいこと、租税法律主義の下における税務当局の裁量権の拡大につながりやすいこと等があげられる。したがって、GAARの適用は、一般的な法の趣旨や適用を超えたアグレッシブなタックスプランニングによる租税回避に対する「最後の手段（Last Resort）」として適用されるべきであろう。GAARが一般的な税法解釈に優先すべきものであってはならない。

租税回避目的のアグレッシブなタックスプランニングと税法の立法、解釈及び適用との競争は終わりがなく果てしなく続く性質がある。しかし、租税回避否認のためにGAARを適用する場合の諸制度や法の濫用に関する範囲の明確化に関しては、矛盾する面がある。すなわち、事前に範囲が明確化されなければ納税者の予見可能性が妨げられ、租税法律主義に反するといえるが、逆に、事前に示された範囲の隙間を狙った新たなタックスプランニングが可能になるといえるからである。また、GAARの適用範囲に関する不確実性の増大により、納税者と税務当局との間の争訟は増加することになる。

[1] 先進国でGAARが導入されていないのは日本だけである。

III.　GAAR に求められること

税務当局が税務執行において公正性を保つことと、納税者である企業が税務において相応の確実性と透明性を保つこととのバランスが求められる。

また、必ずしも、全ての国の税制が GAAR を必要とするとは考えられない。なぜなら、各国の税制がそれぞれ異なるため、ある国で GAAR を適用しなければ課税できないような場合であっても、他の国ではその国の税法規定によって課税できる場合があるからである。

二重課税防止のための条約は重要であるが、アグレッシブなタックスプランニングの手段として使われやすいので、トリーティー・ショッピング（Treaty Shopping）[2]には、適切に対処しなければならない。

また、GAAR の適用においては、その適用が他の法令の適用よりも相応しいのかについての検討が必要である。

さらに、GAAR の適用においては、税務当局の恣意性を排除するために立証責任の所在を明確にするとともに、争訟以外に第三者機関による裁定を行えるような制度整備が必要であろう。このような整備により納税者の不安を軽減することができる。

（報告：浅利昌克委員）

１－４　西アフリカにおける GAARs～歴史、理論、BEPS 後の展開

ニイ・アイ・アリーティ（西アフリカ租税協会連合（WAUTI）会長）

I.　脱税と租税回避

脱税（Tax Evasion）は税法の下で法的に支払い義務のある税金の支払いを、納税者が不正に又は法を犯して回避しようとする場合に生じる。また、租税回避（Tax Avoidance）は、適用される税法の規定の範囲内でありながら、課税額が最も少なくなるように事案を故意に調整することにより、納税者が課税額を減少させるための方法である。

II.　租税回避

「濫用的租税回避」（Aggressive tax planning）は、現行税法の範囲内で課税額が最も少なくなるように、税制の細かい規定を利用したり、税負担を減少させる目的で２つ以上の税制のミスマッチを利用したりすることである。各国は国内の税基盤を保護し、自国からの利益移転を防止する努力を強化し続けている。各国は、濫用的租税回避や類似の租税回避手法による歳入減の対策として、種々の措置を講じ租税回避防止規則を定めている。

III. 濫用的租税回避対策

濫用的租税回避対策としては次のようなものがある。

1.　租税回避に対する司法原則
2.　個別的租税回避否認規定（SAAR）
3.　一般的租税回避否認規定（GAAR）
4.　明確かつ簡潔な税制と効果的な執行

GAAR は、一般的に国の税務当局に権限を付与して、租税便益(tax benefit)を得ること以外に、商業的実態や商業的対価が一切ないと税務当局が判断する取引又は調整に携わる納税者が、

[2] 本来、各種租税条約の適用対象とならない第三国の居住者が、条約の特典を享受する目的で当該条約の一方の締約国に法人を設立すること等によりその国の居住者になりすまし、租税回避行為を行うことをいう。条約漁りとも呼ばれる。

租税便益を得ることを否定する法的規制である。

GAAR は SAAR と異なり、全ての種類の取引や調整、全ての種類の納税者、全ての種類の税金、全ての支払及び収入に適用されることを意図している。

IV. GAAR の必要性

個別的租税回避否認規定（SAAR）は、本質的に列挙的なものであり特定の法律、取引、調整を対象とするものであるがゆえに、複雑で作為的かつ濫用的な租税回避に効果的に対応するには、一般的には不十分であるとみなされる。それに対し、GAAR は SAAR が効果的に対処できない濫用的スキームに対応できる。

V. 西アフリカ（ガーナ）における GAAR

ガーナにおいては、他のアフリカ諸国と同様、OECD の BEPS プロジェクトが開始される以前から、GAAR は所得税法の一部となっている。

その主たる目的は租税当局に権限を付与し、作為的又は仮装とみなされる取引又は調整を否認し、納税者の納税義務を調整し、そのような取引又は調整から発生した租税便益を排除することである。

ガーナにおいては、内国歳入庁長官が対象納税者の税負担につき合理的と判断する額に調整し、取引から直接若しくは間接的に、又はその取引を含む一連の取引によって得られる租税便益を否認し GAAR を適用することができる。

（報告：小倉毅副部長）

１－５　パネルディスカッション

各パネリストによるプレゼンテーション後のディスカッションの内容を紹介する。

- モデレーター：モンゴル国税庁租税政策課課長　エンクジャブクラン・ツェヤェン
- パネリスト：西オーストラリア大学教授　リチャード・クレバー
  東京大学大学院教授　中里　実
  PwC 香港シニアアドバイザー　デビッド・スミス

- モデレーター

これから、パネルディスカッションを始めます。スピーカーのみなさんから GAAR の制度上の問題点、歴史的な背景を話していただきました。税務当局が GAAR を剣として使おうとする場合があるということ、中里教授からの人々の感情や行動を考えることが大切であり、最悪なのは争うことであるというお話、スミスさんからは実務家の観点からのお話をお聞きしました。

2018 年 9 月、私はソウルでの International Fiscal Association の会議に参加しました。そのトピックの 1 つが GAAR でした。100 か国以上、1,000 人以上の人により GAAR について議論がなされました。GAAR を納税者の視点から議論し、不合理な適用から納税者の権利保護をどう確保するかが検討されました。税務当局による GAAR の一方的な適用は、税務当局と納税者との間に争いが生まれることにつながるのです。

私は、現在、課税当局におりますが、本日は、モデレーターとして話をしています。GAAR

の歴史と理論、納税者の見解、GAAR のデメリット等については様々な意見、見解がおありだと思います。そこで私からプレゼンターの方に質問をしたいと思います。

クレバー教授、GAAR を盾として使うという話がありましたが、もう少し詳しく事例を紹介していただけませんか。

- クレバー教授

オーストラリアや他の国でも、高等裁判所、最高裁判所が GAAR の適用を認めた例があります。また、各国の税務当局が GAAR を適用した例も沢山あります。

納税者は、税務当局や GAAR を想定しない状態で取引をします。例えば、グループ内法人間で損失の移転を行うとか、創出した価値を既存の会社から新しい会社に移転するとか、税法の想定外の取引を行うというようなことです。税務当局は、それらの効果を減殺するために GAAR を適用するわけです。

GAAR は、利益を享受した納税者にのみ適用できます。しかし、一般の納税者は自分に GAAR の適用があるのか、あるいは、ある投資が GAAR の対象となるのか解りません。そこに税法上の不確実性が生じます。

オーストラリアにおいては、課税当局が GAAR 適用について訴訟でその処分が認められた場合であっても、その後で税法自体を修正しています。税法の問題点を修正するわけです。言い換えると、GAAR だけでは問題解決にならないということです。

また、GAAR を全ての納税者に対して適用することは不可能です。GAAR は特定の事例について、特定の納税者に対してのみ適用可能なものです。普遍的に適用するためには新たな租税法規が必要です。

- モデレーター

中里教授に質問です。ドイツの例を報告されましたが、日本は独自の GAAR を導入するのでしょうか。現在、アマゾンや IBM 等の外資が入ってきていますが、クロスボーダー取引に課税する際に何か新たな方法を考えるのでしょうか。

- 中里教授

私は、政府税制調査会会長ですから、公的な見解は言えません。しかし、私見ですが、今のところ GAAR の国内法への導入や、特定事例への適用はありません。

コモンローの国、つまり、判例法の国では（GAAR を採用することが）いいかもしれません。しかし、大陸法の国においては、行政権が非常に強く、GAAR の導入は好まれないのではないかと考えます。

事前のメールのやり取りで、一般的否認規定を置くかどうか、また個別的否認規定を置くかどうかと質問されましたが、段階的に適用範囲を絞った個別否認規定（TAAR、Target Anti Avoidance Rule）を蓄積していく方が、より納税者にとって受け入れやすいのではないかと考えています。長期的に見た場合、GAAR が与えられると税務当局がアグレッシブなタックスプランニングのスキームに対する研究をしなくなるのではないかと思うのです。逆に、TAAR の適用については、税務当局がきちんと研究するでしょうから、こちらの方がいいと考えています。

- モデレーター

TAAR という用語が中里教授から出てきましたが、GAAR、SAAR と併せ、TAAR という用語が、今後、イギリスや日本で登場してくるのではないかと思います。

スミスさん、香港はアジアで初めて GAAR の条項を導入しましたが、香港で早期（1986 年）に導入した理由と、GAAR の法規制によってどういった動きがあったかについてお話しいただけますか。

- スミス氏

香港が GAAR を導入した理由は、実務的に必要であったからです。アカデミックな理論的

理由があったのではありません。香港とオーストラリアでは並行的に動いた面もあります。どちらにも GAAR はありましたが、裁判所において否認され、あまり効果を出さなかったという経緯があります。したがって、もっと強力な否認規定が必要だと考えられたのです。

オーストラリアにおける一般的否認規定の適用範囲に関しては、かつて、狭く解釈されていました。1970～1980 年代、裁判所は納税者に有利な解釈をしていたのです。税務当局に否認されて裁判になった場合は、ほとんど納税者が勝訴しました。そうした経緯から、オーストラリアでは包括的な GAAR が法定化され、香港もこれにならうことになったのです。

GAAR が規定されても運用面では広い解釈ができるため、逆に対応、解釈に困る面が出てきました。最初の適用例では納税者が勝訴しています。その後の裁判例でも、ほとんど納税者が勝訴しています。しかし、その後、課税当局の勝訴例が出てくると、それを先例として、税務当局がさらに強力に GAAR の適用を行うようになってきました。結果的に、税務当局は、自由に使えるツールを持ったと考えるようになり、このツールを用いて処分をし、裁判での勝訴を期待するようになったのです。

- モデレーター

  会場からの質問はありませんか。

- 会場からの質問者①

  スミスさんへの質問です。全ての国で GAAR が必要というわけではないという話をされましたが、その点について詳しくお話しいただけますか。確かに、GAAR により税法上の不確実な状況が生じると思いますが、特に、どのようなに国に GAAR は必要ないとお考えなのでしょうか。

- スミス氏

  税法を適用する上で、司法上の解釈を行う国、例えば、イギリス、アメリカ、オーストラリア、それ以外の欧州の国ですが、これらでは、課税処分に納税者が同意しない場合は、裁判に持ち込まれることになります。裁判所において法が解釈適用され、判決が下されます。このような国では、裁判所自体が税法の解釈では判断をできない場合、あるいは事例が法の趣旨に反するにもかかわらず、納税者に有利な結論が出てしまうような場合には GAAR が必要であると思います。

  しかし、制度として裁判所で税務争訟が解決されないところ、すなわち、税務における紛争において税務当局の主張が常に通ってしまうような国においては、税務当局における実務的観点から必ずしも GAAR の適用は、必要性がないと考えます。むしろ、多くのアジア諸国においては、全く税務訴訟がないこと自体が問題であると思います。

- モデレーター

  他にありませんか。

- 会場からの質問者②

  GAAR は、税理士にとっては解決策を提供しなければならないという意味で仕事面では良いかも知れません。しかし、GAAR による不確定要素の増加は、納税者にとって、良くないですね。税制は、あらかじめ納税者の予測可能性が保障されるべきですから、納税者全員に公平で明確なルールが望ましいと思います。

- モデレーター

  クレバー教授、お願いします。

- クレバー教授

  全ての納税者に対して、公平性や租税回避について同じように判断することは難しいと考えます。税制は国民一般に適用されるものなので、現実的には、全ての人に公平な法律や法律の解釈、執行は難しいです。

  しかし、税法がどのように適用されるかについて、立法時には解らないものもあります。

納税者は、あらかじめ解るルールがあれば、それに基づいて行動することになるでしょう。GAAR よりも明確な規定があることにより、納税者の本来の動機が何か、取引はどう行われ、どう判断されるべきか等について、全員に適用されるルールがあるのが望ましいと考えます。

また、他のパネリストから、コモンローの国とそれ以外で違いがあるという意見がありましたが、私は、そう考えません。イギリスとアイルランドの最高裁判所においては、コモンローと制定法とを組み合わせていると思うからです。他のヨーロッパ諸国も同様だと考えます。

（報告：小倉毅副部長）

ﾊﾟﾈﾙ２　「GAAR：居住国及び源泉国の相違点」

〇モデレーター：国家戦略研究所 CEO　Munkhsoyol Baatarjav
〇スピーカー：CFE 会長　ピエルジョルジョ・バレンテ
中国注冊税務師協会　ウェンディ・グオ
モンゴル財務省租税政策課長　Telmuun Byambaragchaa
インドネシア税理士会　ラストン・タンブナン
ベトナム税理士会　ファン・ブウ・ホン

２－１　GAAR、デジタルエコノミーにおける法的精神と非課税所得

ピエルジョルジョ・バレンテ（CFE 会長、イタリア・リンクキャンパス大学教授）

I.　はじめに

グローバリゼーション、デジタル化、各国税制の違いが結果として法人税の課税回避を招くようになった。これに対して OECD や EU などは統合的な取組に効果的に透明性を確保しようとしている。これには国単位の取組と多国間の取組とがある。

II.　GAAR と租税回避

1.　IMF による GAAR の定義

GAAR は、通常の税法の条項と条文解釈には準拠しているものの、容認できない節税慣行を無効化する目的で税務当局が最後の手段として依拠する規定である。GAAR は、通常であれば合法ではあるが納税者による税法の悪用、濫用によって、税法の趣旨に反する方法で実施される行為を無効化することを狙いとしている。

2.　租税回避についての認識と GAAR の使命

租税回避という用語は、それぞれの人によって解釈が異なる。GAAR に課された使命は相当に複雑で、GAAR 作成に係る立法関係者の職務は非常に難しいものである。

III. 租税回避と脱税

1.　租税回避

租税回避とは合法的な範囲における租税負担の減額を目指すものである。租税回避が、常に成功するとは限らないが、合法的な行為であるのに対し、脱税は常に違法である。

2.　脱税

脱税とは、税務当局に報告すべき全ての事実関係を報告しないことによる租税負担の減額で

ある。脱税事案に関しては、刑事罰が適用される。

3. 脱税の認定基準

法の趣旨に反すること、実質よりも形式を重視していること、そして、法律の形式的な解釈のみを採用し、その背後にある立法趣旨を無視していることなどが要素として考えられる。

税法条文が膨大になり、複雑化するにつれて、脱税に利用されかねない隙間や抜け穴も増加する。また、税法規定の不確定性も脱税の誘因となりうる。

IV. 法の精神と OECD のガイドライン

1. OECD のガイドライン

OECD の多国籍企業向けガイドラインでは事業を行っている国の法律の条文及びその精神を遵守することを推奨している。加えて、ガイドラインは、企業に対して、「税務ガバナンスと税務コンプライアンス監督体制をより広範なリスクマネジメント体制の基幹要素として取り扱うべきである。特に、企業の取締役会は、税務に関連する財務、監督、世評リスクを明確にし、その評価を保障する税務リスクマネジメント戦略を採用しなければならない。」と勧告している。

2. 法の精神の遵守

OECD のガイドラインは、法の精神の遵守について、立法の趣旨を把握して守ることであるとし、企業はそのような解釈に基づいて税法上要求される金額を超えた金額を納税する義務はないとする。

税務における法の精神が強調されていることの背景には、税源浸食と利益移転（BEPS）に対する世界的な厳しい取締があるようである

3. 多国籍企業が法の精神を遵守するための条件

立法者には、立法の意図を決定するために合理的な手段を用いること、具体的には、一般的目的、具体的内容、経緯が明らかにされた立法が求められる。他方、多国籍企業は、条文の文言及び立法過程に照らし、法の趣旨に沿って租税法規の解釈を行わなければならない。

V. グローバルな相互依存関係

1. グローバル経済における各種主体（当事者とその事業）間の相互依存が、それらの新たな国家からの独立を可能にしてきている。
2. 国家・納税者間の対立の図式が生まれる。主に国家と多国籍企業（厳密には国家を超えた企業）間の対立である。
3. 規則（規制）に内在する属地性は、規制対象となる各種関係のグローバルな性格と直接的に対立する。
4. 現在、議論が進行中の主要なテーマは、①各国の領域から遮断されている「非居住者所得」と、②課税を免れている「無国籍所得」の 2 つである。
5. 4 に掲げたような種類の所得は、現行税制における問題の主因であり、既に対策済みであるか、（短期的又は中期的な）対策の検討対象となっている。

VI. 租税回避法人所得

1. 無国籍所得は、①距離の喪失から派生し、②グローバル経済が産出した、境界のないグローバリゼーションの副産物と思われる。

物性を喪失したマネーの非物質的フローは、その則物的かつ物質的な側面とは全く対照的な現れ方をする。マネーの物質化を強制する抑制条件は既に消滅している。

したがって、無国籍所得の枠組みは、租税における法域や立法府が、従来、関知、監督してきた範囲をはるかに超えている

2.　無国籍所得の概念を一言でいうなら、多国籍企業がその所得と租税における法域とを結びつける要素として機能する空取引又は仮想取引を通じて稼得する所得である。また、プロバイダーの身元確認を許容しないデジタル（サイバー）取引を通じた所得である。これらの所得は、透明な覆いで隠すことが可能な融通無碍の所得を意味する。

VII.　EU 租税回避防止対策指令（The Anti-Tax Avoidance Directive、ATAD）

1.　EU 指令における GAAR は、以下のように規定されている。

①　企業の租税負担を算出する上で加盟国政府は、適用税法の目的を無効化する租税便益の取得を主目的、又は主目的の一つとして設定され、事実関係、関係事由に照らして真正でない単一又は複数のアレンジメント（仕組み）については無視するものとする。

②　①において、単一又は複数のアレンジメントは、経済的現実を反映した妥当な商業上の理由に基づいて設定されていない限り、真正でないものとみなされる。

③　①に準じて単一又は複数のアレンジメントが無視された場合、納税債務は当該国の税法に準拠して算定されるものとする。

2.　EU 指令の性格

このルールは EU では既知のもので、欧州司法裁判所（ECJ）における長年の判例集積を集約したものであり、ECJ の 2 大判例としては、Halifax 事件と Cadburry Schweppes 事件がある。

他方で、加盟国による自国内での GAAR 導入義務が制定されたことは新たな展開である。

（報告：浅見哲委員）

２－２　中国のGAAR概要

ウェンディ・グオ（中国注冊税務師協会）

I.　中国における GAAR の概要

1.　中国における GAAR 制度

①　2008 年：GAAR 導入（法人所得税(CIT)法とその実施規則(2008 年)）

②　2009 年:特別税調整の実施措置(2009 年 2 号通知)

a）租税回避の範囲の明確化

b）GAAR 運営ガイドライン導入

③　2009 年：税務上の非居住者企業（Non-TRE）の持分譲渡所得に対する CIT 課税について(2009 年 698 号通知)

a）間接持分譲渡による租税回避の防止を目的とした GAAR の発動

④　2014 年：GAAR に関する運営措置（2014 年 32 号指令）

a）GAAR 実施に関する包括的ガイダンス

⑤　2015 年：非居住者企業（Non-TRE）の間接財産譲渡に係わる法人所得税の諸問題（2015 年 7 号公告(PN7)）

a）租税回避として認定対象となる間接持分譲渡についての条件の明確化

b）課税ベース確保との保全と外資による直接投資（FDI）誘致との均衡化

⑥　2017 年：非居住者企業（Non-TRE）に対する法人所得税の源泉徴収（2017 年 37 号公告（PN37））

a）源泉地における法人所得税源泉徴収に関する規則の一層の明確化

2. GAAR 適用における主要原則及び措置

GAAR は、個別租税回避防止規則（SAAR）及び租税条約の規定を全て適用した上で、まだ不十分な場合のみ発動されるものであり、GAAR の適用は最終手段（Last Resort）であるべきである。したがって、GAAR 適用までの原則及び手順を以下のように考える。

① 租税回避の特徴

a) 租税便益が唯一の主要な目的であること

b) 形式的コンプライアンスは整っているが、相当の経済的実質を伴わない調整による租税便益を求めていること

c) 一般的な租税回避防止調査の対象分野：税優遇措置の濫用、租税条約の濫用、法人形態の濫用、タックスヘイブンを経由した調整、合理的な事業目的を伴わないその他の調整があること

② 事業目的及び経済的実質

a) 税務当局は、特定の調整が合理的な事業目的と相応の経済的実質の両方を伴うか否かを判定すべく、当該調整について「実質主義の原則」にしたがって以下の項目を調査する。

b) 調査項目とは、形式と実質、契約締結時と契約実行時の違い、アレンジメントの意図、各段階・各部分間の関係、関係者の財政状況の変化、税務上の結果をいう。

③ 調整

a) 調整全体又は一部についての再判断

b) 取引全体の否認

④ 関連する所得、控除、優遇税制又は外国税額控除等についての再判断

3. GAAR 適用手続

税務当局は下記①～④の手続きを 9 か月以内に実施すべきである。

① 適用可能性のある対象案件の選択

a) GAAR 調査開始前に国家税務総局（SAT）の承認が必要である。

② 調査

b) 「税務調査通知」、「税務関連問題通知」を送付する。

c) 立証責任は調査対象企業が負う。

＊ 企業側に 60 日以内の証拠提出義務あり。

d) 関連当事者及びスキームの策定者は調査協力義務を負う。

③ 事案の結論

a) 税額修正については、国家税務総局の承認を得なければならない。

④ 紛争処理

a) 法的救済措置が可能である。

b) GAAR 修正の結果、国内二重課税となった場合は、国家税務総局が調整責任を負う。

c) 外国税務当局とは定められた相互協議手順による協議を行う。

4. GAAR の現状

現在、中国でより多くの法律、規則において GAAR の要素が取り入れ始められている。また、新たに多くの法律、規制の導入の検討が行われつつある。

中国における GAAR が直面する課題としては、GAAR 適用手続が不透明であることと、GAAR 適用に関する統一基準の欠如とがある。なお、現在の GAAR は、クロスボーダー取引に係る法人所得税事案を主な対象としているが、主な事案は間接持分譲渡取引である。

5. 今後の動向

① 将来的な GAAR の重点方針

a) 事例の選定：潜在的な GAAR 事案を特定し、それらを上級税務当局へどのように報

告するか。

b) 特別委員会（専門委員会）：特別委員会（専門委員会）の設立の必要性があるか。設立した場合の人材、責任、関与のタイミング等をどうするか。法的拘束力を持つ裁定を出せるようにするべきか。

c) 立証責任：関係者間での立証責任の配分をどうするか。

d) 租税条約と GAAR：どちらが優先的に適用されるか。

② 間接持分譲渡以外の GAAR 規則にもセーフハーバー・ルール[3]を導入するか否か。

③ 2018 年中国個人所得税（IIT）修正法案

修正法案には、a）合理的な事業目的を伴わない関連当事者取引、b)タックスヘイブンにある外国子会社を利用した租税回避アレンジメントを対象とする GAAR 条項が盛り込まれている。

II. 間接持分譲渡

1. PN 7 号（7 号公告）について

① 背景

PN698 号の適用時における不確定要素があり、合理的な事業目的の判定も難しく、フィードバック・メカニズムの不足のため、規定の改訂も限界があった。

② 目標

「税源浸食と利益移転（BEPS)」プロジェクトを反映し、行政の効率性と税収のバランスを図るとともに、中国の課税ベース確保と外資による直接投資との均衡を図る。

③ アプローチ

セーフハーバー規定、租税条約、ビジネス目的に基づき課税額を自己申告する。

④ 手続

株式移転において譲渡者、譲受者（源泉徴収義務者）が取引を自己申告・納付したものについて、税務当局が調査を行う。

2. 適用範囲

非居住者事業体が中国居住者企業の持分、その他の中国国内財産について、合理的な商業目的を伴わない法人所得税回避のためのスキームの実施を通じて間接譲渡を行う場合、その間接譲渡は、所得税法第 47 条に準拠してその中国居住者企業の持分及びその他の中国国内財産の直接譲渡として認定され課税される。

3. 合理的な事業目的の一般判定基準

合理的な事業目的があるかについては、以下の要素について検討し判断される。

① 譲渡対象となる海外企業の持分価値のうち中国に帰属する部分

② 譲渡対象となる海外企業の資産価値・所得のうち中国に帰属する部分

③ 業務履行及びリスク負担

④ 株主、事業、事業体制が現行の状態となった時期

⑤ 中国国内課税対象財産の間接投資又は譲渡の直接投資又は直接譲渡による代替可能性

⑥ 間接持分譲渡に係わる海外所得税の納付の有無

⑦ 租税条約保護に対する適格性

4. セーフハーバー規定

以下の要件全てに該当する間接譲渡については、合理的な事業目的を伴う間接譲渡と判定される。

① 直接若しくは間接所有権又は共同所有権の 80%超 （外国企業の価値の 50%超が中国国内不動産に帰属する場合は 100%）の譲渡であること

[3] 制定法の規定が概括的な場合に規則等に抵触しないための安全ルール（ガイドライン）をいう。

② 100%の持分譲渡（上場企業の株式を除く。）
③ その間接持分譲渡が、今後の間接譲渡による利益に対する中国の法人所得税の減額要因とならないこと

5. 間接持分移転の状況

2008 年以降 63 件の間接持分移転の事案が公表された。キャピタル・ゲインについての法人所得税課税額は、67 億 4,000 万元超に上っている。1 件当たりの最高課税額は 12 億元であった。

（報告：有銘寛之委員）

２－３　モンゴルの税制改革

Telmuun Byambaragchaa（モンゴル財務省租税政策課長）

I. 税制改革の柱

1. 投資の促進と事業環境の向上
2. 納税者の権利保護
3. 国際水準のベストプラクティス適用
4. 税の透明性確保
5. 税務行政の強化
6. 抜け道を塞ぐこと・不確実性を排除すること

II. 税制改革関連法改正

1. 納税者支援

税法に遵って税務申告と納税の義務を果たしている納税者は、コンプライアンスのコストを引き下げることが可能である。それに対し、租税回避及び脱税行為によって市場において不公正な行為を行う高リスク納税者については、漏れることなく税金の賦課・徴収をすべきである。

2. 税制改革関連法案

一般税法の改正、法人所得税法の改正、個人所得税法の改正、付加価値税法の修正、その他の補完的法律の制定が予定されている。

3. 税制改革ロードマップ

2017 年 10 月に法案が確定し、2018 年 2 月 23 日に法案が公表された。2018 年 3 月以後、国民各層のコメントを取りまとめた上で法案が最終確定し、モンゴル経済フォーラムにおける法案提示後、2018 年 4 月の閣議を経て、2018 年 6 月に議会へ提出された。

意見聴取には、経済界、投資家・国際機関、一般市民、NGO、学識経験者ら 4,790 人が参加した。

2018 年 7～12 月にかけて附則案策定、国内各層への周知・研修が行われ、2019 年 1 月 1 日施行予定である。

III. 投資の促進と事業環境の向上

1. 税制の簡素化　　売上額が 5,000 万トゥグルグ（MNT）未満の納税者、並びに VAT 非課税業者の場合、年に一度の申告により総売上額の 1%の税額を支払う方式を選択できる[4]。
2. 所得税申告回数の削減　　所得が 60 億 MNT 未満の納税者は四半期毎でなく、半期毎に所

[4] VAT の標準税率は、10%（軽減税率あり。）であり、2015 年 12 月 31 日以前の事業者登録基準は、1,000 万 MNT 以上とされていた。なお、VAT インボイスには、くじがついている。

得申告を行う方式を選択できる。

3. 二重課税の排除　モンゴル居住納税者に外国税額控除を認める。
4. 控除可能支出拡大　控除可能支出の個別項目指定方式を廃止し、認定基準を満たす全支出を控除可能とする。
5. 償却期間の短縮　建物の減価償却期間を 40 年から 25 年に短縮する。
6. 源泉所得税率引下げ　公開株式・債券の配当及び利子に係る源泉所得税率を 20%から 5%に引き下げる。
7. 課税仕入れ対象資産の拡大　設備投資に係る VAT を仕入税額控除の対象とする。
8. 金融所得に係る源泉所得税率引下げ　銀行の金融資産所得に係る源泉所得税率を 10%から 5%に引き下げる。

IV. 納税者の権利保護

1. 納税者による所得申告上の記載ミス防止　所得税申告上の単純記載ミスが発見された場合、納税者に通知し、2 日間の訂正期間内に訂正することを認める。
2. 所得申告における申告誤りの訂正　所得税申告における申告誤りについては 1 年以内に限り訂正を認める。
3. 滞納税の納付への対応　納税者（企業を含む。）の経営状況が困難な場合、滞納税の納付期限を 24 か月まで延長することを可能とする。
4. 過大納付税額の還付
5. 税務調査官の責任強化

V. 国際水準のベストプラクティス導入

1. BEPS における最低基準の導入
2. 税の透明性及び税務目的の情報交換に関するグローバル・フォーラム標準に基づく自動及び個別要請に応じた国際的税務情報交換制度の導入
3. 恒久的施設に関する条文の近代化
4. 過大支払利子税制の導入
5. 簡素化された CFC 税制（外国子会社合算税制）の導入

VI. 税制の透明化

1. EU 行動規範上で要件とされる基準の遵守
2. 税の透明性及び税務目的の情報交換に関するグローバル・フォーラム標準の導入
3. 150 か国との情報交換を可能とする法制環境の整備と維持
4. 関連当事者データベースの整備
5. 移転価格に関する国別報告書、マスターファイル、ローカルファイルの報告義務の導入

VII. 税務行政能力の強化

1. 税務リスクマネジメント促進と第三者情報収集　税務当局は銀行、その他金融機関の情報に対するアクセスが可能となる。
2. 滞納税金の徴収の増加対策　簡素化された GAAR の導入、高リスク滞納税金の事前徴収、第二次納税義務の導入を行う。
3. 税務紛争手続の改善　税務紛争解決手続が 1 段階から 2 段階となった。また、滞納税金の 10%は争訟前に納付することとなる。

（報告：中西良彦委員）

２－４　インドネシアにおけるGAARの発展

ラストン・タンブナン（インドネシア税理士会）

I.　はじめに

一般的租税回避否認規定（GAAR）は、不当な租税便益税（tax benefit）を得ることを（唯一又は主要な）目的としてなされた取引又は一連の取引について、税務当局がその性格の見直しを行うことを認める国内規定である。このような規定は多くの国の税制に見られ、税法に盛り込まれた明文の規定として、あるいは、その国の裁判官により国内の判例法として形成された法の濫用に関する一般原則として存在する[5]。

現在、インドネシアには、法制化された一般的租税回避否認規定（GAAR）も租税回避否認の法理もないが、個別的租税回避否認規定（SAAR）は存在している。

II.　インドネシアにおける個別的租税回避否認規定（SAAR）

1.　過少資本税制

①　概要

財務大臣は、本法に基づき税額計算上の負債資本比率に関する規則を発行する権限を有する（所得税法第 18 条第 1 項）。

財務大臣規則 169 号（PMK.010/2015）は、過少資本について以下のように述べている。

a)　負債資本比率の上限を 4：1 とする。

b)　負債額と資本額との確定には、平均月末残高を用いる。

c)　負債とは、短期及び長期負債並びに有利子営業債務をいう。

d)　資本には、財務諸表に記載の金額に無利息関連会社借入金を加算するものとする。

e)　負債資本比率 4：1 を超える負債の借入費用を否認する。

i.　資本がゼロ又はマイナスとなっている納税者は、所得税計算の上において、全ての借入コストが否認される。

ii.　借入コストとは、利息、負債に関連する割引及びプレミアム、借入金に関連する付随的な費用、ファイナンス・リースにおける金融費用、保証料及び外貨借入から発生する為替差損益をいう。

②　過少資本税制の適用対象

負債資本比率 4：1 の要件は、インドネシア国内で設立された、又は国内に住所を有する全ての納税者に適用される。ただし、個別の規則に従う事業体（銀行、金融機関、保険及び再保険会社、負債資本比率に関する規定を明示的に含む生産分与契約及び事業契約又は鉱業契約が適用される鉱物、石油、ガス会社、法人所得税の納税義務者である会社、インフラ企業）には適用されない。

2.　移転価格税制

①　概要

国税庁長官は、課税所得の計算の目的上、収入金額及び控除額を関連者間で再配分し、関連者に対する負債を資本とみなして、独立企業間の取引と同等になるように調整する権限を有する。また、独立企業間原則による独立企業間価格の算定は、独立価格比準法、再

[5] Raffaele Russo , *Fundamentals of International Tax Planning*（2007）

販売価格基準法、原価基準法、利益分割法、又は、取引単位営業利益法を用いなければならない（所得税法第 18 条第 3 項）。

独立企業間原則の適用にあたっては、以下の要件が必要である（国税庁長官規則 No. PER-43/PJ/2010）。

a) 比較可能性分析を行い、比較可能性を明らかにすること
b) 最も適切な移転価格算定法を決定すること
c) 比較可能性分析の結果により検証された移転価格算定方法に基づいて、独立企業間原則を適用すること
d) 独立企業間価格又は利益を決定するために用いた各手順を記録すること

② 海外関連会社に関する文書（財務大臣規則 No. 213/PMK.03/2016）

関連会社取引に関して以下の 3 文書の作成義務が定められた。

a) 関連者間取引に関する次の 3 つの文書の作成義務グループに関する全般的な情報を記載したマスターファイル（MF）
b) インドネシア国内の事業に関する個別の情報を記載したローカルファイル（LF）
c) グループ各社の詳細な財務情報及びその他の情報を記載した国別報告書（CbCR）

上記 3 文書の提出義務のある納税者は、2016 年度の法人税確定申告より、各会計年度末から 4 か月以内に MF/LF を作成し（CbCR は 12 か月以内）、提出の準備ができたことを宣言しなければならない。また、納税者は、年次法人税確定申告書に MF/LF の要約を添付し、翌年度の確定申告書に CbCR を添付しなければならない。

③ 海外関連会社文書提出要件

a) MF 及び LF は、納税者が 1 会計年度に以下のいずれかの基準に該当した場合に義務付けられる。
   i. 前年度に関連者間取引があり、会社の総収入が 500 億ルピア（約 372 万米ドル）を超える場合
   ii. 前年度の関連者間の有形資産取引（商品、材料、その他）が 200 億ルピア（約 148 万米ドル）を超える場合
   iii. 前年度の関連者間の無形資産取引（利息、ロイヤルティ、サービス、その他の関連取引）が 50 億ルピア（約 37 万 2,000 米ドル）を超える場合
   iv. インドネシアの法人税率（現行 25%）より法人税率が低い国に所在する関連者と金額を問わず関連者間取引がある場合
b) CbCR は、納税者が 1 会計年度に以下のいずれかの要件に該当した場合に義務付けられる。
   i. インドネシアのグループ企業に適用される連結グループ収入が 11 兆ルピア（約 8 億 1,400 万米ドル）を超える親会社である場合
   ii. 外国親会社の子会社で、CbCR の提出を求められていない場合
   iii. インドネシアと情報交換協定を結んでいない国に所在する場合
   iv. インドネシアの税務署が CbCR を入手できない場合

3. 外国子会社（CFC）税制

① 概要

財務大臣は、インドネシアに所在する納税者が以下のいずれかの要件に該当する非上場の外国事業体への資本参加により得た配当金について、それを所得に合算する時期を決定する権限を有する（所得税法第 18 条第 2 項）。

a) 発行済み株式の 50%以上をインドネシアの企業又は個人が保有している場合
b) 発行済み株式の 50%以上を複数のインドネシア企業が共同で保有している場合

② 外国子会社からの配当の取扱い（財務大臣規則 No. 107 /MK.03/2017）

a) 外国子会社の株式を有するインドネシアの株主は、各年度の外国子会社の利益配分について、実際の配当として株主に分配されない部分についてはみなし配当として、インドネシアの所得税を支払わなければならない。

b) 実際の配当額が前年度のみなし配当額を上回った場合、差額は、実際の配当が支払われた年度に課税される。

③ 外国子会社の所有権に関する基準

外国子会社には間接所有を含み、以下のものは、外国子会社とされる。また、所有権の重層化により子会社に複数の段階がある場合は、各段階で 50%基準が適用される。

a) 1 又は複数のインドネシア納税者が直接所有及び（又は）間接所有する 1 又は複数の外国子会社

b) インドネシア納税者が直接所有及び（又は）間接所有する 1 又は複数の外国子会社

④ 配当とみなされるもの

外国子会社は、法人所得税申告の提出期限から 4 か月後、又は外国子会社の所在国に年次申告義務若しくは申告期限がない場合は、外国子会社の会計年度末から 7 か月後に、株主に配当を行ったとみなされる。

⑤ 外国税額控除

インドネシア納税者が直接所有する外国子会社から実際に受け取った配当に対する支払済み外国所得税を、その外国所得税を支払った、又は源泉徴収された会計年度に控除することを認める。ただし、控除額は、以下のいずれかの額のうち最も少ないものに限る。

a) 該当する租税協定の条項に従って配当に適用される税率に基づいて支払われる外国所得税額

b) 配当額に対する支払済み又は未払いの外国所得税額

c) 配当に対する支払った又は支払うべき配当（過年度分のみなし配当を含む。）に係るインドネシア所得税の総額に、株主のインドネシアにおける課税対象所得の総額（配当及びみなし配当を含む。）に対する配当及びみなし配当の割合を、乗じることにより計算された額

4. 租税条約濫用防止規定

① 居住者証明（Certificate of Domicile）

2017 年 8 月 1 日より、非居住納税者に対する新たな居住者証明が適用されることになった。（国税総局長規則 No. PER-10/PJ/2017）。居住者証明は、従来通り、金融機関向けのものと 非金融機関向けのものの 2 種類であり、有効期間 12 か月である。

非金融機関向け居住者証明は、抜本的に修正され、居住実態を確認する様々な設問が追加された。さらに、非居住納税者がインドネシアにおける配当、利息、ロイヤルティを受領している場合には、新たに受益者であるかどうかの審査をクリアしなければならなくなった。

② 居住者証明書に導入された新たな審査項目

a) 調整又は取引の主要な目的の 1 つは、二重課税防止条約の目標及び目的に反するものであり、条約に基づく恩恵を得ることであるか。

b) 外国事業体の設立には、本質的な経済的動機又は他の正当な理由があるか。

c) 当該事業体は、インドネシアにおいて所得を生じる資産以外に、事業を行うために十分な資産を有するか。

d) 当該事業体は、インドネシアにおいて生じる配当、利息、ロイヤルティを受領する以外の事業活動を行っているか。

③ 受益者が配当、利息、又はロイヤルティを受領する場合

受益者企業の段階においてインドネシアにおける所得が課税対象であるという要件が廃止され、以下の 4 つの審査項目が追加された。

a) 当該事業体は、代理人、ノミニー（Nominee）[6]、又は導管事業体として機能しているか。

b) 当該事業体は、所得、資産、又は所得を生じる権利に対する支配権又は処分権を有するか。

c) 当該事業体は、自己の資産、資本及び（又は）負債に対するリスクを負うか。

d) 当該事業体は、受領した所得を第三国の居住者に譲渡することを当該事業体に義務付ける契約を結んでいないか。

5. 多段階取引防止規定

① 納税者が特定目的会社（SPC）を通して他の事業体から株式又は資産を購入する際、その納税者が SPC の関連会社で、取引価格が公正でない場合、その納税者は取引を行う実質的当事者と見なされうる（所得税法第 18 条(3b)）。

② 以下のような導管会社又は SPC の株式の売却又は譲渡は、インドネシアにおいて設立された（又は所在する）事業体又はインドネシアにおける恒久的施設の株式の売却又は譲渡と見なされうる（所得税法第 18 条(3c)）。

a) タックスヘイブンにおいて設立された（又は所在する）もの

b) インドネシアにおいて設立された企業（又は所在する恒久的施設）の関係会社であるもの

③ 個人である居住者が非居住事業体の関連者である雇用者から受け取った所得の金額が、雇用者がその支払を関連者に支払う経費又は他の支出として移転した場合は、税務当局はその所得額を調整することができる（所得税法第 18 条(3d)）。

（報告：浅見哲委員）

２－５　ベトナムにおけるGAARの発展

ファン・ブウ・ホン（ベトナム税理士会）

I.　はじめに

ベトナムにおける税収に占める個人所得税の割合が 17%強であるのに対し、先進国は 10%程度である。法人税収が相対的に低い点については、一因として海外からの直接投資があっても課税権がなく、国内に利益が還流しないことが問題であると考えられる。

II.　GAAR の導入第一段階としての二重課税防止条約対策

1.　条約による利益の濫用

財務省通達 2013 年 205 号により二重課税防止条約の適用に伴う国内規定が定められ、以下のような場合は、条約による利益の濫用であるとされる。

① 主目的が条約上の便益を得るための不正な協定

② 受益者が条約上の居住者でない、又は実質的に所得を享受していない場合における条約による利益

③ 実質優先原則（Substance over Form）により判断された実質的所有者の得る利益

[6] ノミニー制度とは、法人の役員や株主を第三者名義で登記できる制度のことをいい、オフショア法人では、ノミニー制度を利用した法人登記が可能である。

2. 実質優先原則の判断基準

実質的所有者の判断は、以下の基準による。

① 対象者が利益受領後 12 か月以内に、第三国居住者に対してその利益を配分する場合
② 対象者が資産からの収入を得る権利以外に、実体のある事業を所有していない場合
③ 対象者が受け取る収入が、その資産、事業規模、従業員数に比して過大である場合
④ 対象者が資産、収入及び（又は）将来の収入に関する権利についての監督権がない若しくは小さい場合、又は負担するリスクがない若しくは小さい場合
⑤ 対象者が連続的な融資、技術提供契約を有している場合
⑥ 対象者が低税率（10%以下）又は非課税国の居住者である場合
⑦ 対象者が二重課税防止条約による利益を享受することのみを目的とした特定目的事業体、又は仲介的法人として設立されている場合

3. 導入後の現状

条約による利益否定を主な理由として様々な紛争が起きている。理由としては、規定の曖昧さと税務当局の主観的な運用、立証責任の所在が不明であること、税務当局による高圧的な解釈があげられる。

III. GAAR 導入の前段階としての SAAR

実質優先原則が控除適格性へも拡大され、グループ内サービス費用は、営業的・金銭的・経済的価値がない場合、又はベトナムでの納税者の事業活動に直接使用されない場合は、所得税の計算上、控除対象外とみなされる（2017 年政令第 29 号）。

具体的には、関連当事者が納税者の事業に関連するいかなる事業活動にも従事していない場合等において、以下に該当するときである。

1. 関連当事者が納税者に提供される資産、商品・サービスに関して、権利を持たない、又は責任を負わないとき
2. 関連当事者が事業活動に従事しているものの、その取引価額が、関連当事者の資産、従業員数、業務内容と比較して適正でないとみなされるとき
3. 関連当事者が所得税を課税されない国・地域で設立されており、納税当事者の事業活動に対して収益を生み出すことも、付加価値を提供することもないとき

IV. 税務行政手続法改正案（2020 年施行予定）

1. 実質優先原則の導入

実質優先原則を税額確定における基本原則とし、グループ内取引だけではなく全ての取引に適用する。取引が「経済的」実質を伴わず、空取引として行われている場合は、税務当局が納税申告を否認して税額を計算し課税することができることとする。

2. 納税者や税務コンサルタントへの影響

GAAR が導入されることは、納税者や税務コンサルタントに以下のような影響を与えることになろう。

① 取引の「経済的実質」を証明するための追加的な証拠を用意すること
② ビジネス・商業上の理由が真正なものか否かについて、税務当局との間でより厳しい調査と紛争が予想されること
③ 真の国外在住当事者であることを証明する文書・証拠収集の必要性
④ 国内法と二重課税防止条約との間で GAAR に関する相互作用の検討
⑤ 関連当事者取引においては、独立企業間価格基準を確立すること

GAAR はベトナムでは新しい展開であるが、国際的な慣行と BEPS 原則に則り急速に浸透している。また、GAAR は二重課税防止協定における条約による利益濫用防止措置を出発点

として、急速に国内諸規則に拡大適用されている。

国際的な慣行との整合性により重点を置いている一方で、GAAR の拡大適用は税務当局がより「高圧的」になること、それによって今後紛争件数が増えることが予想される。

（報告：有銘寛之委員）

ﾊﾟﾈﾙ３　「GAAR と納税者の権利」

〇モデレーター：AOTCA 名誉顧問　トーマス・リー
〇スピーカー：CFE 顧問　ジリ・ニコバール
台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会　ステファン・ファン
マレーシア勅許租税協会　チョウ・チー・イェン
オーストラリア全国会計士協会　トニー・グレコ

３－１　納税者の権利を支える税務専門家

ジリ・ニコバール（CFE 顧問、AOTCA 顧問）

I.　BEPS が納税者の権利に与える影響

2015 年の BEPS 行動計画の最終報告書の後、OECD 加盟国、非加盟国において、節税に対する法規制が強化された。税務当局の力が強化され、特に、納税者の行為が税法の趣旨と矛盾しない場合において、納税者の意図評価に対する税務当局による主観的な審理課程の重要性が増している。

租税は他と同様にビジネスコストであるが、法律によって定められている点において他のコストと異なる。また、全ての賢明な事業者は、そのコストを低減させようとする。しかし、経済活動を行う企業が行う租税コストをできるだけ低く維持する節税は、しばしば税法上の論議の的となっている。

II.　納税者の権利を保障する税務専門家

納税者は、新しい税法について把握すること、税務当局の新しいアプローチを理解すること及び現行税法の新たな解釈について知ることがより容易にできなければならない。重大な経営的決定をする前に、税金に関して生じる可能性のあるリスク評価の必要性が大きくなっている。例えば、節税は経営判断の主要な動機とはなり得ないが、合理的経営判断により、他に優先して節税を選んだ場合、その職務リスクがどれほど大きいものとなるかが問われるのである。

この過程全体にわたり、税務専門家の高い能力によるサポートがなければ、納税者は未知のリスクに対して脆弱な立場に置かれてしまうことになる。

III.　欧州における税務専門家組織

EU 加盟 27 カ国のうち、税務専門家を規制する特定の立法機関が存在する国は、オーストリア、クロアチア、チェコ共和国、ドイツ、ポーランド、ルーマニア、スロバキアである。また、税務専門家数は、右図の通りであり、ドイツの 90,000 人からクロアチアの 100 人

までの差がある。

税務専門家に関して、ベルギー、フランス及びイタリアには、一定の規制が存在するが、他の諸国では規制がなく、任意のメンバーによる自治組織によって監督されている。ただし、これらの組織では、税務専門家が一定の条件を満たすことを義務付けている。

チェコ共和国、スロバキア及びポーランドの税務専門家に対する専門職規制及び法律は、ドイツの影響を受けたものである。ドイツの規制と比べると、チェコの専門職規制は、制限が少なく、手数料規制、税務専門家の専門外事業活動制限及び広告に関する制限がないことに特徴がある。

IV. チェコにおける税務専門家

1. チェコの税務専門家に関する法規（Tax Advisory Services and the Chamber of Tax Advisers of the Czech Republic Act）

チェコでは、税務専門家法第 11 条(d)、(e)に自主規制規定が定められ、同法 6 条及び 9 条に特別法が規定されている。

税務専門家法は、1993 年に施行され、現在、税務専門家は 4,600 名である。なお、人口は 1,050 万人、弁護士は 12,000 人である。

自主規制規定に基づき、税務専門家協会（The Chamber of Tax Advisers of the Czech Republic）が会則、選挙規定、懲戒規定を公布する。また、税務専門家協会が内閣の承認を得た上で試験規則を公布する。

特別法により、税務専門家は秘密保持義務を有することが規定されている。税務専門家の秘密保持義務を解除できるのは、刑事訴訟の目的であっても、クライアントのみである。なお、資金洗浄防止法（Anti-Money Laundering Act）に定められる義務の遂行は秘密保持義務違反とはみなされない。

租税行政法（Tax Administrative Code）136 条は、税務専門家のための特別な制度を定めており、税務専門家が納税者の代理として税務を行う場合、納税申告書の提出期限が 3 か月延長される。また、資金洗浄防止法は、税務専門家協会が、資金洗浄防止法の分野において、税務専門家の監督当局となるとしている。税務専門家協会は、資金洗浄防止法の遵守を保証し、資金洗浄防止法の下での税務専門家の義務の遂行を監督することになる。

2. チェコの税務専門家規制の基本原則

税務専門家は、法律により法務専門家と定義され、税金、課徴金、手数料及びその他の支払、並びに税金に直接関係する事柄に関する法律扶助、財務及び経済上のアドバイスの提供を行う（法 1 条）。

チェコの法律によると、税務専門家とは、税務専門家協会が管理する税務専門家名簿に登録した者をいう。 税務専門家が税務専門家協会会員となることは必須条件である。税務専門家協会は、税務専門家法人の登録も行う。税務専門家法人も、税務手続きにおいて税務専門家と同等の立場となり、また、税務専門家としての専門職規則に従わなければならない。

3. チェコの税務専門家の権利と義務

税務専門家は、クライアントが有する権利と利益を保護する権限と義務を有する。また、税務専門家は誠実かつ良心的に行動し、自己の信条とクライアントの指示に従って、常にあらゆる法的手段を利用し、クライアントの利益になると思われる全ての方法を用いる義務を有している。その活動において、税務専門家は、法律、その他の一般的な拘束力を持つ法規、クライアントの指示による制限にのみ拘束される。

税務専門家は、税務専門家サービスの提供に関連して知り得た全ての情報の秘密を保持しなければならない。また、税務専門家は、提供した税務アドバイザリー・サービスに関連してクライアントが引き起こした損害について責任を負う。

税務専門家の基本的な義務には、専門職業人損害賠償責任保険への加入義務が含まれる。

V. 税務専門家の使命（CFE[7]による提言（2016 年 6 月 16 日））

1. 税務専門家は、クライアントが税法の下での義務を遵守できるようクライアントを支援し、クライアントが税金に関する自身の権利を完全に活用できるようにする責任を有する。また、税務専門家の支援を受ける納税者は、税務に関して、税金の正確な申告をするために必要な協力を行わなければならない。
2. 税務専門家は、クライアントが十分な情報を得た上で意思決定できるようにしなければならない。税務専門家は、クライアントから、合法ではあるが税務当局からアグレッシブとみなされる可能性があり、クライアントがマイナスの影響や誹謗中傷を受ける可能性があるアレンジメントに参加するよう依頼された場合、クライアントにこれらのリスクを説明しなければならない。なお、最終決定はクライアントに委ねられる。
3. 税務専門家とクライアントの協力において重要なことは、信頼と信用に基づいた関係の構築である。クライアントと税務専門家の間の信頼関係は不可欠である。
4. 税務専門家の専門職特権の範囲は、弁護士の専門職特権と似ているが、特権を利用して、税務当局による納税者情報へのアクセスを妨害してはならない。
5. 税務専門家は、クライアントの立場に立って、クライアントの法的義務の履行を支援し、クライアントが技術革新に関する新たな課題に直面したときには、クライアントをサポートしなければならない。最終的な意思決定はクライアントが行うことになる。
6. 税務専門家は、関係する全ての利害関係者と積極的にコミュニケーションを取らなければならない。税務専門家は、自らが信じる原則を守らなければならないが、同時に、変化し続ける税務環境に適応できるようにしなければならない。

（報告：瀬山美恵委員）

３－２　台湾におけるBEPSとGAARの発展

ステファン・ファン（台湾記帳及報税代理業務人公会全国連合会）

I. 台湾における BEPS 及び法人税に関する規制変更

1. 台湾においては2011年より、会社資本対関連者負債の比率が一定の割合を超過した場合、超過利息を経費又は損失として認めない規定ができた。なお、金融機関は、過少資本税制の適用除外とされる。
2. 負債・資本比率基準は 3：1 であり、過少資本に該当する場合、3：1 の比率を超過する支払利息は経費又は損失として認められない。しかし、この規定は税務当局が確認できないため適用漏れも生じている。
3. 台湾では、基準に該当する多国籍企業には、国別報告書、マスターファイル、ローカルファイルの提出を求めている。
4. 国別報告書の提出基準は 2017 会計年度から年間収益 7 億 5,000 万ユーロ、マスターファイルの提出基準は 30 億台湾ドル（1 億米ドル）の収益又は 15 億台湾ドル（5,000 万米ドル）の国外関連取引となっている。
5. BEPS 対策として外国子会社合算税制（Controlled Foreign Company Regime）と実質管理地基準（Place of Effective Management Regime）が 2016 年に制定されているが未だ施行されていない。

[7] CFE（CFE Tax Advisers Europe）は、ブリュッセルに本部を置く 1959 年設立の欧州税務専門家連合会である。ヨーロッパ 24 か国の 30 協会で構成され、200,000 人以上の税務専門家を代表している。CFE は、ヨーロッパの他の研究機関と協力してヨーロッパにおける税法の協調と発展に寄与するとともに職業税務専門家を管理及び保護する各国税法の調和を推進している。

II. BEPS 及び越境電子商取引

1. 国内消費者に対するデジタルサービスの販売や台湾に恒久的施設（PE）を有さないが、国内消費者に対する電子サービスの越境販売を行う外国企業に対し、2017 年 5 月 1 日より簡易 VAT（付加価値税）制度が適用されている。

2. 越境電子商取引プラットフォームが VAT 納税義務者であり、デジタルサービスに対する VAT を納税する義務を有することとなった。

登録の基準は、年間売上高 48 万台湾ドル（16,000 米ドル）であり、2018 年 8 月末までに条約のある 32 か国の 88 社が登録されている。Netflix（オランダ）、Agoda（シンガポール）、E-bay（中国）、Google Asia（シンガポール）、 Expedia（シンガポール）、 Valve（アメリカ）、 Apple Distribution（アイルランド）、Amazon（アメリカ、ルクセンブルク、日本）、Alibaba（シンガポール）、 Uber（ニュージーランド）、Facebook（アイルランド）、 Airbnb（アイルランド）といった大手電子商取引事業者は全て登録済みである。

VAT 納税義務者は、全ての B2C 取引において VAT インボイスを発行しなければならない。2017 年における B2C 取引の電子インボイスの総数は 70 億件に上っている。2019 年 1 月 1 日より、越境電子商取引についても消費者に対する電子インボイス発行が義務化される。

3. B2C インボイスには、識別番号が記載されており、VAT くじが導入されている。VAT 税収の 3%をくじの財源に充当し、賞金額は 200 台湾ドルから 1,000 万台湾ドル（6 ユーロから 30 万ユーロ）である。

また、電子インボイスを発行する事業者は、顧客にくじについて告知する義務があり、それを怠った場合は、賠償責任を負う。

III. 台湾における GAAR

1. 台湾において 2009 年以前は、「実質優先原則（Substance over Form）」を認める憲法解釈が税務に適用される法原理とされていた。

2. 2009 年の国税徴収法（Tax Collection Act）制定以後、「実質優先原則」の適用については、具体的な適用条件が定められ、その適用にあたっては税務当局が立証責任を負うこととなった（同法 12-1 条）。

3. 2017 年に施行された納税者権利保護法（Taxpayers' Right Protection Act）第 7 条は、GAAR（実質優先原則）の適用についてさらに制限をしている。同条は、税法解釈及び税務調査における実質優先原則の意義を再確認し、租税回避の要素について、法的形式の濫用、異常な取引により、経済的利益を得ているのにもかかわらず、納税義務を免れることと定義した。

4. 2013 年から 2016 年までの課税期間において Uber BV（オランダ）は、台湾に設立した子会社 Uber 台湾の協力を得て、台湾の消費者に対する輸送サービスを実施しているとみなされた事例がある。

Uber 台湾は、「ドライバーの採用、マーケティング、広報など、いわゆる『非中核（non-core）業務』のみを提供していただけだ」と主張したが、税務当局は実質優先原則を適用し、Uber 台湾が VAT の納税義務を負うとした。

Uber 台湾は一審で敗訴したものの最高裁判所において追徴課税が取り消された。

最高裁判所は、Uber のアレンジメントが租税回避（恒久的施設の設立を作為的に回避す

るもの）であることは認められたものの、納税者権利保護法に規定する脱税の概念に該当するものとして取り扱われるべきではないと判断した。

5. 英領ヴァージン諸島に100%出資のペーパーカンパニーを設立し、三角取引を行った事例において脱税処罰の対象となったものもある。

台湾では、「実際の管理場所」税制（Place of Effective Management Regime、PEM）は、まだ適用されていないにもかかわらず、税務当局は、PEM税制によりGAARを適用した。仮にPEM税制が適用可能であったとしても、この事例では、原則として脱税とみなされることはないと考えられる点は問題である。

6. 台湾では、GAARの適用により、税務当局は、税法が定める多くの要件を無視することができ、タックスプランニングにおける法的リスクが大いに高まっている。これを回避するためには、事業を目立たないようにすること、新しいシステムを導入する際には法的リスクの可能性を十分に意識すること等の対策が重要である。そして、法的リスクの可能性が懸念される場合は、事前にず税務当局に相談することが望ましいと考えられる。

（報告：佐藤亮治委員）

３－３　マレーシアにおけるGAARsと納税者の権利

チョウ・チー・イェン（マレーシア勅許租税協会）

I. マレーシア内国歳入庁の租税回避に対する考え方

1. 法解釈上合法であっても、納税額を意図的に減らすために抜け道を探す行為は、法の趣旨に反するため、コンプライアンス違反とみなされる。例えば、独立企業間原則に反する取引、税法条文の悪用、商業実体の欠如、虚偽の目的等である。

2. 一般的な租税回避スキームとしては以下のものがある。

① 税額軽減規定の不正利用、悪用、濫用

a) マレーシアにおいても事業実体の有無が非常に重要視される。

② 法の隙間、抜け道の利用

③ 会社更生、金融商品、独立企業間原則に反する移転価格などを含む会社の損失の利用

④ 2か国以上にわたる取引を行う企業間での課税措置の違いを利用したミスマッチ・アレンジメント

⑤ 不自然な資産又は取引（配当税額控除等の税法上の優遇措置を利用するためだけの取引）

⑥ 租税回避のためのオフショア・スキーム

3. 租税回避スキームから生じる税制優遇としては、以下のものがある。

① 利益又はキャピタル・ゲインに対する課税軽減措置の適用

② 税金の払戻又は還付を受けること

③ 課税対象金額又は申告税額の無申告又は過少申告

④ 課税時期の繰延

⑤ 控除又は税額計算の要件である義務の不履行

II. マレーシアにおける一般的租税回避否認規定（GAAR）と個別租税回避否認規定（SAAR）

1. マレーシアでは、所得税法においてのみGAARについて規定されている。1967年所得税法第140条(1)項は、内国歳入庁長官が、取引が直接的又は間接的に、次の結果をもたらすと信じるに足る理由がある場合には、一般的租税回避否認規定の適用を認められるとしている。

① 税負担の変更

② 生じる納税義務の免除

③　課される義務又は債務の回避
④　この法律の執行の妨害又は防止

2. マレーシアの個別的租税回避否認規定（SAAR）
①　連結納税制度は、居住会社の利益及び資産の 70%基準を満たす場合に適用できる（所得税法 44 条 A）。
②　移転価格税制に関しては、内国歳入長官は、一定の取引に関して、価格を調整、利益を否認する権限を有する（所得税法 140 条 A）。移転価格税制は、2009 年から導入されており、OECD 加盟国ではないが、OECD のものに沿ったガイドラインもある。
③　役員に対する融資又は前払いに関しては、認定利息を計上しなければならない（所得税法 140 条 B）。また、関連当事者に対する支払利息のうち 20%を超える部分は控除できない。
④　非居住会社による一定の取引に関する税務当局の一定の権限も定められている（所得税法 141 条）。

3. 租税回避と節税
租税回避は許されないが、節税は認められる。しかし、両者の間に明確な境界線はない。
租税回避は税金軽減目的主導型であり事業的正当性に欠ける。それに対し、節税は、事業主導型であり、事業的に正当化されており、ビジネス手法としても認められているものであり、二次的又は偶発的結果として税金軽減となるものである。そこで、GAAR 及び SAAR により、租税回避を防止している。

III. 判例紹介

1. Sabah Berjaya Sdn Bhd v KPHDN (1999)は、マレーシア子会社である Sabah 社が持株主である Berjaya Sabah 財団に配当を支払う代わりに寄付を行った事例である。
判決は、「納税者が収入を減らすこと、又は支出を発生させることにより、課税所得が減少し、所得税も減免されている。しかし、税金の控除を受けるために業務上の調整をすることは所得税法の下で容認されており、租税回避には当たらない。」として納税者の主張を認めた。

2. Port Dickson Power Bhd v KPHDN（2012 年）は、株主から株式ではなく、債券によって資金調達をした事例である。
判決は、「納税者が未払利息を支払うために借入をしなければならなかったという理由だけで、利息の支払いが正当ではないということにはならない。内国歳入庁長官は、疑惑に基づくだけではなく、納税者が租税回避につながる行為を行ったと信じるに足る理由を示さなければならない。また、取引が不正であったと立証する立証責任は内国歳入長官にある。」として納税者の主張を認めた。

3. Ensco Gerudi Sdn Bhd v KPHDN は、源泉税の減免のためにラブアン島の特定目的事業体にリースレンタル料の支払いを行った事案である。
判決は、「納税者は、最も良い税制優遇措置を受けるために取引を構成する自由を有している。この取引は、国際的な貿易と金融の中心地としてラブアン島を発展させるために積極的に租税優遇措置値を提供している政府の意図と法の趣旨の範囲内にある。」として納税者の主張を認めた。

4. マレーシアでは、GAAR についての細則もガイドラインもまだないので判例に基づくしかないのが現状であるというのが結論である。

（報告：瀬山美恵委員）

３－４　GAAR～オーストラリアの現状

トニー・グレコ（オーストラリア全国会計士協会）

I.　はじめに

オーストラリアの法人税率は比較的高く、現在、売上 5,000 万豪ドル未満の法人の税率は 27.5%であるが、それ以外の大法人の税率は 30%である。これらの税率は 2027 年までに、25%にまで引下げる法案が成立しているが、それでも諸外国の法人税率よりも高いことから、租税回避スキームが発生しやすい状況であるといえる。

このプレゼンテーションの報告においては、オーストラリアの一般的租税回避否認規定のほか、近年の多国籍大企業に対する租税回避規制の概要を述べ、関連規定の最近の動きについて説明する。

II.　租税回避否認規定

1.　一般的租税回避否認規定（PartⅣA）

①　PartⅣA の概要

PartⅣA[8]と呼ばれるオーストラリアの租税回避否認規定は 1981 年に施行されて以来 37 年の歴史を持つが、2013 年の改正において「租税便益（tax benefit）」の定義が改められた。

租税便益とは、そのスキームが実行されず、他の形式を採って同様の目的が達成されたとすると、どのような結果が生じていたかという仮説を基に導かれるものである。しかし、この改正後の租税便益規定の取扱いが問題になった裁判例はまだ存在しない。

このような租税回避否認規定については、特に先の改正後においては解釈・適用のうえで非常に不確実性を伴う。税務当局はこの規定を用いて課税処分を行うことには慎重を期し、それが最終手段（Last Resort）であると認識すべきである。

②　法令の規定内容

PartⅣA を適用するためには、(a)納税者が租税回避スキームに参加していること、(b)納税者が租税便益を受けていること、(c)8 つの異なる要素[9]から総合的かつ客観的に見てそれが主として租税便益を受けるためのスキームであったと認められること、(d)作為的であり不自然なスキームであることという条件が全てそろわなければならない。

ひとたび PartⅣA が適用されれば、税務当局はその納税者の租税便益を否定し、必要な調整を加え、罰金を科すことができる。

しかしながら、PartⅣA は合法的に節税の機会を利用しようとする納税者の通常の商取引に対して適用されるものではない。この規定は、あくまで 8 つの客観的要素に照らして、租税便益を得ることが、そのスキームに参加した唯一の又は主要な目的であったか否かの確認をすることを要求している。

③ 専門委員会の設置

PartⅣA の適用には非常に慎重な検討を要するため、税務当局は個別事案に対する PartⅣA の適用の可否を検討する GAAR 専門委員会（GAAR Panel）を立ち上げている。この GAAR 専門委員会は、PartⅣA の適用に関して独立した立場から税務当局に助言を行なっている。

2.　多国籍企業に対する迂回利益税（Diverted Profit Tax）

---

[8] Income Tax Assessment Act 1936 のパートⅣの A として、177A 条以下に定められているオーストラリアの一般的租税回避否認規定である。

[9] Part ⅣA:によれば 8 つの要素とは、①そのスキーム実行の態様、②そのスキームの構造と実態、③そのスキームが開始された時期と継続期間、④PartⅣA が適用されなかった場合に生じる結果、⑤そのスキームによりその納税者の財務状況に生じた又は生じうる変化の内容、⑥そのスキームによりその納税者に関係する一定の者（親族や事業関係者等）の財務状況に生じた又は生じうる変化の内容、⑦そのスキームによりその納税者又は⑥にいう関係者にもたらされるその他の結果、⑧その納税者と⑥にいう者の関係の性質、をいう。(Australian Taxation Office, “PART IVA: The General Anti-Avoidance Rule For Income Tax”, 2005, pp1)

迂回利益税制は大規模グローバル企業（Significant Global Entities）[10]を対象に、その納税義務が、オーストラリアにおける事業活動の経済的実態を適正に反映するものとすることを目的に、2017 年 7 月 1 日に施行された税制である。この迂回利益税制では、関連する事業体を通じて、作為的な手段によりオーストラリアで生ずべき利益が海外に迂回されることを防止し、大規模グローバル企業に対しオーストラリアにおける法令順守と納税義務の履行を促すことを目的としている。

3. 多国籍企業に対する租税回避否認規定（Multinational Anti-Avoidance Law/MAAL）

上記税制のほか、大規模グローバル企業の作為的かつ不自然な手段によるオーストラリア内を源泉とする所得に対する課税の回避行為を防止するため、新たに多国籍企業向け租税回避否認規定が 2015 年 12 月 11 日より施行されている。この規定は、大規模グローバル企業がオーストラリア内の恒久的施設を通じてではなく、オーストラリアの国内関連企業を通じて商品又はサービスの供給活動を行っており、その主目的がオーストラリアにおける租税便益を受けることである場合に適用されるものである。

この規定を適用することにより、税務当局は上記のような手段により得られたこれらの企業の租税便益を否定し、その回避された税額を徴収するとともに、通常より多額の罰金（過少税額の最大 100%）を科すことも可能となる。

III. 関連規定の最近の動向

1. 国家間の相互情報提供（Country-by-Country Reporting）

オーストラリアにおいては、移転価格税制上の文書化と国家間相互情報提供を定めた OECD の BEPS 行動計画 13 に従い、これらの条項を国内法に導入している。国家間相互情報提供制度により、税務当局は多国籍企業の経営実態をより的確に把握し、移転価格リスクをより正確に認識することで、効率的な調査活動を行うことができる。

2. ハイブリッド・ミスマッチルール

オーストラリア政府はこのほど OECD の BEPS 行動計画 2 で示されたハイブリッド・ミスマッチルールを実行するための法案を定めた。この法案は、オーストラリアの所得税の課税対象となる事業体が、国家間の税制の差異を利用した二重非課税等の便益を作為的に得ることを防止することを目的としている。

3. 過少資本税制（Thin Capitalization）の変更

多国籍企業を対象とした過少資本税制についても幾つかの改正を行っている。具体的には当該税制の適用上、資産の価額を対象企業の貸借対照表上の資産の価値に合わせることとし、関連企業の範囲を従来の 50%超保有から 10%超保有に拡大している。

IV. 租税紛争に対する姿勢の変化

この数年の間、オーストラリア国税庁（Australian Taxation Office/ATO）は 2013 年に就任したクリス・ジョーダン（Chris Jordan）現長官のリーダーシップの下、従来の支配的な法令順守モデル（predominantly compliance model）を変更し、優れたマネジメントに基づく納税者に配慮した（client-centric）運用方式の導入を進めてきた。この目的は、税務争訟を減らし、税務当局と納税者双方にとって時間と金銭の節減をもたらすことにある。

税務当局はこうしたアプローチに基づき、税務専門家が当局内の紛争解決機関をより多く利用することを目指し、実際にそれは特に小規模企業に関する税務紛争の減少と解決に多大な成功を収め

---

[10] 大規模グローバル企業とは、年商 10 億オーストラリアドル以上の多国籍企業の本社又は連結子会社をいい、国外で活動する国内企業（オーストラリアに本店を置く企業）及び国内で活動する国外企業（海外に本店を置く企業）の両方を含むとされる（Australian Taxation Office のウェブサイト〈https://www.ato.gov.au/General/New-legislation/In-detail/Direct-taxes/Income-tax-for-businesses/Diverted-profits-tax/〉）。

ている。

このような紛争解決機関がもたらす合意による決着は、しばしば税務当局と納税者間における和解あるいは法的事実認定の譲歩を伴うこととなる。このことには、案件ごとの和解や譲歩の内容が公表されないことにより生ずる透明性の欠如という問題点もあるが、その機関を介した和解・合意による争訟の回避が可能となるため、双方にとっての時間、手数と費用の節減という効果を生むことが最大の利点である。

V. 報告者の所見

GAAR は日本の税制には未だ存在せず、その導入の是非が今後も検討されていくものと思われるが、その議論に当たっては古くから GAAR が法律として存在するオーストラリアの経験は重要な参考情報となるはずである。しかし、今回の説明を聞く限り、PartⅣA については、特に租税回避スキームの実行により得られた租税便益を具体的にどのように認識し計算するのか、またそのスキームを実行した主目的が租税回避にあるか否かをどのように判定するのかなど、未だ重要な不安定要素が残されているように見える[11]。また、迂回利益税（DPT）と多国籍企業向け租税回避否認規定（MAAL）については導入からの経過期間が長くないことから、その機能と効果の検討に当たっては、今後これら規定の適用上どのような争点が生まれ、どのような裁判が行われるかを注視していく必要があろう。

プレゼンテーションの最後に説明があった租税紛争に対する姿勢の変化については、特にオーストラリア国税庁内に設置されたという紛争解決機関が、租税争訟の減少にどの程度貢献しているのか興味深いところである。このような税務行政の動きのうち、特に納税者に配慮した運用方式の導入については、オーストラリア国立大学のブレイスウェイト（John Braithwaite）教授の提唱した応答的規制（responsive regulation）理論[12]に基づく部分が大きいものと思われる。こうした税務当局と納税者との相互理解と協調関係の構築を目指す姿勢が、実際に納税者の自発的コンプライアンス思考の向上に役立っているとすれば、日本においても税務行政のあり方を再検討するうえで、オーストラリアの税務行政改革の帰結するところは重要な研究対象であると考える。

注）この報告書の題名と内容１から４まではプレゼンテーション用に配布された資料と、当日のプレゼンターの口頭説明に基づき報告者が作成したものである。Ｖと脚注は、報告者が追加した。

（報告：金山知明委員）

---

[11] この点について酒井貴子「オーストラリア所得税法における一般的租税回避否認規定」税法学 577 号（2017 年 5 月）117～118 頁

[12] 応答的規制理論とは、通常、人は法を順守するものと前提し、被規制者に対して最初は協力と説得の姿勢により接触し、法を順守しない者に対して徐々に厳しい手段に引き上げていく方法を採ることで自主的法令順守思考を高めることができるという論理である。このような手段は特に税務行政において納税者の自発的コンプライアンスの水準を高める目的でオーストラリアにおいて実践されている。Judith Freedman, “Responsive regulation, risk, and rules: Applying the theory to tax practice”, *UBC Law Review, Vol. 44, No. 3, p. 627, 2012*、宮崎綾望「現代税務行政の課題と理論―オーストラリアにおける応答的規制理論を中心に―」同志社法学 67 巻 2 号（2015）144 頁、148 頁

ﾊﾟﾈﾙ４　「租税回避対策事例と GAAR の発展」

〇モデレーター：モンゴル税理士会　Khishignemekh Regzedmaa
〇スピーカー：香港公認会計師公会　アンソニー・タム
モンゴル税理士会　Tungalagmaa Khuajin
シンガポール税理士会　チュン・シム・シュウ・ムン
AOTCA 会長代理　ユーニー・マリー・ペレス

４－１　香港におけるGAARと移転価格税制

アンソニー・タム（香港公認会計師公会）

I.　国際的タックスプランニングに対抗する主な租税回避否認規定

国際的タックスプランニングに対抗する租税回避否認規定の主な種類について、2016年にOECDの経済部チームが各国にアンケートなどを行い、租税回避否認規定を作成した。そこでは、①移転価格税制、②過少資本税制、③外国子会社（CFC）税制、④一般的租税回避否認規定（GAAR）、⑤源泉徴収税制（利息、配当、ロイヤルティ、サービス対価に係るもの）の 5 つのカテゴリーが示されている。

香港では、このうち①移転価格税制と④一般的租税回避否認規定（GAAR）の 2 つだけが実施されている。

II.　移転価格税制

1.　OECD ガイドラインにおける移転価格税制

OECD ガイドラインは、独立企業間原則を採用するとしている。

また、移転価格税制の文書化に関する新ルールが策定され、国別報告書（CbCR）、マスターファイル、ローカルファイルの三層構造でのアプローチが提唱された。これらは、どこで利益が生まれているかを明確にするためのものである。

独立企業間原則は、OECD モデル租税条約 9 条において「商業上又は資金上の関係において、『関連企業』双方の間に、独立した企業の間に設けられる条件と同等の条件が求められ、異なる条件が設定又は課されている場合は、その条件により一方の企業の利益が減少した額をその企業の利益に算入して租税を課することができる。」と定義されている。

最新の 2017 年 OECD ガイドラインにおいては、独立企業間価格は、会社間取引に関する個々の事業体が遂行する機能、リスク負担、利用資産を反映すべきであるとしている。

機能とは、特定の取引に関して個々の事業体が遂行している活動をいう。リスクとは、企業が得る利益に反映しうる各種のリスク（市場リスク、在庫リスク、信用リスク、為替リスク）である。そして、資産とは、価値として反映されるべき無形資産である。

OECD ガイドラインでは、その他の留意点として、譲渡される資産や無形資産又はサービスの特性、契約条件や取引の説明、地理的範囲及びレベル、また、契約そのものだけでなく、実際に何が起きているのかも確認しなければいけないとしている。例えば、日本の市場とフランスの市場では文化等の違いもあり、比較することができず、流通業者か小売業者かによっても分けて対応する必要があるからである。また、新たな市場に参入する場合には、価格を低く設定するような事業戦略も考慮する必要がある。

移転価格税制において常に問題になるのは、データ入手の困難性であり、データの入手可能性が確保されなければならない。

そして、DEMPE[13]機能が各地域で働いているかという問題がある。さらに、例えば、中国では DEMPE 機能に P（プロモーション）が加わり、DEMPE+P 機能になるというように各地域の市場の特性が考慮されるということもある。

B 国で契約が交わされていながら、実際は親会社のある A 国で交渉が行われて、C 国にある専門会社から知識や技術が提供されている例（図参照）について説明する。なお、B 国の税率は、A 国の税率と C 国の税率との合計よりも低い。

B 国のプロジェクト会社では多額の損失が計上されているが、実際に契約に関わっているのはプロジェクト会社のある B 国ではなく、親会社のある A 国であるというような場合には、契約内容をよく確認する必要があり、実際に何がどこで起きているのかの確認も必要である。すなわち、プロジェクト会社に本当に損失が生じているのかを確認しなければならないことになる。

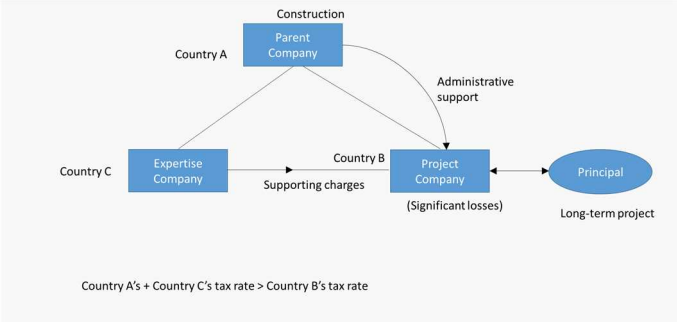

III. GAAR

1. 一般的租税回避否認規定（GAAR）の主な特徴として次の項目が挙げられる。
   (1) 取引又はサービス取引の定義
   (2) 租税便益の定義
   (3) 目的テスト
   (4) 除外又は軽減規程
   (5) 経済的実体の役割
   (6) 租税上の効果の決定
   (7) GAAR と租税条約との関係
2. そして各国の GAAR に次のような共通の特徴が挙げられる。
   (1) スキーム又はアレンジメントの特定
   (2) スキームに伴う租税便益又は優遇税制の定量化
   (3) 企業がスキームにより租税便益や優遇税制を得ているか否かを判断する目的テスト
   (4) 悪用又は濫用若しくは不相当な適用等と GAAR における差異

IV. 香港における GAAR

香港における GAAR は次のとおりである。

(1) 内国歳入法第 61 条
   ① 作為的又は架空取引
   ② 取引の無視による是正措置
(2) 内国歳入法第 61 条(a)
   ① 租税便益の獲得を目的としてなされた取引を対象
   ② 7 項目のテスト
   ③ 内国歳入庁による取引の合理的に想定された取引への置き換え
(3) 個別的租税回避否認規定（内国歳入法典第 9 条 a）
   ① サービス会社を利用した給与所得税回避スキームを対象とするもの

[13] DEMPE とは、「開発(Development)、改良(Enhancement)、維持(Maintenance)、保護(Protection) 及び活用(Exploitation)」の 5 要素をいう。

V. 裁判例

1. CIR v Tai Hing Cotton Mill (Development) Limited

Tai Hing 社が、子会社に 10 億 8,400 万香港ドル（HKD）での土地の移転を行ったにもかかわらず税金を支払わなかったところ、裁判所はこれを認めなかった。

裁判所は、当事者の取引は独立企業間取引ではないとし、その目的は、「納税者の利益の大部分を、本状況下において妥当な金額に見せかけ、税を払わずに Tai Hing に移転すること」ことであり、「その条件と当事者間の関係を見れば、『唯一又は主要な目的』は租税回避であるとの要件が満足されることは明白である。」と判断した。

その結果、独立企業間価格である 8 億 HKD を用いて Tai Hing への課税額が決定された。

2. Ngai Lik Electronics Co. Ltd. v. Commissioner

完成品のマーケティング及び販売をしている納税者 N 社と開発支援をしている完成品製造業者（香港非居住者）からの仕入価格が適正かが争われた事案である。

裁判所は、租税回避が主要な目的だったかについて検討した。取引の記録が注文及び納入終了のみだったこと、完成品の価格が年度末に決定されたこと、毎年度の価格設定アレンジメント実施後に課税対象利益が減少したことを問題であると指摘した。

そして、裁判所は独立企業間価格による課税所得の算定を求め、独立企業間価格算定に関しては、内国歳入庁長官と内国歳入委員会（Board of Inland Revenue ）[14]との協議に付託した。

VI. 香港における現行の移転価格税制

香港おける最新の移転価格税制法案は、2018 年 7 月 18 日に可決された。BEPS 行動計画 13(移転価格文書化)が採択され、この中では独立企業間原則が支持され、知的財産権による所得に関するみなし規定（DEMPE 機能）も採用されている。

（報告：茂木浩委員）

４－２　モンゴルにおけるGAARの発展

Tungalagmaa Khuajin（モンゴル税理士会）

I. はじめに

モンゴルでは、社会主義を完全に放棄した 1992 年に近代的税制が導入された。2018 年に税法改正案について国民各層からコメントを募り、2019 年に税制改革を行う予定である。GAAR に関しては、税制改革において導入が見込まれている。

II. 鉱業権の間接譲渡に関するケーススタディ

1. 事案の概要

英領ヴァージン諸島において登記された外国投資家 A 社は、モンゴルにおける鉱業権の実質所有者である。A 社は同じく非モンゴル投資家である C 社に、鉱業権の所有持分 100%を売却した。譲渡は鉱業権の保有企業である B 社株式売却の形式で実行された。

2. 争点と問題点

この取引は鉱業権の売却が、キャピタル・ゲイン課税が免除される株式売却の形態で仕組まれたものである。それに対し、鉱業権を売却した場合は収入に対して 30%の税率を適用して課税される。

[14] 内国歳入法第 3 条に規定される財務長官を委員長、内国歳入庁副長官を事務局長とする内国歳入庁とから独立した税務に関する諮問機関である。

III.　モンゴルの税法規定

モンゴルの税法には、株式譲渡に対するキャピタル・ゲイン課税の規定がない。また、GAAR のような一般的否認規定もない。この状況で、株式譲渡の形態をとった鉱業権の譲渡益に対する課税ができないという問題が出てくる。

このように、モンゴルでは、社会主義経済からの移行後、未だ税法規定の整備が十分ではなく多くの問題点がある。これを解決して行くために税制改革が必要である。

なお、モンゴル法では、脱税は、以下のように刑法において規定されている。

多額の課税所得、財産、又は利益を発生させた職務、若しくは役務の提供の秘匿を通じた「意図的な租税逋脱」、それらの課税所得、財産、又は利益の意図的な過少申告、住所の変更は…相当の罰金（制裁内容列挙）を科せられるものとする（刑法第 166 条）。

IV.　税制改革案の一環として提案された GAAR 規則導入

1.　概要

みなし課税、非課税事業、税務上の利益について、法律の条文による明確な規定を設ける。調整可能取引であるか、補償の有無といった主要目的の検証を行う。全ての利害関係人の関与がない場合に適用する。罰則体系は、一般税法に準ずる。また、5 年間の遡及効が適用される。

2.　導入にあたっての問題点

GAAR は他の法令が適用できない場合の最終手段であるが、GAAR に関する知識、スキル、経験が不足しており、運用には困難を伴うと考えられる。また、GAAR の導入にあたっては、代替的紛争解決手段の確保が必要であるが、事業目的の紛争解決手段も整備されていない。

さらに、GAAR についての最終判断を下す GAAR 委員会が本来必要とされるが、そのような委員会の設置は行われておらず、税務当局が GAAR 適用の可否についての重要な判断基準である事業目的の判定を行うことになる。しかし、税務当局の判断に対する第三者機関による評価のシステムが存在しないといった問題点がある。

V.　おわりに

モンゴル経済は、鉱業資源に大きく依存しており、鉱業資源の国際価格や需要の変動に大きく左右される。また、社会主義体制から脱却した後の税法全般の整備も十分とはいえない。GAAR の導入を図るよりも、税法体系を整備し、かつ、円滑な税務行政を執行する制度構築が必要な段階であるように感じられた。

（報告：中西良彦委員）

４－３　シンガポールにおける租税回避規定

チュン・シム・シュウ・ムン（シンガポール税理士会）

I.　はじめに

シンガポールにおける租税回避防止規定（シンガポール所得税法（SITA）第 33 条）について、1988 年改正後の規定について概観し、同規定が適用された裁判例を紹介する。

II. シンガポール所得税法第 33 条

1. 1988 年 1 月 29 日改正前の規定

歳入庁長官は、課税額の減額若しくは将来の減額をもたらすいかなる取引であっても、それが不自然若しくは虚偽のものであると考えた場合、又はいかなる譲渡であっても、それが実質を伴わないものであると考えた場合、当該取引又は譲渡を否認し、それらの者に対して当該否認に基づく課税額の再計算を行うことができる（同法 33 条(1)）。

上記の「譲渡」には信託、譲渡証書、誓約、契約、アレンジメントが含まれる（同法 33 条(2)）。

2. 1988 年 1 月 29 日以後の規定

① 租税回避否認規定適用 3 要件の明確化

歳入庁長官は、いかなるアレンジメントについても、直接的又は間接的に下記の要件に該当すると判定した場合は、②の租税回避否認規定を適用することができる（修正同法 33 条(1)）とされ、課税権限が明確に規定された。

a) 本来納付すべき税額又は他の者が本来納付すべき税額を変更する行為

b) その者の所得税法に定める納税義務又は申告義務を免れる行為

c) その者の所得税法に定める税額又は本来課されるべき税額を減額、又は回避する行為

② 歳入庁長官の権限

歳入庁長官は、アレンジメントについて、他の観点又は目的における実体的効果を留保し、そのアレンジメントを否認すること、又は修正し適正と考えられる調整をすることができる。これには、その者がそのアレンジメントにより、享受する又は享受しうる税務上の利益を相殺するための利益の計算、再計算又は税額賦課が含まれる。

③ アレンジメントの具体的な定義

第 33 条において「アレンジメント」は各種のスキーム、信託、譲渡証書、誓約、契約、譲渡、取引を意味し、当該アレンジメントの実施に至る全ての過程が含まれる。

なお、真正の商業的な理由に基づいて実行されたアレンジメントであって、その主たる目的に租税回避・税額軽減が含まれていないものは適用除外とされる（同法 33 条(3)）。

III. 改正所得税法第 33 条が適用された裁判例

1. 事案の概要

所得税法第 33 条が、改正後 25 年目に初めて適用された事案において裁判所が判断した事例が Comptroller of Income Tax v AQQ and another（［2014］SGCA 15）である。

① AQQ はマレーシア証券取引所上場のマレーシア企業 B によって、2003 年 5 月シンガポールで設立された

② AQQ は 2003 年 8 月、シンガポールにおける B グループの企業再編を目的として、B グループ傘下の企業数社を子会社として取得した。

③ 上記子会社取得のための資金調達を目的として、AQQ は N 銀行シンガポール支店（N シンガポール）との間に、B グループ企業・N シンガポール・N 銀行モーリシャス支店間の資金循環フローを前提とした精緻な資金調達アレンジメントを設定した。

④ 上記資金調達アレンジメントの下で、AQQ は 2 億 2,500 万シンガポール・ドル（SGD）の元本について N シンガポールへの金利支払い義務を負った（年利 8.85%）。この AQQ に対する債権は全て AQQ からの資金供与によりその子会社 C 社及び D 社に譲渡され、D 社は、N 銀行シンガポールに 2 億 SGD を投資してその配当を受け取るスキームが組まれた。

⑤ 2004 年度から 2007 年度まで AQQ はシンガポールの各子会社から配当を受け取って

いた。この配当は当時の全額インピュテーション・システム[15]（法人税株主帰属方式）の下での控除を伴っていた。AQQ は配当収入について納税義務を負っており、N シンガポールに支払う金利の利息費用について控除して申告していた[16]。この結果、配当収入に係わる帰属税額控除分について多額の還付税が発生していた。

⑥　歳入庁長官は B グループの企業再編は租税回避を目的としており、税額控除を享受するための方策に基づく作為的な行為であったとの見解に基づいて第 33 条を適用した。

⑦　歳入庁長官は 2004 年度から 2006 年度までの期間について追加税額決定通知、2007 年度について税額決定通知を発行し[17]、上記配当収入と利息費用の両方を否認した。その結果納付税額が発生することとなり、それまでに AQQ に対して支払われた還付税は回収された。

2. 判決

判決は、配当収入と利息費用の両方を否認した。他方、歳入庁長官が第 33 条(1)に基づく手続上の権限行使が公正かつ妥当でなかったとして、従前 AQQ に対して支払われた還付税の回収を目的として発行された 2004 年度から 2006 年度までの期間に係る追加税額通知は不当に発行されたものであるとの理由で原処分を取り消した。

IV. 租税回避アレンジメントが争点となった裁判例

1. 租税回避アレンジメントの例示

シンガポール内国歳入庁（IRAS）は、第 33 条(1)の趣旨に照らして租税回避の目的と効果を狙いとした租税回避アレンジメントについて以下の 4 つを例示している。

① キャッシュフローの循環

② 税務上の利益の享受のみを目的として複数の法人が設立されていること

③ 税務上の利益の享受のみを目的として事業法人の形態が変更されていること

④ 経済的実態に適合しない収入の帰属が見られること

2. 事案の概要

租税回避アレンジメントが争点となった事案として GBF v CIT [2016] SGITBR 1 がある。

① 開業医である納税者 X は、夫人と共同で整形・美容整形ビジネスを目的とした G 社を設立した。X と夫人が G 社の取締役、株主であり、X が唯一の勤務医であった。

② 2008 年 3 月、G 社株式は B 社に売却されたが、X が G 社の唯一の勤務医であることは同じであった。

③ 2008 年 7 月、X は、D 社及び E 社（X と夫人が両社の 100%株主）とパートナーシップ C を設立し、新たなアレンジメントにより「医師報酬」は、G 社から C に支払われていた。

3. ITBR（所得税レビュー委員会）の決定

アレンジメントの主たる本質的目的の一つが租税回避であることから、第 33 条(3)(b)の例外措置に依拠することはできない。歳入庁長官が納税当事者による組織再編アレンジメントを否認したことは妥当な措置であった。

---

[15] 法人税と所得税との二重課税を排除するため、法人所得を株主に帰属させ、所得税の課税対象とし，同時に法人税としてすでに支払った部分については，所得税の前払いとみなして税額控除を認める制度である。

[16] AQQ のN銀行シンガポールに対する借入金利息の支払いは債権譲渡によって実際には子会社 C 及び D 社に対して行われていた。

[17] 追加税額決定通知（Notice of Additional Assessment）は、シンガポール歳入庁が税額を修正し、追加で所得税を納税する必要がある場合に送られてくる通知書である。税額決定通知書（Notice of Assesment）は、通常の申告後に送付される通知書である。

4.　結論

税務分野における最新の動向について e-Tax Guides[18]は、「一般的租税回避否認規定（GAAR）が今後の歳入庁の課題として確実に認識されており、その適用範囲は判例などに見られる非常に複雑な財務アレンジメントに限定されるものではない。」としている。また、絶えず変化する租税環境の中で「税源浸食と利益移転」（BEPS）行動計画を掲げる OECD 諸国と BEPS 関連諸機関において、二重課税防止協定条約の便宜的濫用を防止することを目的とした濫用防止ルールの採用が進んでいる。

V.　おわりに

GAAR の国際的な比較論においては、GAAR 適用可否以前に各国の租税法制に違いがあることを認識することが重要であろう。裁判例（Ⅲ）では、シンガポールが当時採用していた完全インピュテーション・システムを利用した租税回避スキームであることの特殊性を認識することが重要である。また、裁判例（Ⅳ）に関しては、日本であれば同族会社の行為計算否認規定が適用されるものであろう。

しかし、前提となる租税法制の違いを超えてシンガポールの GAAR に関する規定（所得税法第 33 条）や裁判例に関しては、学ぶべき点があると考えられる。その 1 つは、租税回避と判断する 3 要件を法律で明らかにし、さらに、適用対象となるアレンジメントに関して例示を公表していることである。

これは、納税者における予見可能性という点において評価すべきであろう。また、裁判例（Ⅲ）において、事実認定に対する法令解釈において課税当局の主張を認めたものの税務当局の手続的違法をもってその処分の有効性を認めなかったことは注目に値すると考える。

（報告：中西良彦委員）

４－４　フィリピンの税制改革とGAARの発展

ユーニー・マリー・ペレス（AOTCA 会長代理）

I.　はじめに

フィリピンには租税回避否認に関する明確な統一規定はない。ここでは、最近の情勢として一連の税制改革法について説明する。

2018 年 1 月から施行されている「加速的・内包的成長のための税制改革法（Tax Reform for Acceleration and Inclusion/ TRAIN）」は、累進性に配慮し、納税者に公平な減税をもたらすとともに税収を確保する目的で行われる一連の税制改革の最初のものである。

II.　フィリピンの税制改革

1.　税制改革の目的

①　租税政策改革により、より公正、簡素、かつ効率的な税制を創出し、低い税率と広い課税ベースを実現して、投資、雇用創出、貧困削減を促進する。

②　税務行政改革を、内国歳入庁（BIR）及び関税局（BOC）で実施する。

③　予算改革により、支出、透明性、効率性を改善し、貯蓄を推進する。

2.　2017 年税制改革法（TRAIN１）による主要改正

①　所得階層の調整及び個人所得税率の引下げ

[18] e-Tax Guides は、シンガポール歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore）の HP 上の税務情報サービスである。

② 相続税率及び贈与税率の引下げ
③ VAT 制度の拡大
④ 印紙税、キャピタル・ゲイン税、 株式取引税、自動車、タバコ、鉱業産品に対する物品税の税率引上げ
⑤ 美容手術及び砂糖飲料に対する新たな物品税の導入
⑥ 燃料標示（fuel marketing）制度の導入
⑦ 罰則の強化
⑧ 書式及び申告手続の簡素化

3. 税制改革第 2 弾（TRAIN2）
① 現在の法人所得税率 30%を 20%に引き下げ
2019 年より毎年 1%ずつ引き下げ、最終的には法人所得税率を 20%とする。
② 租税優遇措置の統合
③ 租税回避対応の向上
a) 租税回避に関する長官の権限を明確化
b) 関連者間取引に関する長官の権限を拡大

III. フィリピンの移転価格税制

1. 現行法制の概要

2013 年に、関連者間取引における収入及び課税所得を適切に決定するためのガイドラインが公布された（歳入規則 No. 2-2013）。OECD 原則を採用しているが、法律による裏付けはない。

最高裁判所は、内国歳入庁長官 vs. Filinvest Development Corporation 判決（2011 年 7 月 19 日）において、「当事者間の契約に利息の支払いが定められていない場合、内国歳入庁長官は、帰属利息を計算する権限を有さない。」と判断した。

なお、内国歳入法典第 50 条は、「2 以上の組織、事業又は企業（フィリピン国内外を問わない。）を所有又は直接若しくは間接に同一の利害関係者により所有される場合における所得及び控除の配分について、「租税回避を防止するため、又は当該組織、事業、若しくは企業の所得を明確に反映するために、当該分配、割当、又は配分が必要であると長官が判断した場合、内国歳入長官は、関連者間で総所得又は控除を分配、割当、又は配分する権限を有する。」と規定している。

内国歳入庁長官は、所得（控除）の分配等に関しては計算し直すことができるが、認定利息の算定に関しては、法律の規定がなく、その権限がないということである。

2. 内国歳入庁長官の権限拡大案（TRAIN2）
① 適用対象
同一の利害関係者によって所有又は支配される事業体について、以下の場合において、内国歳入庁長官は、関連者間で総所得又は控除を分配、割当、配分、又は帰属計算する権限を有する。
i. 租税回避を防止するため、又は当該組織、事業若しくは企業の所得を明確に反映するため
ii. 当該分配、割当、配分、又は帰属計算が必要であると長官が判断した場合
② 所得の再計算
取引又はアレンジメントが、租税回避の目的又はその効果がある場合において、通常の事業又は家族間の取引に帰すことができる他の目的又は効果があるか否かにかかわらず、

租税回避の目的又は効果が単に偶発的なものではない場合、内国歳入庁長官は、以下の権限を有する。

i. 所得及び控除の帰属計算をすること

ii. このような取引又はアレンジメントを所得税法上、無視し、無効とみなすこと

iii. このようなアレンジメントにより影響を受ける者がそのアレンジメントに起因、又は関連して得た税便益を取り消すために、

iv. 長官が適正と考える方法でその者の課税所得を修正すること

③ 租税回避の意義

a) 所得税の発生を直接的又は間接的に変更すること

b) ある者の所得税の納税義務、又は将来起こりうる若しくは見込まれる所得税の納税義務を直接又は間接的に軽減すること

c) 所得税の納税義務又は将来起こりうるもしくは見込まれる所得税の納税義務を直接又は間接的に回避、延期、又は軽減すること

④ 租税回避が存在する場合の要件

a) 取引又はアレンジメントが租税上の便益又は利益を得ることに動機付けられたものであること

b) 商業的実体又は経済的効果がないこと

c) 租税法の規定を当該取引又はアレンジメントに対して使用することが、税法の趣旨に反するものだと考えられること

⑤ 判例

最高裁判所は、取引が「正当な事業目的よりも税負担の軽減の見地から行われた場合、脱税取引を構成する。」との判断を下している（内国歳入庁長官 vs. Estate of Benigno P. Toda, Jr.、（G.R. No. 147188、2004 年 9 月 14 日）。

IV. TRAIN2 租税優遇措置改革

1. 租税優遇措置改革の一般原則

① 実際の投資、雇用創出、輸出、地方開発、研究開発を明確に達成するもの以外の租税優遇措置を取り消す実績主義

② 課税漏れや税の歪みを最小化するため、戦略的投資優先計画に定めるとおり、租税優遇措置は、外部に大きく積極的な活動を行うものに対象を絞ること

③ 租税優遇措置に、適用期限条項を設置

④ 租税優遇措置の監視、報告による透明性確保

2. 租税優遇措置の合理化方針

① 全ての投資促進機関に適用される一元化した租税優遇措置

② 事業活動の二重登録の排除

③ 所得税優遇措置の新規投資・活動のみに対する付与

④ 事業拡大は収益性を示しており、事業拡大に対する租税優遇措置は不要

⑤ 事業拡大に対する租税優遇措置は、資本設備の関税免除のみに限定

V. 石油製品の標示義務化

フィリピンにおいて精製、製造、又は輸入された石油製品で、租税公課の支払い義務があるものについては、その租税公課が支払われたことを標示したものだけの販売を認める[19]。

---

[19] フィリピン内国歳入庁 HP によると、2016 年における燃料税の課税漏れは 268.7 億フィリピン・ペソに上り、本来の税収の半分以上になるとされている。
〈https://www.doe.gov.ph/energist/fuel-marking-scheme-implementation-seen-2019〉

標示作成義務者は、フィリピン国内で石油製品を所有又は輸入する者、企業、若しくは納税者、又は石油製品の販売委託をされる者である。違反行為と罰則が規定された。

VI. 新たな罰則規定その他の改正

1. 新たな罰則規定

① BIR の電子販売報告システムへのデータ送信をしなかった場合は、年間総売上高の 1% の罰金

② 売上圧縮手段の購入、使用、保有、販売若しくは販売申出、設置、移転、更新、アップグレード、保持、又は維持をした者は、50 万ペソから 1,000 万ペソ以上の罰金、又は 2 年から 4 年の実刑

③ 不正なレシート又はインボイスの発行の罰則対象化

2. 電子レシートの使用

TRAIN 発効から 5 年以内に、財又はサービスの輸出者、電子商取引事業者、高額納税者は、紙のレシート又はインボイスに代えて、電子レシート又はインボイスを発行するようにしなければならない。

3. 銀行秘密保護法

銀行秘密保護法第 2 条は、銀行又は金融機関におけるいかなる性質の預金も全て「絶対的な機密性を有し、いかなる者又は政府の職員若しくは部局も、これを調査することはできない。」と規定している。

マネーロンダリング防止法が改正され、インターネット上及び船上の賭博場を含むカジノについては、顧客の身元確認及び記録の義務を遂行し、500 万ペソを超える全てのカジノの現金取引を報告することが義務付けられる。

金融機関が保有する納税者情報を内国歳入庁長官が調査・収集する権限を強化し、①外国税務当局との税務情報交換義務に基づく特定の納税者及び②脱税事件における管轄裁判所の命令に基づく納税者を対象に含める税法改正を提案（下院法案 4774 号）が行われている。

（報告：中西良彦委員）

発表　「AOTCA 加盟各国における税務専門家制度に関する調査について」

AOTCA 事務総長　田尻　吉正

I. はじめに

2015 年に AOTCA 大阪会議が開催された際、アジア・オセアニア地域の税務専門家制度の現状を把握し国際的比較研究を行う目的で 19 の加盟団体に対して、以下の 3 つのトピックについてアンケート調査を実施した。今回、この結果を英語でまとめ、モンゴル・ウランバートル会議にて AOTCA 事務総長として報告した。

II. 各国の税務専門家制度の根拠法令について

トピックの第一は、「各国の税務専門家制度の根拠法令について」である。

税務専門家に関する特別な職業法が整備されている国は、日本（税理士法）、韓国（税務士法）、豪（税務代理士法）、台湾（記帳士法）の 4 国である。ベトナムは職業法ではないが国税に関する法律で整備されており（ベトナム税務管理法）、インドネシア（財務大臣令）、パキスタン（所得税法省令）は法省令で整備されている。

アンケート回答は無かったが、中国では租税徴収管理法、モンゴルでは税務相談業務に関する法律という根拠法令があるということであり、その他の国々は法令によらない民間資格としての位置づけであった。

III.　税務専門家としての業務範囲について

第二のトピックは、「税務専門家としての業務範囲について」である。

ほとんどの国では、税務代理・税務書類の作成・税務相談などがその主要業務範囲であり、会計業務・社会保険関係業務は税務業務に付随して行われているケースが多い。

IV.　各加盟団体に所属する会員数について

三番目のトピックは、「各加盟団体に所属する会員数（2015 年 6 月現在）について」である。

数の多いのは、1. 日本（75,146 人）、2. 香港（38,926 人）、3. オーストラリア（15,000 人）であり、少ない国は、1. ベトナム（788 人）、2. シンガポール（2,200 人）、3. インドネシア（4,169 人）であった。なお、回答は無かったが中国注冊税務師会は 100,000 人、モンゴルは 930 人ということである。

V.　おわりに

総括すると、各国の税務専門家制度の更なる発展のためには、根拠法となる職業法の制定、その社会的な地位の保証、税務専門家の資質向上により、税務専門家が、各国の経済や税制の発展と変化に適時かつ適切に対応することが可能となることにより、税務専門家に対する社会のニーズが高まるものと考えられる。

これらのニーズに対応することにより税務専門家に対する社会的評価が高まり、若くて優秀な人材が税務専門家を目指し、ひいては各加盟団体の会員数増加に繋がるものと確信する。

現在、我が国では中小企業経営者の高齢化と後継者不足を要因とする事業承継の困難化が問題となってきているが、このような中小企業の存続・継続を税制面でも支える必要があり、税務専門家に期待されるところは増大してきている。また、近未来のＡＩ化の進展とともに、税務行政のあり方や税務専門家の業務のあり方もこれまでにない変化が予測されている。AOTCA では、これら 2 点について、次回の韓国の AOTCA 釜山会議に向け、更なるアンケート調査を実施ししたい旨を報告した。

（報告：田尻吉正特命委員）

［資 料 7］

韓国税務士会概要

１．組織の概要

大韓民国データ

人口：約 5,127 万人(2016 年)
名目 GDP：1 兆 4,112 億ﾄﾞﾙ(2016 年)
（外務省 HP より）

○ 設　立

税務士法（1961 年 9 月 9 日制定）に基づき 1962 年に設立

○ 所在地

ソウル市瑞草区瑞草洞 1497-16

○ 会員数（2019 年 3 月末現在）

個人：13,212 人（うち女性会員 1,398 人）、法人：629 社

○ 役　員

会長 1 人、副会長 4 人、理事 25 人以内、監事 2 人　　＊役員の任期は 2 年

会　　長	イ･チャンギュ
副　会　長	イ･ホンジン、イム･スンチョン、キム･ワニル、カク･スマン
倫理委員長	キム･サンチョル
監　　事	ユ･ヨンジョ、キム･ヒョンサン
税務研修院長	イ･ドンイル
常任理事	[総務理事]チョン･ドンウォン　[会員理事]チョ･ドンガン　[研究理事]チュ･ヨンジン　[法制理事]イ･テギュ　[業務理事]クォン･オウォン　[電算理事]ユ･ジェフン　[広報理事]ユ･ヨンピル　[国際理事]キョン･ジュンホ　[監理理事]イム･ジョンス　[業務浄化調査委員長]ナム･チャンヒョン

○ 地方税務士会（6 会）

地方税務士会	地域税務士会数*	会員数及び割合**			税理士会との友好協定（締結年）
ソウル	24	5,857	(701)	43.3%	東京会(1995)
中部（ﾁｭﾝﾌﾞ）	27	3,403	(376)	26.0%	東京地方会(1991) 九州北部会(1994) ***
釜山（ﾌﾟｻﾝ）	15	1,669	(131)	12.9%	近畿会(1991)
大邱（ﾃｸﾞ）	11	801	(52)	6.2%	中国会(1996)
光州（ｸﾜﾝｼﾞｭ）	13	724	(58)	5.7%	四国会(1997)
大田（ﾃｼﾞｮﾝ）	12	758	(80)	5.9%	南九州会(1995)

*地域税務士会：税理士会支部に相当
**会員数：2019 年 3 月末現在の個人会員数、カッコ内は女性税務士数（法人数は除く）
***旧京仁地方税務士会と締結、その後 1999 年に京仁地方会は中部地方会に吸収

○ 総　会（会則第 15 条、第 19 条）

定期総会は毎年 1 回 6 月に開催、臨時総会は必要に応じて召集し、会則の改正、役員の選任及び解任、予算及び決算の承認等を決議する。

○ 理事会（会則第 30 条第 1 項、第 32 条第 1 項）

会長、副会長、倫理委員長、地方税務士会会長、理事、業務浄化調査委員長で構成され、総会に付議する事項、会規の制定・改正に関する事項、委員会設置に関する事項等を審議・議決する。

○ 常任理事会（会則第 30 条第 3 項、第 32 条第 2 項）

会長、副会長、倫理委員長、地方税務士会会長、常務理事、業務浄化調査委員長で構成され、理事会に付議する事項、重要な建議及び答申に関する事項、会則の有権解釈に関する事項、会員の研修教育に関する事項等を審議・議決する。

○ 附設機関（8 機関）

- 韓国租税研究所
- 租税図書館
- 韓国税務研修院
- 企業診断支援センター
- 4 大保険事務代行支援センター
- 成年後見支援センター
- 財団法人韓国税務士会公益財団
- 国際租税支援センター

○ 委員会（30 委員会）

- 租税制度研究委員会
- 税務調整及び誠実申告監理委員会
- 地方税制研究委員会
- 企業診断監理委員会
- 法制委員会
- 会計制度研究委員会
- 中小企業委員会
- 紛争苦情委員会
- 広報相談委員会
- 図書出版委員会
- 電算税務会計資格試験運営委員会
- 電算税務会計資格試験出題委員会
- 税務会計及び企業会計資格試験運営委員会
- 税務会計及び企業会計資格試験出題委員会
- 国際協力委員会
- 社会貢献委員会
- 控除委員会
- 損害賠償控除委員会
- 季刊税務士編集委員会
- 対外戦略委員会
- 税務法人委員会
- 税務士新聞編集委員会
- 業務侵害監視委員会
- 会計ソリューション開発委員会
- 女性税務士委員会
- 青年税務士委員会
- 村の税務士運営委員会
- 運営委員会
- 賠償責任保険委員会
- 税務情報運用委員会

※ 韓国税務士法令については『詳解 韓国税務士法』（公益財団法人日本税務研究センター編　2015 年）を参照のこと。

［資 料 8］

日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績

回数	開催日・開催場所	懇談のテーマ（上段：韓国税務士会への質問、下段：日税連への質問）
第1回	1997年10月7日 ソウル市 韓国税務士会館	・韓国税務士会の倫理委員会の位置づけ、役割について ・研修の内容、実施状況等について ・納税者憲章の公布（1997年7月1日）について、公布後の経過について
		・日税連が現在取り組んでいる問題について（税理士法改正、会館建設、商法改正問題、税制改正など） ・日税連、単位税理士会が実施する研修について ・日本の申告納税制度と税理士の役割について
第2回	1998年6月3日 東京 日本税理士会連合会	・納税者憲章の制定及び税務士法第1条の2の新設について ・税制改革と税務士に対する影響について ・職業賠償責任保険について（適用事例、対象範囲、加入状況等） ・税務士の訴訟代理権獲得に向けた運動の経緯・経過について
		・税理士法の改正骨子について ・日本の青色申告制度について ・税務申告の実務について ・ドイツの税理士制度に関する情報提供
第3回	1999年6月7日 ソウル市 韓国税務士会館	・韓国における公的資格制度の規制緩和の動向について ・税務士法、税務士法施行令等の改正案について ・資格者の報酬規定撤廃による問題点及び税務士会の対応などについて ・資格者団体への任意加入に関する改正案の現状について ・資格者の広告規制緩和の動向について ・韓国における電子申告導入の動向と税務士制度との関連について ・標準所得率による申告の廃止に伴って導入された納税者の記帳義務の実態について
		・税理士法改正の主要骨子と推進の現況について ・日税連の収益事業の種類と事業内容について ・電子申告制度導入の現況について
第4回	2000年6月12日 東京 日本税理士会連合会	・税務士会の任意入会、複数団体設立に関する法案廃案の経緯について ・税務士の広告規定について ・報酬規定廃止の影響について ・電子申告制度の導入の動向と税務士制度の関連について ・税務士資格の自動的付与について
		・税理士の出廷陳述権について ・電子申告制度導入の動向について ・日税連及び税理士会の収益事業について ・全税共及び日税研の概要について
第5回	2001年6月4日 ソウル市 韓国税務士会館	・韓国における士業団体の強制加入制度の見直しについて
		・税理士法の改正について ・IT時代の税理士・税務士の業務、情報のIT化に伴う両会の協力体制について
第6回	2002年4月4日 東京 日本税理士会館	なし
		・青色申告制度について ・地方公共団体の外部監査制度について
第7回	2003年4月7日 ソウル市 韓国税務士会館	・税務士法の改正について ・会員に対する研修について ・公的保険料の徴収業務の現状について
		・日本税理士政治連盟について ・公認会計士法の改正方向と日税連の対応について ・AOTCA第1回国際コンベンションの開催について具鍾泰AOTCA会長と協議

第8回	2004年6月4日 京都市 京都税理士会館	・税務士の損害賠償責任保険制度について ・税務法人の実態（数、規制、業務）について ・公認会計士、弁護士に対する税務士資格の自動付与撤廃に向けた運動について ・韓国税務士会における電子申告の発展について ・税務士会会員の会費算定基準について
		・日本の電子申告の現況と税理士の役割について ・税理士の業務拡大に対する努力と成果について ・日本の会計士制度改革と税理士業界の変化について ・税理士法人の業務領域と活性化の方策について ・ロースクール（法科大学院）導入に対する税理士業界の展望について
第9回	2005年9月22日 ソウル市 韓国税務士会館	・韓国税務士会が直面する課題について ・韓国における電子申告の普及について ・「税務士」の名称使用制限の効果について
		・日本の青色申告制度について ・成年後見制度について ・会計参与制度について ・司法補佐人制度の現況、実績について
第10回	2006年4月12日 京都市 京都税理士会館	・電子申告の発展について ・「税務士」の名称使用制限の効果及び今後の課題について ・会務統合管理システムの運用状況について
		・成年後見制度について ・会計参与制度について
第11回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	・納税者に対する税務支援への取組について ・会員に対する税務相談について ・韓国・米国自由貿易協定について
		・日税連と税理士会のそれぞれの役割について ・国税庁アウトソーシング事業の内容とその展望について ・日税連が行う新規登録者に対する支援について
第12回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	・税務士の損害賠償責任について
		・日本の相続税、贈与税について　・納税協力費用について ・税理士報酬について　・会計参与について ・税理士事務所の職員の確保について
第13回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	・税務士の名称独占について　・納税者番号制度について ・「税務調整計算書」について　・税務士の研修受講義務について ・納税者憲章について　・職業賠償責任保険について
		・国際会計基準の施行に関する中小企業に対する会計基準の適用問題について ・税理士法以外の法律による日本の税理士の業務について
第14回	2010年10月1日 大阪市 近畿税理士会館	・韓国における異業種専門職の共同化の推進について ・書面添付制度について ・司法書士による地方税の税務代理について ・成年後見人制度について ・税理士職業賠償責任保険制度及び保険委員会制度について ・補佐人制度について ・「財務会計士」の導入案について
第15回	2011年10月27日 ソウル市 韓国税務士会館	・外国税務諮問士制度の導入について ・税制建議について ・租税教育の推進について ・韓国税務士会の関連団体について

		・税制面における経済活性化のための政府の支援策について ・「財務会計士制度」の導入案について ・税理士の倫理規定及び懲戒処分について
第16回	2012年7月2日 大阪市 近畿税理士会館	・公認会計士への自動資格付与の廃止について ・税務士会による会員の除名処分について ・韓国税務士会創立50周年記念事業「100万時間職能寄付」について
		・日本における税務サービス市場開放の現状について ・成年後見人制度並びに税理士会及び税理士の参加状況について ・税務調整計算書監理制度について ・個人情報保護について
第17回	2013年12月5日 ソウル市 韓国税務士会館	・韓国の付加価値税における現金領収書制度（インボイス制度）と税務士の関与について ・税務士法改正後における税務職員を退職した者の税務士資格付与の状況について ・税務士法改正後の国内・外国会計士の状況について ・米韓ＦＴＡと税務士法改正の関連について
		・弁護士、公認会計士、弁理士、税理士等の専門資格者間の協業について ・登録前の実務修習制度について ・日本の税理士法人について ・日本の税務サービス市場開放の現状について
第18回	2014年5月8日 大阪市 近畿税理士会館	・住民登録番号の税務での活用について ・税務士の倫理基準・品位維持について ・税務調整計算書の提出と税務調査との関係及び税理士法第33条の2の書面添付制度との共通点と相違点について ・相続税の非課税制度について ・居住者と非居住者の相続税の取り扱いについて
		・税理士制度及び税法の近年の改正項目について ・社会保険労務士業務への税理士の関与について ・税目別電子申告の状況について ・日税連が提供する会員サービスについて ・地方税を専門に取り扱う税務代理人の有無と地方税の試験科目について
第19回	2016年2月4日 ソウル市 韓国税務士会館	・中小企業の事業承継税制について ・マイナンバー制度について ・付加価値税におけるインボイス制度について
		・法人税の誠実申告のためのチェックリストの活用について ・日本の税務サービス市場開放の現状（FTA、TPPなど）について ・日本の地方自治団体の会計監査について ・公認会計士への税理士資格の自動付与の廃止について
第20回	2017年2月2日 東京 日本税理士会館	・付加価値税の電子申告について ・税務士の国際租税業務について ・韓国税務研修院について ・最近の韓国税務士会における税務に関するトピックについて ・税務士の補習教育について
		・税理士報酬表について ・日本のマイナンバー制度（2015年10月施行）について ・税理士会の公益活動について ・税理士事務所の人材難について ・外国籍の税理士について ・弁護士及び会計士の税理士登録について ・国外転出税（2015.7.1施行）について

第21回	2018年2月2日 ソウル市 韓国税務士会館	・弁護士への税務士資格の自動付与を廃止する税務士法の改正について ・付加価値税申告における電子税金計算書（電子インボイス）について ・納税者権利保護官の職務について
		・公認会計士の税理士登録のための指定研修 ・税理士事務所の収入構成について ・税理士資格の自動付与について ・ふるさと納税制度について
第22回	2019年1月31日 東京 日本税理士会館	・事業承継税制の動向について ・電子申告：AI化の進展による税務申告手続き等への影響について ・中小企業優遇税制について ・譲渡所得税制について
		・AIによる税理士業務への影響、その対応について ・司法補佐人制度について ・デジタル企業への課税について ・AOTCAインターナショナル・タックス・カンファレンスのテーマについて

［資 料 9］

ドイツ連邦税理士会概要

１．組織概要

ドイツ連邦共和国データ

人口：8,280 万人（2017 年）
名目 GDP：3 兆 6848 億ドル（2017 年）
（JETRO HP より）

設　　立	1933 年
会　　長	Dr.ラウル・リードリンガー
所 在 地	Behrenstr. 42, 10117 Berlin, BRD
会 員 数	97,653（個人 87,468 人、法人 10,185 社）〔2019.1.1 現在〕
単位税理士会	21 会（別掲）

（1）組織

・ 連邦税理士会の組織は、①総会、②規約に基づく会議、③幹部会から成る。
・ 総会は、全国 21 の税理士会が構成する連邦税理士会の最高意思決定機関で、通常年 2 回開催される。各税理士会の決議権は会員数によって異なる。
・ 規約に基づく会議とは、連邦税理士会会長、単位税理士会の会長、その他の全権代表によって構成される。
・ 幹部会は、連邦税理士会の全体を指揮するもので、その構成員（会長、副会長及び事務総長）は 4 年毎に総会で選任される。

（2）目的・活動

・ 連邦税理士会の目的は、自主規制の枠組みの中で、税理士職業全般を代表して活動すること、並びに個々の税理士の利益を保護することである。
・ 主な事業活動は、①税法、商法、会社法、破産法、社会保険に関する法令、その他の法令について、税理士業務の遂行に係る事項に関して建議すること、②会員に対する専門研修、教育を実施すること、③税理士の実務に関する助言、提言、情報を提供し、会員の業務遂行を支援すること等である。

（3）その他

・ オーストリア及びスイスの税務専門家団体と連携（DACH を組織）し、職業法、税法の発展を目指した相互協力を推進している。

２．日税連との交流の経緯

年	月	内　　容
1988	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西独連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1989	7	日税連と西ドイツ連邦税理士会が友好協定締結（於・東京）
1989	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1990	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1991	10	ケルン税理士会会長一行 18 名が来訪、懇談、北海道税理士会等を視察
1992	11	ドイツ連邦税理士会会長ほか役員が税理士制度 50 周年記念行事出席のため来訪
1993	11	ドイツ連邦租税裁判所裁判官が研修のため来訪
1995	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1996	4	ドイツ連邦税理士会事務総長ほか 2 名が来訪、懇談

1997	11	DATEV 社長が来訪、懇談
1998	4	日税連会長ほか役員 4 名がドイツ連邦税理士会、DATEV 等を訪問、懇談
1999	9	友好協定締結 10 周年記念行事等を開催（於･ボン）
2001	6	ドイツ連邦税理士会前会長が来訪、懇談
2007	7	ドイツ連邦税理士会会長、DATEV 名誉会長及び社長が来訪、懇談
2009	9	友好協定締結 20 周年記念行事等を開催（於・ベルリン）
2016	7	ドイツ連邦税理士会会長、DATEV 社長、前社長が来訪、懇談
2016	8	日税連会長ほか役員 6 名がドイツ連邦税理士会、DATEV 等を訪問、懇談

３．税理士会とドイツ地方税理士会の友好協定締結状況

年	月	内　　容
1980	9	東京税理士会・ケルン税理士会、友好協定締結
1989	7	九州北部税理士会・ニュルンベルグ税理士会、友好協定締結
1999	6	近畿税理士会・デュッセルドルフ税理士会、友好協定締結
2000	8	東京地方税理士会・ハンブルグ税理士会、友好協定締結
2001	10	名古屋税理士会・ミュンヘン税理士会、友好協定締結

◇ ドイツ連邦州と２１の税理士会

州・都市州名	州都	州内に所在する税理士会
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	キール	1.　シュレスヴィヒ･ホルシュタイン税理士会
メクレンブルク・フォアポンメルン州	シュベーリン	2.　メクレンブルク･フォアポンメルン税理士会
自由ハンザ都市ハンブルク	―	3.　ハンブルク税理士会
自由ハンザ都市ブレーメン	―	4.　ブレーメン税理士会
ニーダーザクセン州	ハノーバー	5.　ニーダーザクセン税理士会
ベルリン	―	6.　ベルリン税理士会
ブランデンブルク州	ポツダム	7.　ブランデンブルグ税理士会
ザクセン・アンハルト州	マクデブルク	8.　ザクセン・アンハルト税理士会
ノルトライン･ヴェストファーレン州	デュッセルドルフ	9.　デュッセルドルフ税理士会 10.　ケルン税理士会 11.　ヴェストファーレン・リッペ税理士会
テューリンゲン自由州	エアフルト	12.　テューリンゲン税理士会
ザクセン自由州	ドレスデン	13.　ザクセン税理士会
ヘッセン州	ヴィスバーデン	14.　ヘッセン税理士会
ラインラント・プファルツ州	マインツ	15.　ラインラント・プファルツ税理士会
ザールラント州	ザールブリュッケン	16.　ザールラント税理士会
バーデン・ヴュルテンベルク州	シュトゥットガルト	17.　ノルトバーデン税理士会 18.　シュトゥットガルト税理士会 19.　ズートバーデン税理士会
バイエルン自由州	ミュンヘン	20.　ミュンヘン税理士会 21.　ニュルンベルク税理士会

（注）ドイツは 16 の州から構成される連邦国家であり、各州はそれぞれが主権を持ち、独自の州憲法、州議会、州政府及び州裁判所を有する。

４．ドイツ税理士会の会員特性〔2019.1.1 現在、ドイツ連邦税理士会 HP より〕

（１）会員の内訳

税理士（Steuerberater）	85, 495
税理士法人(Steuerberatungsgesellschaften)	10, 185
税務代理士（Steuerbevollmächtigte）及び税理士法 74 条の 2 の義務会員(*)	1, 973
合　計	97, 653

(*) 法 74 条の 2 の義務会員：税理士法人の取締役、業務執行社員または無限責任社員で、税理士もしくは税務代理士でない者。これらの者についても税理士会入会が義務づけられている。

（２）税理士会別会員数

税理士会	税理士	税理士法人	税務代理士及び74条の2の義務会員	合計
1.　ベルリン	3,507	656	98	4,261
2.　ブランデンブルク	1,004	176	23	1,203
3.　ブレーメン	763	108	13	884
4.　デュッセルドルフ	8,555	784	125	9,464
5.　ハンブルク	3,865	457	88	4,410
6.　ヘッセン	7,653	783	223	8,659
7.　ケルン	6,026	566	133	6,725
8.　メクレンブルク･フォアポメルン	731	121	22	874
9.　ミュンヘン	10,821	1,325	251	12,397
10.　ニーダーザクセン	6,775	788	155	7,718
11.　ノルトバーデン	3,067	355	54	3,476
12.　ニュルンベルク	4,656	563	79	5,298
13.　ラインラント･プファルツ	3,279	430	96	3,805
14.　ザールラント	896	110	25	1,031
15.　ザクセン	2,294	399	130	2,823
16.　ザクセン･アンハルト	839	150	29	1,018
17.　シュレスヴィヒ･ホルシュタイン	2,371	333	68	2,772
18.　シュトゥットガルト	7,506	798	138	8,442
19.　ズートバーデン	2,291	293	46	2,630
20.　テューリンゲン	1,018	158	40	1,216
21.　ヴェストファーレン・リッペ	7,578	832	137	8,547
合　　計	85,495	10,185	1,973	97,653

（３）年齢構成と平均年齢

年齢	男性会員数	女性会員数	男女会員数合計	割合（%）
70 歳超	7,720	1,564	9,284	10.6
61－70 歳	11,531	4,542	16,073	18.4
51－60 歳	13,960	7,942	21,902	25.0
41－50 歳	12,938	8,934	21,872	25.0
30－40 歳	8,972	8,221	17,193	19.7
30 歳未満	515	629	1,144	1.3
個人会員合計	55,636	31,832	87,468	100.0
平均年齢	54.7 歳	49.2 歳	52.7 歳	―

（4）男女比

個人会員 （税理士、税務代理士、法７４条の２の義務会員の合計）	男　　性	女　　性	合　　計
	55,636	31,832	87,468
比　　率（%）	63.6	36.4	100.00

（5）開業形態

形　態	数	割合（%）
個人事務所　(Einzelpraxen)	38,202	69.2
法 56 条 1 項による職業共同協定 (Berufliche Zusamenschlüsse)	6,818	12.4
税理士法人	10,185	18.4
開業総数	55,205	100.0

（6）他の専門職業資格を有する税理士

資　格	人　数	割合（%）
税理士＋公認会計士＋弁護士	465	0.5
税理士＋公認帳簿監査士＋弁護士	88	0.1
税理士＋公認会計士	9,299	10.7
税理士＋公認帳簿監査士	2,298	2.7
税理士＋弁護士	3,804	4.4
税理士＋その他の資格	3,237	3.7
税理士のみ	67,721	77.9
合　計(*)	85,067	100.0

(*) 税務代理士を含む、法 74 条の 2 の義務会員を除く

【参考】ドイツ連邦 16 州

1. バーデン・ヴュルテンベルク州　Baden-Württemberg
2. バイエルン自由州　Freistaat Bayern
3. ベルリン　Berlin
4. ブランデンブルク州　Brandenburg
5. 自由ハンザ都市ブレーメン Freie Hansestadt Bremen
6. 自由ハンザ都市ハンブルク　Freie und Hansestadt Hamburg
7. ヘッセン州　Hessen
8. メクレンブルク・フォアポンメルン州　Mecklenburg-Vorpommern
9. ニーダーザクセン州　Niedersachsen
10. ノルトライン・ヴェストファーレン州　Nordrhein-Westfalen
11. ラインラント・プファルツ州　Rheinland-Pfalz
12. ザールラント州　Saarland
13. ザクセン自由州　Freistaat Sachsen
14. ザクセン・アンハルト州　Sachsen-Anhalt
15. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州　Schleswig-Holstein
16. テューリンゲン自由州　Freistaat Thüringen

むすびに

2011年５月に「国際交流事業に関する報告書」初版を発行してから２年ごとに行い、本報告書は今回で第５版となる。

日税連及び税理士会の国際事業への積極的な取り組みとともに、国際部内での議論を経て、日税連と税理士会間の情報共有、連携を強化することにより、効果的・効率的な国際交流事業の促進に資することを目的として、取りまとめたものを報告書形式で作成し、すべての税理士会に配布することとしている。

ところで、世界経済のグローバル化、IT化はますます進んでいる。国際社会における税の賦課、徴収は、一国のみにとどまらず、国境間での税の負担の問題、PE（恒久的施設）、BEPSの運用、一般的否認規定（GAAR）など、自国のみの税務を熟知しているだけでは解決できない問題が発生している。これらの課題については、諸外国の解釈や対応についても流動的な状況にある。

一方、行政機関における効率化に向けた動きも世界的潮流にある。これにより、先進国では申告手続きも電子で行う割合が高くなり、電子申告を一定の条件のもと義務化している国も多数存在する。AI技術の進歩により、税務行政の分野での活用がさらに見込まれる状況にある。

国際部では、AOTCA会議に参加するとともに、このような国際社会での課題についてスピーカーを担うなど日本の情報発信としての役割も担っている。

グローバル化、IT化が進展するような状況にある中、税務専門家団体として、国同士の情報交換を行う場を設けることの有用性は、さらに増してきており、日税連及び税理士会の国際交流の取り組みは、ますます重要性が高まってきている。

この報告書の目的は、日税連と税理士会間の情報共有、連携を強化することにより、効果的・効率的な国際交流事業の促進に資することにあり、日税連及び税理士会での国際関係事業の更なる推進の一助となることを期待している。

むすびにあたり、本報告書の作成・編集に当たられた国際部の委員をはじめ、ご協力いただいた税理士会関係役員そして事務局の皆様に心より感謝申し上げます。

日本税理士会連合会
専務理事　瀬上 富雄
（国際部担当専務理事）

日本税理士会連合会 国 際 部

部　　長	前原　明弘	（名古屋）
副部長	小倉　　毅	（近　　畿）
副部長	松岡　宣明	（四　　国）
委　　員	浅見　　哲	（東　　京）
委　　員	末木　徳夫	（東京地方）
委　　員	茂木　　浩	（千葉県）
委　　員	大西　　勉	（関東信越）
委　　員	浅利　昌克	（北海道）
委　　員	丸岡　美穂	（東　　北）
委　　員	尾崎　秀明	（名古屋）
委　　員	畝部　泰則	（東　　海）
委　　員	中西　良彦	（北　　陸）
委　　員	金山　知明	（中　　国）
委　　員	佐藤　亮治	（九州北部）
委　　員	瀬山　美恵	（南九州）
委　　員	有銘　寛之	（沖　　縄）
特命委員	田尻　吉正	（東　　京）
担当副会長	太田　直樹	（東　　海）
担当専務理事	瀬上　富雄	（東　　京）

編集後記

この度、第５号となる「国際関係事業に関する報告書 2017－2018 年度版」を発行することが出来ました。

本報告書は３部で構成され、第Ⅰ部では日税連の国際関係事業について、主に AOTCA の活動と諸外国の税務専門家団体との継続的交流やアジア諸国を中心とした税理士制度の導入・発展のための推進活動、海外税制視察報告を掲載し、日税連の取組みを纏めております。

第Ⅱ部は、１５税理士会における国際関係事業の取組みを自由形式で纏めたものを掲載しております。各会の取組みに多様性があることに驚かされました。各会の国際関係事業への今後の積極的な取組みに期待するところです。

第Ⅲ部は、グローバル社会における税務専門家制度と日税連の国際関係事業の今後の方向性について、国際部長が取り纏めたものを掲載しております。ますます加速するビジネスの国際化による国内外の税制への対応や入国管理法の改正による国内で働く外国人労働者の増加など、様々な税の問題が身近で生じてきます。私たち税理士が税務専門家として、より一層の研鑽と質の向上が必要であり、各税理士会の国際交流事業については日税連の力強い後押しが不可欠であることを痛感しました。

終わりに、本報告書の編集に当たられました国際部委員をはじめ、原稿の執筆並びに資料の提供を頂いた各税理士会の関係役員の皆様、さらには事務局スタッフに対し、心より感謝申し上げます。本報告書が日税連及び各税理士会の今後の国際関係事業推進の参考資料として活用して頂ければ幸甚に思います。

編集担当委員　浅見　哲、大西　勉

国際関係事業に関する報告書

2017－2018年度版

2019年6月26日発行

― 編　集 ―

日本税理士会連合会国際部

― 発　行 ―

日本税理士会連合会

〒141-0032　東京都品川区大崎1－11－8

日本税理士会館８階

TEL 03-5435-0931　FAX 03-5435-0941

http://www.nichizeiren.or.jp